

令和7年定例会
総務常任委員会 年間白書

令和8年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の活動報告	P 1 ~ P 2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4 ~ P 35
4. 委員長報告等	P 36 ~ P 140
5. 所管事務調査報告書	P 141 ~ P 178
6. 行政視察報告書	P 179 ~ P 221
7. 議会報告会の概要	P 222 ~ P 225
8. 高校生議会意見書	P 226 ~ P 228

1. 委員会の活動報告

1 議案審査・協議事項

<議案審査>

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和7年6月4日、6月18日）
- ・ 9月定例会議会付託議案（令和7年9月1日、9月16日～9月18日）
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和7年11月27日、12月11日、12月23日）
- ・ 1月緊急議会付託議案（令和8年1月9日）
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和8年2月12日、2月24日、3月3日～3月6日、3月24日）

<協議会>

- ・ 三重大学との産学官連携の強化について（令和7年6月18日）
- ・ 新図書館等拠点施設整備事業の進捗状況について（令和7年6月18日）
- ・ 第3期「四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について（令和7年6月18日）
- ・ 土地開発基金による用地取得について（令和7年9月17日）
- ・ 四日市市市民自治基本条例の見直しについて（令和7年9月18日）
- ・ 第2次四日市市情報化実行計画の策定状況について（令和7年10月27日）
- ・ 消防広域化にかかる菰野町との協議について（令和7年12月11日）
- ・ 「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」の改正骨子（案）について（令和7年12月11日）
- ・ 四日市市行政改革プラン2026の骨子案について（令和7年12月11日）
- ・ 四日市市教育大綱の改定について（令和7年12月11日）
- ・ 窓口時間の見直し（短縮）について（令和8年3月5日）
- ・ 「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」の改正素案について（令和8年3月5日）
- ・ 四日市市財政プラン2026（案）について（令和8年3月5日）

2 休会中等所管事務調査

- ・ 新図書館等拠点施設整備の進捗状況について（令和7年7月28日）
- ・ 医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員について（令和7年10月27日）
- ・ 本市の財政状況について（令和8年4月13日）

3 行政視察

(令和8年1月20日～22日)

- ・全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例について（佐賀県）
- ・台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング・カンパニー熊本工場誘致に関する市の取り組みについて（熊本県熊本市）
- ・R e : ぶぜんプロジェクトについて（福岡県豊前市）

4 議会報告会

- ・令和7年10月21日 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>10人

5 特記事項

2. 委員会の構成

委員長 後藤純子

副委員長 樋口博己

委員 川村幸康

早川新平

樋口龍馬

森智子

森川慎

諸岡覚

3. 委員会開催状況

総務常任委員会事項書

令和7年5月15日(木)

1 委員長の互選について

2 副委員長の互選について

3 管内視察について

4 行政視察について

5 その他

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和7年6月4日（水）本会議休憩中

財政経営部

<予算常任委員会総務分科会>

- | | |
|---|-------------|
| 1 議案第2号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第2号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 | …補正予算書 P14～ |
|---|-------------|

その他

- | |
|---------------------|
| 2 連合審査会の開催の申し入れについて |
|---------------------|

- | |
|-------|
| 3 その他 |
|-------|

<会議用システム内のフォルダ>

- | |
|-------------------|
| 03_6月定例会議会-01_本会議 |
| 02_予算常任委員会 |
| 04_総務常任委員会 |

総務常任委員会／
予算常任委員会総務分科会
審査順序

令和7年6月18日（水）連合審査会終了後

消防本部

＜予算常任委員会総務分科会＞

- | | | |
|---|------------------------------|---------------|
| 1 | 議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第3号） | |
| | 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| | 歳出 第9款 消防費 | |
| | 第1項 消防費 | |
| | 第3目 消防施設費 | …補正予算書(2)P24～ |
| | 第2条 債務負担行為の補正 | …補正予算書(2)P10 |

＜総務常任委員会＞

- | | | |
|---|-------------------------------|-----------|
| 2 | 議案第21号 動産の取得について一高規格救急自動車 1台— | |
| | | …議案書 P73～ |

政策推進部

＜総務常任委員会＞

（協議会）

- | | | |
|---|---------------------------------|--|
| 3 | 三重大学との産学官連携の強化について | |
| 4 | 新図書館等拠点施設整備事業の進捗状況について | |
| 5 | 第3期「四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について | |

財政経営部

＜総務常任委員会＞

（付託議案）

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| 6 | 議案第8号 四日市市税条例の一部改正について | …議案書 P35～ |
| 7 | 議案第24号 損害賠償の額を定めることについて | …議案書 P82 |

＜予算常任委員会総務分科会＞

- | | | |
|---|------------------------------|---------------|
| 8 | 議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第3号） | |
| | 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| | 歳入全般 | …補正予算書(2)P12～ |
| | 歳出 第2款 総務費 | |
| | 第2項 徴税費 | …補正予算書(2)P20～ |
| | 第3条 地方債の補正 | …補正予算書(2)P11 |

＜総務常任委員会＞

（その他報告）

- | | | |
|---|---------------------------|--|
| 9 | 個人市民税・県民税（普通徴収）の納期限変更について | |
|---|---------------------------|--|

総務部

<総務常任委員会>

- | | | | |
|----|-------|--------------------------------------|-----------|
| 10 | 議案第6号 | 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について | …議案書 P26～ |
| 11 | 議案第7号 | 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | …議案書 P30～ |

危機管理統括部

<予算常任委員会総務分科会>

- | | | | |
|----|-------|--|---------------|
| 12 | 議案第3号 | 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出 第2款 総務費
第1項 総務管理費
第14目 防災対策費 | …補正予算書(2)P20～ |
|----|-------|--|---------------|

その他

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 13 | 6月定例会議会中の所管事務調査について（委員から提案があった場合） |
|----|-----------------------------------|

- | | |
|----|------------|
| 14 | 中長期テーマについて |
|----|------------|

- | | |
|----|---------------|
| 15 | 休会中所管事務調査について |
|----|---------------|

- ・日程（案）：①令和7年7月28日（月）13時30分（年間予定より）
：②令和7年8月1日（金）13時30分
- ・調査項目について

- | | |
|----|----------|
| 16 | 行政視察について |
|----|----------|

- ・候補日程：令和8年1月20日（火）から1月22日（木）（年間スケジュールより）

- | | |
|----|------------------------------|
| 17 | 9月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて |
|----|------------------------------|

- ・日時：令和7年10月21日（火） 18時30分～
- ・場所：総合会館7階第1研修室
- ・各委員会から4人

- | | |
|----|-----------------|
| 18 | ワイ！ワイ！GIKAIについて |
|----|-----------------|

- | | |
|----|-----|
| 19 | その他 |
|----|-----|

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会-01_本会議

02_予算常任委員会

04_総務常任委員会

総務常任委員会 事項書

令和7年7月28日(月) 13:30～

政策推進部

(所管事務調査)

1 新図書館等拠点施設整備の進捗状況について

その他

2 その他

- ・年間テーマのタイトルについて

<会議用システム内のフォルダ>

04_休会中(7～8月) > 04_総務常任委員会 > 7月28日休会中所管事務調査

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和7年9月1日（月）本会議終了後

財政経営部

<予算常任委員会>

- | | | |
|---|--|------------|
| 1 | 議案第31号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第4号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 | …補正予算書 P8～ |
|---|--|------------|

- | | |
|---|-----|
| 2 | その他 |
|---|-----|

<会議用システム内のフォルダ>

05_9月定例会議会-01_本会議

04_総務常任委員会

総務常任委員会／
予算・決算常任委員会総務分科会
審査順序

令和7年9月16日（火）

消防本部

＜決算常任委員会総務分科会＞

- | | | | |
|---|--------|---|------------------------|
| 1 | 議案第26号 | 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定
一般会計
歳出 第9款 消防費
第1項 消防費 | |
| | | 第1目 常備消防費 | …決算書 P208～、実績報告書 P217～ |
| | | 第2目 非常備消防費 | …決算書 P210～、実績報告書 P219～ |
| | | 第3目 消防施設費 | …決算書 P210～、実績報告書 P220～ |

＜総務常任委員会＞

- | | | | |
|---|--------|-------------------------------------|-----------|
| 2 | 議案第46号 | 動産の取得について—消防ポンプ自動車（普通免許対応 CD—I型）1台— | …議案書 P33～ |
| 3 | 議案第47号 | 動産の取得について—救助工作車Ⅱ型 1台— | …議案書 P36～ |
| 4 | 議案第48号 | 動産の取得について—30m級先端屈折式はしご付消防自動車 1台— | …議案書 P39～ |
| 5 | 議案第49号 | 動産の取得について—可搬型無線装置及び署活動系携帯無線装置— | …議案書 P42～ |

総務部

＜決算常任委員会総務分科会＞

- | | | | |
|---|--------|---|-----------------------|
| 6 | 議案第26号 | 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定
一般会計
歳出 第2款 総務費
第1項 総務管理費 | |
| | | 第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分 | …決算書 P124～、実績報告書 P44～ |
| | | 第2目 人事管理費 | …決算書 P126～、実績報告書 P49～ |
| | | 第3目 恩給及び退職年金費 | …決算書 P126～、実績報告書 P52 |
| | | 第4目 文書広報費中総務課関係部分 | …決算書 P126～、実績報告書 P52～ |
| | | 第9目 計算記録管理費 | …決算書 P132～、実績報告書 P60～ |
| | | 第15目 人権推進費 | …決算書 P136～、実績報告書 P70～ |
| | | 第23目 諸費中総務課関係部分 | …決算書 P144～、実績報告書 P83～ |
| | | 第4項 選挙費 | …決算書 P146～、実績報告書 P88～ |
| | | 第5項 統計調査費 | …決算書 P150～、実績報告書 P90 |

＜総務常任委員会＞

- | | | | |
|---|--------|--|-----------|
| 7 | 議案第38号 | 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について | …議案書 P16～ |
|---|--------|--|-----------|

危機管理統括部

<総務常任委員会>

(その他報告)

8 9月12日からの大雨による被害状況について(報告)

<決算常任委員会総務分科会>

9 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定

一般会計

歳出 第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費

…決算書P136～、実績報告書P68～

歳出 第9款 消防費

第1項 消防費

第4目 水防費

…決算書P210～、実績報告書P221

監査事務局

<決算常任委員会総務分科会>

10 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定

一般会計

歳出 第2款 総務費

第6項 監査委員費

…決算書P150～、実績報告書P90～

議会事務局

<決算常任委員会総務分科会>

11 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定

一般会計

歳出 第1款 議会費

…決算書P124、実績報告書P42～

財政経営部

<決算常任委員会総務分科会>

12 議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定

一般会計

歳出 第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中資産マネジメント課関係部分

…決算書P124～、実績報告書P48～

第5目 財政管理費

…決算書P128～、実績報告書P54～

第7目 財産管理費

…決算書P130～、実績報告書P57～

第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分

…決算書P144～、実績報告書P83～

第2項 徴税费

…決算書P144～、実績報告書P84～

歳出 第4款 衛生費

第4項 上水道費

…決算書P178～、実績報告書P157～

第5項 病院費	…決算書 P178～、実績報告書 P157～
歳出 第8款 土木費	
第7項 下水道費	…決算書 P206～、実績報告書 P213
歳出 第11款 公債費	…決算書 P226～、実績報告書 P249
歳出 第12款 予備費	…決算書 P226～、実績報告書 P250
財産区	
桜財産区	…決算書 P336～、実績報告書 P305～

<予算常任委員会総務分科会>

13 議案第 32 号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第5号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳入全般	…補正予算書(2)P18～
歳出 第2款 総務費	
第2項 徴税費	
第2目 賦課徴収費	…補正予算書(2)P24～
第4条 地方債の補正	…補正予算書(2)P13

※9月17日付で取り下げ※

14 議案第 52 号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第6号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳入全般	…補正予算書(3)P14～

<総務常任委員会>

(付託議案)

15 議案第 39 号 工事請負契約の締結について—四日市市庁舎等設備更新型E S C O事業—	…議案書 P19～
--	-----------

(協議会)

16 土地開発基金による用地取得について

財政経営部、会計管理課

<決算常任委員会総務分科会>

17 議案第 26 号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定	
一般会計	
歳入全般	…決算書 P86～、実績報告書 P13～

会計管理課

<決算常任委員会総務分科会>

18 議案第 26 号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定	
一般会計	
歳出 第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
第6目 会計管理費	…決算書 P128～、実績報告書 P56

政策推進部

<決算常任委員会総務分科会>

- 19 議案第 26 号 令和 6 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定
一般会計
歳出 第 2 款 総務費
第 1 項 総務管理費
第 1 目 一般管理費中
秘書国際課、東京事務所、広報マーケティング課関係部分
…決算書 P124～、実績報告書 P44～
第 4 目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分
…決算書 P126～、実績報告書 P52～
第 8 目 企画費
…決算書 P130～、実績報告書 P58～
第 11 目 国際化推進費中秘書国際課関係部分
…決算書 P134～、実績報告書 P64～
歳出 第 8 款 土木費
第 5 項 港湾費
…決算書 P200～、実績報告書 P199～

<予算常任委員会総務分科会>

- 20 議案第 32 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出 第 2 款 総務費
第 1 項 総務管理費
第 8 目 企画費
…補正予算書(2)P24～

※9月17日付で取り下げ※

- 21 議案第 52 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出 第 2 款 総務費
第 1 項 総務管理費
第 8 目 企画費
…補正予算書(3)P16～
第 2 条 債務負担行為の補正
…補正予算書(3)P10

<総務常任委員会>

(協議会)

- 22 四日市市市民自治基本条例の見直しについて

(その他報告)

- 23 第 3 期「四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について
24 新保々工業用地について

その他

- 25 9 月定例会月議会中の所管事務調査について

- 26 休会中所管事務調査について

・日程案：下記の日程のいずれか

①令和7年10月27日（月）午後1時30分から（年間スケジュール）

②令和7年10月31日（金）午後1時30分から

27 ワイ！ワイ！GIKAIについて

28 行政視察について

・日程：令和8年1月20日（火）から22日（木）

29 9月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：令和7年10月21日（火）18：30～

会 場：総合会館7階第1研修室

出席委員：川村委員、早川委員、森川委員、諸岡委員

30 その他

<会議用システム内のフォルダ>

05_9月定例会議会-01_本会議

02_予算常任委員会

03_決算常任委員会

04_総務常任委員会

総務常任委員会 事項書

令和7年10月27日(月) 13:30～

消防本部

(所管事務調査)

1 医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員について

総務部

(協議会)

2 第2次四日市市情報化実行計画の策定状況について

その他

3 行政視察について

- ・日程：令和8年1月20日(火)から1月22日(木)

4 ワイ！ワイ！GIKAIについて

- ・開催の候補日：令和8年1月13日(火)午後2時40分から午後4時10分
- ・開催場所：四日市大学

5 その他

<会議用システム内のフォルダ>

06_休会中(10～11月) > 04_総務常任委員会 > 10月27日休会中所管事務調査

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和7年11月27日（木）本会議休憩中

財政経営部

<予算常任委員会>

- | | | |
|---|--|-------------|
| 1 | 議案第58号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 | …補正予算書 P10～ |
|---|--|-------------|

- | | |
|---|-----|
| 2 | その他 |
|---|-----|

<会議用システム内のフォルダ>

- 07_11月定例会議会-01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 04_総務常任委員会

総務常任委員会／
予算常任委員会総務分科会
審査順序

令和7年12月11日（木）午前10時～

消防本部

＜予算常任委員会総務分科会＞

- | | | |
|---|-------------------------------|---------------|
| 1 | 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第8号） | |
| | 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| | 歳出 第9款 消防費 | |
| | 第1項 消防費 | |
| | 第1目 常備消防費 | …補正予算書(2)P52～ |
| | 第3目 消防施設費 | …補正予算書(2)P52～ |
| | 第3条 債務負担行為の補正 | …補正予算書(2)P12～ |

＜総務常任委員会＞
(協議会)

- | | |
|---|----------------------|
| 2 | 消防広域化にかかる菰野町との協議について |
|---|----------------------|

総務部

＜予算常任委員会総務分科会＞

- | | | |
|---|---|----------------|
| 3 | 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第8号） | |
| | 第3条 債務負担行為の補正 | …補正予算書(2)P12～ |
| 4 | 議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第8号） | |
| | 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| | 歳出 第1款 議会費 ～ 第10款 教育費（人件費補正分） | …補正予算書(2)P28～ |
| 5 | 議案第61号 令和7年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
（人件費補正分） | …補正予算書(2)P78～ |
| 6 | 議案第62号 令和7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（人件費補正分） | …補正予算書(2)P94～ |
| 7 | 議案第63号 令和7年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算
（第1号）（人件費補正分） | …補正予算書(2)P114～ |
| 8 | 議案第64号 令和7年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（人件費補正分） | …補正予算書(2)P134～ |
| 9 | 議案第65号 令和7年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（人件費補正分） | …補正予算書(2)P154～ |

＜総務常任委員会＞

- | | | |
|----|---|----------|
| 10 | 議案第70号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について | …議案書P6～ |
| 11 | 議案第71号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について | …議案書P8～ |
| 12 | 議案第72号 四日市市職員給与条例の一部改正について | …議案書P10～ |

- | | | | |
|----|--------|--|----------|
| 13 | 議案第73号 | 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について | …議案書P28～ |
| 14 | 議案第74号 | 四日市市公契約条例の一部改正について | …議案書P31～ |
| 15 | 議案第75号 | 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について | …議案書P32～ |

**<総務常任委員会>
(協議会)**

- | | |
|----|---|
| 16 | 「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」の改正骨子(案)について |
|----|---|

(その他報告)

- | | |
|----|--|
| 17 | 情報システム標準化の延期について |
| 18 | 小牧西スポーツ広場におけるローラー事故にかかる損害賠償請求訴訟の判決確定について(報告) |

財政経営部

<予算常任委員会総務分科会>

- | | | |
|----|--------|------------------------|
| 19 | 議案第60号 | 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第8号) |
| | 第1条 | 歳入歳出予算の補正 |
| | 歳入全般 | …補正予算書(2)P20～ |
| | 歳出 | 第2款 総務費 |
| | 第1項 | 総務管理費 |
| | 第23目 | 諸費 |
| | 第3条 | 債務負担行為の補正 |
| | 第4条 | 地方債の補正 |
| | | …補正予算書(2)P12～ |
| | | …補正予算書(2)P15 |

**<総務常任委員会>
(付託議案)**

- | | | | |
|----|--------|--|----------|
| 20 | 議案第76号 | 四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について | …議案書 P35 |
|----|--------|--|----------|

(協議会)

- | | |
|----|-------------------------|
| 21 | 四日市市行政改革プラン2026の骨子案について |
|----|-------------------------|

(その他報告)

- | | |
|----|--------------------------|
| 22 | 指定管理者制度における人件費スライド精算について |
| 23 | 総合会館地下1階及び1階のレイアウトについて |

危機管理統括部

<予算常任委員会総務分科会>

24	議案第60号	令和7年度四日市市一般会計補正予算（第8号）	
	第1条	歳入歳出予算の補正	
	歳出	第2款 総務費	
		第1項 総務管理費	
		第14目 防災対策費	…補正予算書(2)P30～
	歳出	第3款 民生費	
		第4項 災害救助費	
		第1目 災害救助費	…補正予算書(2)P36～
	歳出	第9款 消防費	
		第1項 消防費	
		第4目 水防費	…補正予算書(2)P54～
	第3条	債務負担行為の補正	…補正予算書(2)P12～

<総務常任委員会>

25	議案第86号	動産の取得について—密閉式簡易トイレセット—	…議案書P62～
----	--------	------------------------	----------

政策推進部

<予算常任委員会総務分科会>

26	議案第60号	令和7年度四日市市一般会計補正予算（第8号）	
	第1条	歳入歳出予算の補正	
	歳出	第8款 土木費	
		第5項 港湾費	…補正予算書(2)P48～
	第3条	債務負担行為の補正	…補正予算書(2)P12～

<総務常任委員会>

（付託議案）

27	議案第89号	訴えの提起について	…議案書P73～
----	--------	-----------	----------

（協議会）

28	四日市市教育大綱の改定について
----	-----------------

（所管事務調査）

29	令和7年度四日市市大学運営協議会報告について
----	------------------------

議会事務局

<予算常任委員会総務分科会>

30	議案第60号	令和7年度四日市市一般会計補正予算（第8号）	
	第1条	歳入歳出予算の補正	…補正予算書(2)P28～
	歳出	第1款 議会費	
	第3条	債務負担行為の補正	…補正予算書(2)P12～

他の常任委員会の所管に属しない事項

<総務常任委員会>

31 発議第11号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書の提出について

その他

32 11月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

33 休会中の所管事務調査について

- ・日程（案）：①令和8年1月19日（月）午後1時30分（年間予定より）
：②令和8年1月26日（月）午後1時30分
- ・調査項目について

34 行政視察について

35 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

○平日開催

- ・日時：令和8年3月26日（木） 午後6時30分～午後8時30分
- ・場所：総合会館7階第1研修室
- ・出席者：議長、4常任委員会から各2名（計9名）

○休日開催

- ・日時：令和8年3月28日（土） 午後2時00分～午後4時00分
- ・場所：茶業振興センター
- ・出席者：副議長、4常任委員会から各2名（計9名）

36 高校生議会が出された意見書について

37 その他

<会議用システム内のフォルダ>

- 07_11月定例会議会-01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 04_総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和7年12月23日（火）本会議休憩中

財政経営部

<予算常任委員会>

- | | | |
|---|--|---------------|
| 1 | 議案第91号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第9号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 | …補正予算書(3)P14～ |
|---|--|---------------|

- | | |
|---|-----|
| 2 | その他 |
|---|-----|

<会議用システム内のフォルダ>

- 07_11月定例会議会-01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 04_総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和8年1月9日（金）本会議休憩中

財政経営部

<予算常任委員会>

- | | | |
|---|---|-------------|
| 1 | 議案第96号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第10号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 | …補正予算書 P14～ |
|---|---|-------------|

- | | |
|---|-----|
| 2 | その他 |
|---|-----|

<会議用システム内のフォルダ>

- 08の1_1月緊急議会-01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 04_総務常任委員会

総務常任委員会 事項書

令和 8 年 1 月 26 日 (月) 13:30～

その他

1 行政視察のふり返りと施策への活用について

2 その他

<会議用システム内のフォルダ>

08_休会中(12～2月) > 04_総務常任委員会 > 1月26日総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和8年2月12日（木）本会議休憩中

財政経営部

<予算常任委員会総務分科会>

- | | | |
|---|--------------------------------|-------------|
| 1 | 議案第97号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第11号） | |
| | 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| | 歳入全般 | …補正予算書 P14～ |
| | 第2条 債務負担行為の補正 | …補正予算書 P10 |

総務部

<予算常任委員会総務分科会>

- | | | |
|---|--------------------------------|-------------|
| 2 | 議案第97号 令和7年度四日市市一般会計補正予算（第11号） | |
| | 第1条 歳入歳出予算の補正 歳出 | |
| | 第2款 総務費 | |
| | 第4項 選挙費 | |
| | 第5目 衆議院議員選挙費 | …補正予算書 P16～ |

その他

- | | |
|---|-----|
| 3 | その他 |
|---|-----|

<会議用システム内のフォルダ>

- 09_2月定例会議会-01_本会議
 - 02_予算常任委員会
 - 04_総務常任委員会

総務常任委員会事項書

令和8年2月24日（火）本会議休憩中

<総務常任委員会>

1 付託予定請願の扱いについて

<会議用システム内のフォルダ>

08_2月定例会議会-01_本会議

04_総務常任委員会

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和8年3月3日(火) 10:00～

消防本部

<予算常任委員会総務分科会>

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1 議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算 | |
| 一般会計 | |
| 第1条 歳入歳出予算 歳出 | |
| 第9款 消防費 | |
| 第1項 消防費 | |
| 第1目 常備消防費 | …予算書 P238～ |
| 第2目 非常備消防費 | …予算書 P240～ |
| 第3目 消防施設費 | …予算書 P242～ |
| 第2条 債務負担行為(関係部分) | …予算書 P16～ |

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| 2 議案第148号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第12号) | |
| 一般会計 | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 歳出 | |
| 第9款 消防費 | |
| 第1項 消防費 | |
| 第1目 常備消防費 | …補正予算書(2)P70～ |
| 第2目 非常備消防費 | …補正予算書(2)P70～ |
| 第3目 消防施設費 | …補正予算書(2)P70～ |

<総務常任委員会>

- | | |
|-------------------------------|------------|
| 3 議案第129号 四日市市火災予防条例の一部改正について | …議案書 P127～ |
| 4 議案第146号 物損事故に関する和解について | …議案書 P178～ |

政策推進部

<予算常任委員会総務分科会>

- | | |
|----------------------------|------------|
| 5 議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算 | |
| 一般会計 | |
| 第1条 歳入歳出予算 歳出 | |
| 第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第1目 一般管理費中 | |
| 秘書国際課、東京事務所、広報マーケティング課関係部分 | …予算書 P98～ |
| 第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分 | …予算書 P104～ |
| 第8目 企画費 | …予算書 P108～ |
| 第11目 国際化推進費中秘書国際課関係部分 | …予算書 P112～ |
| 第8款 土木費 | |
| 第5項 港湾費 | …予算書 P228～ |
| 第2条 債務負担行為(関係部分) | …予算書 P16～ |

6	議案第 148 号	令和 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 12 号)	
	一般会計		
	第 1 条	歳入歳出予算の補正 歳出	
	第 2 款	総務費	
	第 1 項	総務管理費	
	第 8 目	企画費	…補正予算書(2)P40～
	第 11 目	国際化推進費中秘書国際課関係部分	…補正予算書(2)P42～
	第 8 款	土木費	
	第 5 項	港湾費	…補正予算書(2)P66～

総務部

<予算常任委員会総務分科会>

7	議案第 98 号	令和 8 年度四日市市一般会計予算	
	一般会計		
	第 1 条	歳入歳出予算 歳出	
	第 2 款	総務費	
	第 1 項	総務管理費	
	第 1 目	一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分	…予算書 P98～
	第 2 目	人事管理費	…予算書 P102～
	第 3 目	恩給及び退職年金費	…予算書 P104～
	第 4 目	文書広報費中総務課関係部分	…予算書 P104～
	第 9 目	計算記録管理費	…予算書 P110～
	第 15 目	人権推進費	…予算書 P116～
	第 23 目	諸費中総務課関係部分	…予算書 P126～
	第 4 項	選挙費	…予算書 P134～
	第 5 項	統計調査費	…予算書 P136～
	第 2 条	債務負担行為 (関係部分)	…予算書 P16～

8	議案第 148 号	令和 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 12 号)	
	一般会計		
	第 1 条	歳入歳出予算の補正 歳出	
	第 2 款	総務費	
	第 1 項	総務管理費	
	第 1 目	一般管理費中総務課関係部分	…補正予算書(2)P40～
	第 2 目	人事管理費	…補正予算書(2)P40～
	第 9 目	計算記録管理費	…補正予算書(2)P42～
	第 4 項	選挙費	…補正予算書(2)P46～
	第 2 条	繰越明許費の補正 (関係部分)	…補正予算書(2)P11～

<総務常任委員会>

(付託議案)

9	議案第 110 号	四日市市行政手続条例の一部改正について	…議案書 P5～
10	議案第 111 号	四日市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	

- 11 議案第 112 号 四日市市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
 …議案書 P6～
 …議案書 P7～

(協議会)

- 12 窓口時間の見直し(短縮)について
 13 「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」の改正素案について

(所管事務調査)

- 14 令和7年度同和行政推進審議会及び令和7年度人権施策推進懇話会について

(その他報告)

- 15 「第2次四日市市情報化実行計画」について
 16 運動施設等における整地用ローラーの事故防止策について(調査結果)

財政経営部

<予算常任委員会総務分科会>

- 17 議案第 98 号 令和 8 年度四日市市一般会計予算
 一般会計
 第 1 条 歳入歳出予算 歳出
 第 2 款 総務費
 第 1 項 総務管理費
 第 1 目 一般管理費中資産マネジメント課関係部分 …予算書 P98～
 第 5 目 財政管理費 …予算書 P104～
 第 7 目 財産管理費 …予算書 P106～
 第 23 目 諸費中収納推進課、財政課関係部分 …予算書 P126～
 第 2 項 徴税費 …予算書 P128～
 第 4 款 衛生費
 第 4 項 上水道費 …予算書 P192～
 第 5 項 病院費 …予算書 P192～
 第 6 款 農林水産業費
 第 3 項 農地費
 第 1 目 農地総務費中財政課関係部分 …予算書 P202～
 第 8 款 土木費
 第 7 項 下水道費 …予算書 P236～
 第 11 款 公債費 …予算書 P268～
 第 12 款 予備費 …予算書 P270～
 第 2 条 債務負担行為(関係部分) …予算書 P16～
 第 5 条 歳出予算の流用 …予算書 P9～
 18 議案第 109 号 令和 8 年度四日市市桜財産区予算
 財産区
 桜財産区 …予算書(特別会計・財産区) P205～

19	議案第 148 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 12 号)	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正 歳出	
	第 2 款 総務費	
	第 1 項 総務管理費	
	第 7 目 財産管理費	…補正予算書(2)P40～
	第 23 目 諸費中収納推進課、財政課関係部分	…補正予算書(2)P44～
	第 11 款 公債費	…補正予算書(2)P78～
	第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分)	…補正予算書(2)P11～

<総務常任委員会>

(その他報告)

20	四日市市行政改革プラン 2026 (案) について
----	---------------------------

財政経営部、会計管理課

<予算常任委員会総務分科会>

21	議案第 98 号 令和 8 年度四日市市一般会計予算	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算	
	歳入全般	…予算書 P24～
	第 3 条 地方債	…予算書 P19～
	第 4 条 一時借入金	…予算書 P9～

22	議案第 148 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 12 号)	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正	
	歳入全般	…補正予算書(2)P22～
	第 4 条 地方債の補正	…補正予算書(2)P16～

23	議案第 157 号 令和 8 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正	
	歳入全般	…補正予算書(3)P14～
	第 2 条 地方債の補正	…補正予算書(3)P10

<総務常任委員会>

(協議会)

24	四日市市財政プラン 2026 (案) について
----	-------------------------

会計管理課

<予算常任委員会総務分科会>

25 議案第 98 号 令和 8 年度四日市市一般会計予算
一般会計
第 1 条 歳入歳出予算 歳出
第 2 款 総務費
第 1 項 総務管理費
第 6 目 会計管理費

…予算書 P106～

26 議案第 148 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 12 号)
一般会計
第 1 条 歳入歳出予算の補正 歳出
第 2 款 総務費
第 1 項 総務管理費
第 6 目 会計管理費

…補正予算書(2)P40～

危機管理統括部

<予算常任委員会総務分科会>

27 議案第 98 号 令和 8 年度四日市市一般会計予算
一般会計
第 1 条 歳入歳出予算 歳出
第 2 款 総務費
第 1 項 総務管理費
第 14 目 防災対策費
第 9 款 消防費
第 1 項 消防費
第 4 目 水防費

…予算書 P116～

…予算書 P242～

28 議案第 148 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 12 号)
一般会計
第 1 条 歳入歳出予算の補正 歳出
第 2 款 総務費
第 1 項 総務管理費
第 14 目 防災対策費

…補正予算書(2)P42～

監査事務局

<予算常任委員会総務分科会>

29 議案第 98 号 令和 8 年度四日市市一般会計予算
一般会計
第 1 条 歳入歳出予算 歳出
第 2 款 総務費
第 6 項 監査委員費

…予算書 P138～

議会事務局

<予算常任委員会総務分科会>

30 議案第 98 号 令和 8 年度四日市市一般会計予算
一般会計
第 1 条 歳入歳出予算 歳出
第 1 款 議会費

…予算書 P98～

<総務常任委員会>

31 請願第 6 号 四日市市議会議員定数の見直しを求めることについて

その他

32 2 月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

33 議会報告会に代わる動画の作成について

34 休会中の所管事務調査について

- ・日程（案）：①令和 8 年 4 月 13 日（月）午後 1 時 30 分（年間予定より）
：②令和 8 年 4 月 17 日（金）午後 1 時 30 分
- ・調査項目について

35 年間テーマについて

テーマ：「人権」「四日市の将来ビジョン」

36 4 常任委員会報告会について

- ・日時：令和 8 年 4 月 20 日（月） 午後 1 時 30 分～

37 年間白書の作成について

38 その他

<会議用システム内のフォルダ>

09_2 月定例月議会-01_本会議

02_予算常任委員会

04_総務常任委員会

総務常任委員会 審査順序

令和8年3月24日（火）本会議休憩中

議会事務局

<総務常任委員会>

- 1 請願第6号 四日市市議会議員定数の見直しを求めることについて

<会議用システム内のフォルダ>

- 09_2月定例会議会-01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 04_総務常任委員会

総務常任委員会 事項書

令和8年4月13日(月) 13:30～

財政経営部

(所管事務調査)

1 本市の財政状況について

その他

2 4 常任報告会について

・日程：令和8年4月20日(月) 13時30分から

3 年間白書について

4 その他

<会議用システム内のフォルダ>

10_休会中(3～5月) > 04_総務常任委員会

4. 委員長報告等

予算常任委員会総務分科会長報告(令和7年6月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第2号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和7年6月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第3号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

【消防本部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

消防車両購入費

Q. 納車の遅れによって、引き続き使用することになる車両は、車検期間など使用に問題はないのか。

A. 救助工作車は2年に1回の車検を受けており、新しい車両が納入されるまでの間、現在の車両の車検を受けて対応する。また、使用期間が延びることになるが、定期点検やメンテナンスを行い、不備がないように対応する。

Q. 既存車両を使い続けることで、自動車NOx・PM法などの規制は問題ないのか。

A. 規制には適合しているので問題ない。

Q. 今後に更新を予定している車両でも、今回と同様に納期に間に合わないことが予想されるが、どのように更新計画を立てるのか。

A. 他自治体では、救助工作車や他の消防車両において、単年度で調達できない場合が発生していると聞いており、今後は、必要に応じて債務負担行為を前提とした予算要求を検討する。

○第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

《歳出第2款総務費 第2項徴税費》

○第3条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【危機管理統括部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費≫

コミュニティ助成事業費補助金

Q. 県において、申請に対する採択、不採択はどのようにして決まっているのか。

A. 1市町から1団体ずつあった申請に対し、自治総合センターにより決められた配分件数を超えた場合には、県が定める優先順位に基づき選定が行われる。

Q. 申請が不採択となった場合、再び同じ内容で申請することは可能か。また、市として不採択となった団体に対して何かしらの支援は行っているのか。

A. 再び同じ内容で申請することも可能である。また、不採択となった団体に対しては、コミュニティ助成事業費補助金と補助率は異なるが、市単独の地区防災組織活動補助金の活用について案内を行っている。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和7年6月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました5議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第6号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正につきまして、委員からは、子の年齢に応じた子育て支援制度を記載した「子育てハンドブック」とはどんな内容なのかとの質疑があり、理事者からは、子育てに関して、本市の職員が活用できる休暇や給付金などが記載されている冊子であるとの答弁がありました。

また、委員からは、子育てハンドブックの意思確認書とは、具体的に何を確認するものかとの質疑があり、理事者からは、職場の円滑な業務遂行や人員配置のため、育児休暇等の取得の意思やその期間を確認するものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、育児休業制度の普及が進む一方で、代替要員のいない職場では、残された職員の業務負担が増加しており、心身の不調や退職につながる懸念がある。代替要員を確保する仕組みを構築する必要があるのではないかとの質疑があり、理事者からは、複数の職員が休んでいる職場については、可能な限り正職員を配置しており、また、退職した本市の職員に協力を仰ぎ、人材バンクのような形で代替要員を確保する試みを始めているとの答弁がありました。

次に、議案第7号 四日市市職員の育児休業等に関する条

例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第8号 四日市市税条例の一部改正につきまして、委員からは、公示送達の内容について確認があり、理事者からは、税の通知は郵送を基本としており、通知が何らかの理由により返送された場合は、通知が完了したと法的に確定させるため、市庁舎前の掲示板に掲示する「公示送達」が必要となる。今回の改正により、この掲示を電子化するものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、公示送達で個人情報を掲示することの問題はないのかとの質疑があり、理事者からは、改正後の地方税法に3つの公示事項が定められており、そのうち個人情報にかかわるものは対象者の氏名である。そのため個人情報としては、対象者の氏名のみを公示するとの答弁がありました。

次に、議案第21号 動産の取得について一高規格救急自動車 1台一について、委員からは、日勤救急隊の創設のために、新たに1台の救急車を配備する理由や、その役割とメリットについて確認があり、理事者からは、現在、11台の救急車が24時間対応で稼働しているが、救急出動の約半数が午前8時から午後5時に偏っている状況であり、救急需要が高い昼間の時間帯に対応する日勤救急隊を新たに創設することにより、現場到着時間の短縮につながり、市民サービスの向上を図ることができる。また、家庭の事情などで、24時間の

交代勤務が困難な職員も、現場活動ができるというメリットがあるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、働き方改革としての救急隊の運用の見直しは理解できるが、組織全体での働き方についても配慮を行うことと、日勤救急隊の創設に伴う市民への影響について、具体的なデータを示して、客観的に説明できるようにすべきだとの意見がありました。

次に、議案第24号 損害賠償の額を定めることについて、委員からは、対象物件の周辺では、同様のミスは発生していないのかとの質疑があり、理事者からは、対象の物件は工場や倉庫が建ち並ぶ地域にある共同住宅であり、周囲には住宅がないことから同様のミスはない。固定資産税は、本人からの申告に基づいて税額を決めるのではなく、市が調査及び評価をして税額を決める賦課課税方式であり、税に対する市民からの信頼の上に成り立っている制度であることを改めて認識し、信頼回復に努めたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、具体的にどのような再発防止策を講じるのかとの質疑があり、理事者からは、住宅用地特例に関する土地と家屋のそれぞれの課税台帳のデータを突合し、不整合を洗い出す作業を進めているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和7年9月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第31号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第4号)

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

Q. この議案を先議しなければならない理由を確認したい。

A. 来年度にデザインビルド方式で実施する工事の受注者を、プロポーザル方式で選定することを予定しており、債務負担行為の計上などの必要な手続きを整理すると、スケジュールが厳しいことから、先議での議決を求めるものである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

決算常任委員会総務分科会長報告(令和7年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定

【消防本部・経過】

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1日常備消防費》

職員採用について

- Q. 不用額調書の記載で、育児休業の取得や退職した職員がいたことと、会計年度任用職員を採用できなかったことで不用額が生じているが、消防本部の職員は足りているのか。
- A. 職員の条例定数は381人となっているが、令和6年度の職員数は、378人だった。そのうち、12人が育児休業を取得しているが、消防本部の運営に大きな支障はなく、職員は足りていると考えている。
- Q. 班を組んで交替勤務を行っていると思うが、その中で育児休業などの理由で欠員が発生した場合、どのように対応するのか。
- A. 職員の配置については、休暇の取得や研修派遣ができるよう、それを見越した配置を行っているが、不足が生じた場合は、消防車や救急車を出動させる最低の人員を確保するために、週休日等の人員を調整して対応している。
- Q. 世間では人材不足が深刻になってきているが、職員採用の募集に対して志望者数の増減はどうか。
- A. SNSで募集を宣伝したり、就職セミナーへ参加するなど、本市の消防本部を積極的にアピールしていることもあり、令和8年度採用の募集は、前期試験で5人の募集に対して80人程度が、後期試験で3人の募集に対して40人程度が応募してきている状況であり、採用難にはなっていない。
- Q. 他市町と比較しても応募者数は多いのか。また、応募が多い理由をどう考えるか。
- A. 応募者数が少ない自治体もあると聞いており、本市の応募者数は多いと考えている。その理由は、積極的な広報に加え、県の代表消防機関ということや、他にはない特殊な部隊があったり、休暇や給与など処遇面の良さが魅力となり、多くの応募に繋がっていると推測している。
- Q. 職員の採用試験は他の消防本部と同じ日に実施しているのか
- A. 本市では、前期と後期に2回の試験を実施しており、前期試験は他の消防本部の採用試験とは被らないが、後期試験は県内の15の消防本部で同じ日に実施している。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

救急映像等伝送システムについて

Q. 全体の救急出動のうちで、救急映像等伝送システムを使用する割合を確認したい。

A. 令和6年中は、全体の搬送件数の1万4253件のうち、8920件で使用しており、割合は63%である。

消防車両購入費について

Q. 消防本部の特殊車両は高価だが、過剰な装備が着いていて、不必要な支出になっているのではないかと心配がある。高価でも適正価格はあると思うが、どのように車両購入のための予算を見積もっているのか。

A. 例えば、高規格救急自動車には一定の規格があり、自治体ごとに仕様が大きく異なるわけではない。価格は他の消防本部の導入実績を調査した上で、入札において決定している。

(意見) 税金で購入している以上、適正価格で購入する努力は続ける必要がある。不必要な支出をしていないかを、今後も引き続き確認してほしい。

《その他》

救急概要について

Q. 救急搬送先の輪番制での対応について、市立四日市病院の負担が約半数を占めており、偏りが大きい。市立四日市病院の医師や看護師ばかりが疲弊する可能性があり、病院間の連携と受け入れ体制を改善すべきではないか。

A. 市立四日市病院と輪番を組んでいる県立総合医療センターや四日市羽津医療センターの状況を伺うと、緊急搬送の受入に積極的な状態であり、体制も整えられている。

Q. 救急要請の適正化は社会問題だが、過剰なサービスとならないように、費用対効果を検証し、消防体制の規模縮小や選定療養費の導入検討など、将来的に課題になることについて検討を始めるべきではないか。

A. 今後、高齢化により救急需要は増加するが、人口減少による税収減も想定される。現在は必要な消防体制を維持するが、時代が進んで状況が変わった時には、人口規模に合わせた消防体制に見直す必要があると考える。

Q. 医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）による搬送はどのくらいあるのか。

A. 令和6年中の件数は正確に把握できていないが、令和7年は1月から6月の半年間で25件発生している。

火災件数について

Q. 地区別の火災件数に差があるが、発生が多い地域の特性や、建物の老朽化具合、構造など、発生の要因を分析しているか。

A. 地域特性などによる分析はしていない。令和6年中の建物火災では、コンロやストーブといった機器が要因となる火災が多く、建物の老朽化や構造によるものではない。(意見) 特に要因が多いものに絞って火災予防の啓発をしてほしい。

Q. モバイルバッテリーからの出火による火災は何件あるか。

A. 令和6年中に本市で火災として扱った事例はないが、全国的にはモバイルバッテリーをはじめとするリチウムイオン電池が入った製品の火災が増えている。

Q. 消防本部はリチウムイオン電池の発火について、どのような啓発をしているのか。

A. 各戸に配付する防火だよりで啓発するとともに、職員が作成した動画をSNSに投稿して注意喚起をしている。

(意見) ごみ収集の観点から環境部も啓発しているが、消防本部としても情報発信は続けてほしい。

救急車の運用にかかる費用について

Q. 本市の救急車の運用にかかる費用は他市と比べて高いのか。

A. 救急車の運用経費について全国で統一した考え方はなく、他市との比較は難しいが、車両や資機材はおおむね同じようなものを使っているため、経費は他の自治体と大差ないと考えられる。

選定療養費の徴収について

Q. 救急車の運用に係る経費が、自治体間であまり差がないのであれば、選定療養費を徴収する地域と徴収しない地域があるという差は何なのか。

A. 地域での医療現場のひっ迫が背景にある。本市は救急件数が増加しているものの、医療現場がひっ迫している状況にないため、現在のところ選定療養費の導入は必要ないと考える。

Q. 選定療養費の徴収は、大きな病院での軽症者の受診を抑制して、医療現場を混乱から守るためのものという認識だったが、市立四日市病院の場合は、選定療養費を払えば紹介状なしでも受診できるのか。

A. 病院の一般外来や時間外窓口へ直接行って、紹介状なしでも受診することはできるが、選定療養費を支払う必要がある。なお、緊急搬送の場合はやむを得ない場合ということで、市立四日市病院のほか、県立総合医療センターや四日市羽津医療センターも選定療養費を徴収していない。

Q. 市立四日市病院は赤字経営だが、消防本部として市立四日市病院へ選定療養費の徴収を勧めることはあるか。

A. 本市の救急搬送は、他市と比較するとひっ迫しておらず、現時点で市立四日市病院に対して選定療養費の徴収を勧める状況ではない。今後も、市民に対して救急車の適正利用を周知する。

決算額について

Q. 消防本部の決算額は増加しているのか。

A. 近年、消防署や出張所などのハード面での整備が連続しており、増加しているが、基本的には人件費が予算の大半を占めているため、施設整備が終われば、決算額も減っていく見込みである。

【総務部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

時間外勤務について

Q. 令和5年度と6年度の比較は資料に記載されているが、それ以前と比較すると、長時間労働者は減少しているのか。

A. 1日当たりの平均時間外労働時間は、令和2年度が19.3時間、令和3年度は20.1時間であったが、令和6年度は18.3時間となり、減少傾向にある。

Q. 時間外労働はあまり改善されていないように思うが、現状をどのように認識しているのか。

A. 全体の時間外労働の量だけではなく、一部の職員に長時間勤務が集中していることが問題であるのとらえ、人員不足だけではなく、業務の偏りを解消することに努めており、長時間労働が見込まれる職員を把握し、業務分担の見直し等で状況の改善に取り組んでいる。

Q. 正職員の一割である457人が、年間残業時間が360時間を超えている現状を深刻に受け止めるべきだと考えるが、考えを確認したい。

A. 労働人口が減っていく世の中で選ばれる職場になるためには、長時間労働の改善が必須だと考える。将来的に、時間外労働時間の目標値を達成した後も、業務の偏りをなくすなど、職員のワークライフバランスの実現に取り組む。

Q. 主要施策実績報告書の働きがいに関するアンケートで、肯定的な職員の割合は約66%と低く、様々な取り組みの効果が出ていないが、どのように考えるのか。

A. 長時間勤務と心の健康問題の関連性も考慮しつつ、今後も様々な方法を実施して、職員の健康維持に努める。

Q. 根本的に改善するには、職員を増やすか業務を削減するしかないと考える。働き方改革が進まないことは、市民サービスの低下につながるのでは、データに基づいて適切に対応すべきではないか。

A. 限られた人的資源の最適な配置が課題であり、今年度からは、職員自身の得意分野で、他部局の仕事を手伝う「庁内副業制度」を試行している。今後も先進事例を参考に、効果的な取り組みに努める。

(意見) 職員が健康であり、仕事に充実感を持って働くことが、市民サービスの向上につながるため、もっと踏み込んだ取り組みを行うべきだ。

女性管理職の登用について

Q. 30代を境に男性職員の数と女性職員の数が逆転する現象は、他の年度でも発生する

のか。

A. 採用時の男女比は各年代でほぼ均等だったが、現在の 50 代以上の男性比率が高い理由としては、過去に女性が働きやすい制度が不十分だったためだと考えており、育児休業制度の拡充などで今後は改善されると分析している。

Q. 市として何か対策したのか。

A. 国が推奨する内容以外に様々な制度を取り入れているが、主な改正は国の制度改革による部分が多い。

Q. 今から 10 年から 20 年後には男女の職員数の開きは少なくなっていると考えてよいか。

A. 過去には職務経験に男女差があったが、現在は男女で均等に経験を積んでいるので、能力や適性に合った登用を続けていけば、女性管理職は増えていくと考える。

(意見) 採用時の男女比に対して、管理職の女性比率は著しく低いのではないかと。女性の視点を活かした職場環境改善のため、多少の優遇も視野に入れて、積極的に女性管理職を登用すべきである。

フリーアドレスの試行的導入事業費、コラボレーションスペース設置経費について

Q. フリーアドレスを試行導入して 1 年が経過したが、どのように評価しているのか。

A. ペーパーレス化とコミュニケーション活性化に効果があった。また、その効果を引き継ぐために設置した 11 階のコラボレーションスペースも、会議の円滑化やオンライン研修に活用され、働き方改革につながっている。

Q. フリーアドレスは、現在導入している商業労政課・工業振興課以外には導入しないのか。

A. 希望はあるものの、ペーパーレス化の推進と合わせて進める必要があるため、現在導入している部署以外には導入していない。

Q. 効果があったのであれば、もっと積極的に広めるべきではないか。

A. フリーアドレスは職員間の連携強化に効果があるが、公文書の電子化や執務スペースの確保など全庁展開には課題が多く、まずは、決裁の電子化など紙文化からの脱却を優先的に進め、その上で改めて検討していきたい。

Q. 導入した効果があると判断した根拠を確認したい。

A. 利用した職員へのアンケートを元に判断しており、半数以上から、コミュニケーション会議が活性化したなど声が寄せられた。

Q. 11 階のコラボレーションスペースは何をするための場所なのか。

A. オンライン会議や課内会議など数人で集まる程度の小規模な会議のほか、副次的にはお昼休憩の利用など、1 日に 30 人ほどの職員に利用されている。

(意見) 昼休みに市役所ロビーや総合会館のソファで休憩する職員が多く見られる。業務効率の向上に加え、職員が人目を気にせず休憩できる環境に配慮すべきである。

男性の育児休業について

Q. 男性職員の育児休業の取得状況を確認したい。

- A. 令和6年度では57人が取得しており、取得率は69.6%である。男性の育児休業の取得に関する周知が進んでおり、取得期間が少しずつ長くなっている傾向がある。
- Q. 育児休業を取得しなかった3割の男性職員の、育児休業を取得しなかった理由を確認したい。
- A. 家庭事情に関わるので人事課として聴き取りはしていないが、親と同居しているなど、ほかに育児に関われる家族があることなどが考えられる。
- Q. 市は、男性の育児休業を推奨する立場であるはずなのに、なぜその部分を把握しないのか。本当は取得したいけど取得できない理由こそ、分析して改善する必要があるのではないか。
- A. 今後は理由を聞いて、分析していきたい。
- (意見) 分析が進めば、今よりも働きやすい職場になることに加えて、それは時間外労働の削減などにもつながると考えるので、積極的に取り組んでほしい。

入札について

- Q. 物価高騰等による入札不調について、すぐに再入札を行わず、事業の先延ばしも検討すべきではないか。民間企業では相場が落ち着くまで見送る例もあり、予算消化ありきではなく、事業の緊急性を見極める視点も必要ではないか。
- A. 昨年度の入札不調40件のうち工事は7件で、主な原因は、入札参加者がいなかったためである。案件のほとんどが老朽化した施設の改修であり、事業の先送りは難しいと考える。
- (意見) 国の基準や他の関係法令との整合性を確認し、税金の無駄遣いを防ぐために、適切に入札を執行する必要があると考える。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

長期休業者について

- Q. こころの健康問題による長期休業者は、その要因が庁内なのか対外的な対応なのかを分析し、職員の適性を考慮して配置すべきではないか。
- A. こころの病による休職者が多い部署は、必ずしも職場環境が悪いわけではない。復帰後の職員を人数の多い部署へ異動させて、1人当たりの業務負担を軽くするなど工夫しているが、再発する場合もあり、慎重に判断したい。
- (意見) 市民対応の多い部署で多い傾向が読み取れるので、一人に対応させずに複数人で対応するなど、配慮して予防すべきである。
- Q. こころの健康問題による欠員は、周囲の職員の負担を増やし、負担の連鎖を生んでいると考えられるが、どのように対処するのか。
- A. 病気休職者の代替要員は配置せず、周囲の職員が業務を補っているのが現状である。今後は休職者本人だけでなく、周囲の職員へのサポートも重要となる。庁内副業制度の検証も含め、新たな手立てを模索する。
- Q. 職員の欠員は速やかに補充すべきである。放置すれば周囲の負担が増える上に、業務が滞る可能性があるため、改善すべきではないか。

A. 欠員に対して、緊急の場合には、課内や部内での人員配置の変更など、柔軟な対応を行っているが、休職期間の見通しがたてにくく、短期である場合もあり、代替要員を配置するタイミングが難しい実情がある。

(意見) 3か月以上の長期休職は業務に支障をきたし、周囲の負担も大きい。短期での復帰を期待して欠員を放置するのではなく、代替要員を補充するルールを明確に設けるべきだ。

Q. 正職員が、3170人で業務が問題なく遂行される計画で、人員配置を考えているのであれば、そのうちに休業者がいると、補助的な役割である非正規職員を合わせても、人員不足になっているのではないか。

A. 時間外勤務や育児・病気休暇の人数などを考慮した上で、年度ごとに必要な人員配置計画を策定しており、来年度は採用職員を増やす計画に基づき、現在、採用試験を実施している。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

システムの安定運用について

Q. 令和5年度に行政視察で訪問した宇部市では、デジタル化をとっても強力に進めつつも、デジタルが優位な部分と紙が優位な部分を使い分けていたが、本市の方針を再確認したい。

A. デジタル化ありきではなく、常に市民目線で施策を進めており、オンライン手続きを推進する一方で、スマホ教室やサポート窓口を設け、デジタルデバインド対策も行う。

Q. 現在、電子申請を利用できるサービスはいくつあるのか。

A. 240の書類を電子化している。環境部や消防本部関係の事業者行う手続きの電子化が特に進んでいる。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費》

差別事象について

Q. インターネット上の差別事象や、旧同和住宅の入居を巡る行政の対応は、新たな差別を生んでいる。行政は実効性のある対策を講じるべきではないか。

A. 把握した差別事象は、県や警察と連携し対応しているが、事件化には至っていない。相談があった場合の対応については、相談者の意向を尊重している。今後は人権教育や人権啓発に注力し、市民の正しい認識を形成していく。また、旧同和住宅の課題については、同和行政推進審議会に住宅ワーキング部会を設置して協議しており、一部の地域においては、今年度中を目途に一般開放を実施していくことで取り組んでいる。(意見) 差別は普段は表面化しないが、利害関係などで理性が働かなくなった時に起こる。行政はこの現実を認識し、啓発を行うべきである。差別を解消するための事業が、

新たな差別の温床とならないよう、実態を見誤らずに行動することが重要だ。特措法が終了して20年以上も、差別問題への具体的対策は検討中のまま放置されている。期日も示さずに検討中で済みますのは、責任放棄と同じで、具体的な方針を示すべきである。

Q. 人権施策等調査特別委員会から答申を出したことを機運と捉えて、人権施策を実行すべきではないか。

A. 特別委員会からの答申を真摯に受け止め、今議員任期内での条例改正を強く意識している。11月定例会に条例の骨子案を示し、来年の2月定例会では、条例改正案を提示する予定であり、来年度にはパブリックコメントを経て、条例議案として上程する予定である。

Q. インターネット上にある差別情報を含む動画については、削除依頼を出すべきではないか。

A. 法務局を通して削除依頼を出しているが、現時点でも削除はされていない。

(意見) 差別的な動画に対し、公的機関は投稿者に不利益が生じるよう、厳正な対処をすべきである。収益化されている可能性も考慮し、他の自治体も被害にあっているのであれば、広域的な連携も視野に積極的な対応をすべきだ。

Q. 差別用語に法的定義はなく、その判断は主観による部分が大いだと認識しているが、市が差別案件と認定した理由を確認したい。

A. 主に特定の属性に対する差別があった場合を差別事象と認定している。

Q. 何が差別的かは、多くの観点があり、判断が難しい。市が「属性による差別があった」と認定する際の、具体的な定義や判断基準を確認したい。

A. 言葉そのものだけでなく、悪口として使うなどの意図がある場合に差別と判断しているが、使われた状況によるため、明確な線引きは難しいのが現状である。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第4項 選挙費》

主権者教育の内容について

Q. 小学生と高校生の出前授業の実績が資料に記載されているが、中学生も対象となるのか。

A. 中学校から要請があれば対応する。

Q. 選挙管理委員会事務局から学校へ出前授業の広報をすることはあるか。

A. 教育委員会を通じて、出前授業について広報している。

Q. 啓発ぬり絵とは何か。

A. 本市の選挙啓発キャラクターのせんぴょんのぬり絵で、1種類の絵柄がある。

(意見) 何種類か図柄を用意しておかないと、ぬり絵を1回ただけで終わってしまい、繰り返しの啓発にならないので、種類を増やしてほしい。

Q. 市内の高校生に配布しているという「18歳からの選挙ガイド」には、不在者投票の

紹介や利用方法について記載はあるか。

A. 18歳からの選挙ガイドには詳しくは書いていないが、市選挙管理委員会のホームページに掲載するなどして周知に努めている。

(意見) 選挙での投票は権利であり、義務や責任でもあるという意識を幼い頃から学ぶことが重要であり、今後も継続的に取り組んでほしい。

Q. 大学進学などで市外へ転居する学生の多くは、住民票を異動していない。郵送による不在者投票は手続きが煩雑なため、投票しやすいよう制度の簡素化を検討すべきではないか。

A. 原則としては、住所変更後14日以内に住民票を異動させる必要があるが、何らかの事情で住民票を異動させていない場合、滞在地での不在者投票は可能である。四日市市電子申請システムで投票用紙の請求ができるので、郵便による請求の場合と比較して、手続きに係る日数は短縮されている。

(意見) 不在者投票の利用方法も卒業を控えた高校3年生には周知すべきだ。

Q. 市外の学生には、電子申請で投票用紙を請求する不在者投票もハードルが高く、その上、選挙期間が短い選挙では間に合わない。若者の投票率向上のためには、実態に合わせた制度の工夫が必要ではないか。

A. 不在者投票は公職選挙法に基づく制度であり、投票用紙の請求を電子化することや、投票用紙の発送を速達郵便で行うことで、迅速な対応を図っている。

Q. 不在者投票の利用実績を基に実態を把握し、学生の現状に即した改善が必要である。選挙日程が確定した後になるべく早く周知し、若者の投票参加を促すべきではないか。

A. 市選挙管理委員会のホームページや、広報よっかいちを活用して周知するとともに、今後の対応方法について検討したい。

期日前投票所について

Q. 期日前投票所や投票所の会場の利用料は発生しているのか。

A. 民間施設でトナリエ四日市を借りており、イベントスペースの利用料と、そこに設置するパーティションなどに費用が発生している。また、公共施設では、ヘルスプラザで利用料が発生している。投票所は自治会が管理する集会所を借りることがあり、その場合は所定の費用を支出している。

《歳出第2款総務費 第5項統計調査費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《その他》

申請書類への押印廃止について

Q. デジタル化を進める上では、申請書類の電子化も重要だが、押印が必要な書類はどの程度残っているのか。

A. 市民等からの申請書類の押印については、行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を目的して、令和2年度に一斉に見直しており、約2800件のうちの約80%にあた

る約 2200 件の押印を廃止した。残っていた押印が必要な書類も徐々に少なくなっていると思われるため、確認して報告したい。

【危機管理統括部・経過】

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 14 目防災対策費》

防災システム整備事業費について

Q. 防災対策費の執行率が 85.9%にとどまっている原因を確認したい。

A. 移動系防災行政無線として MCA アドバンスを導入するために、実施設計の予算を計上していたが、MCA アドバンスを提供している事業者が、当該事業を終了することを発表したため、不用額が生じた。

Q. 移動系防災行政無線を更新できないことによる支障はないのか。

A. 現在使用している機種が終了するまで、期間が残っていることから、支障はない。今後、新しい機種の導入に向けた検討に入る予定である。

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 4 目水防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《その他》

Q. 災害対応の司令塔として、部局を横断した調査・検証を行ったり、部局に対応の指示を出したりする権限が必要だと考えるが、現状では権限が弱いのではないか。

A. 今回の水害で、技術的スキル不足や対応力などの脆弱性を認識した。権限強化も課題だが、有事に迅速に対応するためには、平時からの訓練や関係機関との情報共有と連携の体制の構築が不可欠だと考える。

(意見) 危機管理統括部は、平時から権限を行使できる体制を構築すべきである。現状では、部長の権限が限定的で、今回の水害のような有事の際に、迅速かつ的確な指示が難しいのではないか。部長が権限を行使し、各部に指示を出せるような、実効性のある危機管理の体制を確立する必要がある。

(意見) 権限を持っていても、必要な時にその権限を行使しないことは、責任放棄になると考えるので、権限があるのであれば、ためらわずに指示を出すべきだ。

(意見) 今回の水害で、浸水などの危機的な状況を、リアルタイムで把握する情報収集体制の構築が不可欠だと感じた。正確かつ迅速な情報収集には、権限の裏付けが必要であり、今回の経験を教訓として、有事の際に重要なリアルタイムの情報が、速やかに関係各所に伝達される仕組みを整備すべきである。

(意見) 避難指示などの避難情報を出すタイミングを間違えると市民が混乱する。今回の水害でも、既に道路の冠水が始まっているのに、高齢者が避難場所に移動しようとするという、危険な状況があった。市民へ指示を出すタイミングを考慮するべきであり、

十分な検証が必要だ。

(意見) 今は水害の対応に注力する必要がある、今後の休会中所管事務調査等で、今回の水害の対応について十分に検証を行うことで、決算審査も含めた総括とすべきではないか。

《四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い》

降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について（令和4年度分）

9月12日に本市で発生した豪雨による水害の検証と調査研究が必要であり、また、更なる対策が必要であるとして、危機管理統括部への提言については「継続」と整理した。

防災備蓄品の見直しと市民への啓発について（令和6年度分）

Q. 備蓄品の中には、35℃未満での保管が推奨されるものがあるが、防災備蓄品を見直す場合には、非常に高温になっている倉庫内の温度を考慮しているのか。

A. 市内には、海上コンテナ型と物置型の2種類の防災倉庫があり、海上コンテナ型の倉庫では、断熱施工されており、ある程度、倉庫内の温度の上昇を抑えているが、地区市民センターなどに設置された物置型の倉庫では、温度管理が不十分であると認識している。

Q. 実際に何℃まで上昇しているのかを確認しているか。

A. 海上コンテナ型の倉庫では、5月から8月までの間に温度を測定し、倉庫内の温度は35℃以下に抑えられていたことを確認したが、物置型の倉庫では35℃以上の温度を記録したときもある。

Q. 自治会が管理している防災備蓄倉庫もあるが、自治会には温度管理が必要な防災備蓄品が含まれていることを周知しているか。

A. 現時点では周知できていないので、今後は啓発活動の中で周知していきたい。

(意見) 一般家庭や地域で、防災備蓄品を常に35℃未満で保管することは難しい。上限の温度を超えると、保存期間内でも安全ではない可能性を住民に周知し、それを理解してもらった上で、備蓄するように啓発すべきである。

以上の経過により、行政は各家庭での備蓄を推奨するだけでなく、家庭や地域が柔軟に備蓄できるよう、新たな保管場所の確保や補助金制度等の支援をすべきであるという趣旨で提言をしたが、現在の対応では不十分だとして、危機管理統括部への提言については「継続」と整理した。

【監査事務局・経過】

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

定期監査について

Q. 近年、市の課税誤り等のミスが目立つが、監査による注意喚起や議論が十分に行わ

れず、監査機能が発揮されていないのではないか。

A. 毎年度の監査では、軽易なものも含めて、各所属で事務誤りが散見される。新規配属者からの視点を取り入れたり、デジタル技術の活用などミスを防ぐ対策に取り組むよう、今後も各所属への働きかけを継続する。

Q. 定期監査の結果で指摘が 23 件とあるが、近年の推移と比較して多いのか。

A. 令和 4 年度は 21 件、令和 5 年度は 29 件であり、概ね同程度の件数で推移している。

Q. 指摘の内容を確認したい。

A. 労働時間に関する指摘が大半を占めているが、支払いの誤りに関する指摘や、規則改正漏れなどを指摘することもある。

(意見) 課税誤り等のミスが後を絶たず、余分な支出が発生するなど、市民に影響が出ている。再発防止とリスク軽減のため、本質的な改善へ繋がるよう強く働きかけてほしい。

都市監査委員会関係経費について

Q. 研修会参加負担金が 3000 円と非常に少ないが、なぜなのか。

A. 昨年度は、東海地区都市監査委員会の研修会への参加のみだったが、県の研修会などにも参加している。全国の研修会が大阪市で開催予定だったが、台風のため、急遽、出席を見合わせてオンラインでの視聴となり、支出が減ったという要因もある。

Q. 市町村アカデミーが開催する監査委員研修には参加しているか。

A. 毎年度、予算を確保しているが、昨年度は、都合が合わなかったため、参加していない。

(意見) 他の監査事務局の動向を把握するため、市町村アカデミーなどが開催する研修会は、重要な情報交換の場であり、絶対に参加すべきであると強く指摘する。

Q. 現状に満足せず、研修会等で他自治体の事例を学ぶ必要があり、コロナ禍も明けた今、代表監査委員をはじめ、研修に参加することは必須ではないのか。

A. 全国都市監査委員会等の研修会に参加しており、事務局職員も市町村アカデミー等の研修会へ派遣している。専門分野は広いため、今後も研修に参加し研鑽に努める。

Q. 監査委員の研修は代表監査委員が率先して参加すべきであり、都合がつかない場合には、識見監査委員、議選監査委員の順で参加を促すべきである。単なる会計確認ではなく、行政を対象とする監査であるため、研修での知見を深めることは不可欠であり、積極的な参加を強く求めるが、どうか。

A. 研修の重要性は認識しており、代表監査委員を含め、今後も研修に参加し監査事務にあたっていく。

一般職給・再任用職給について

Q. 約 100 万円の不用額が出ている理由を確認したい。

A. 年度の前半に、半年間の育児休業を取得した職員がいたので、その分が影響している。

Q. 職員が 7 人しかいないのに、1 人が育児休業を取ったことで、他の職員の業務負担

は増えたのか。

A. 育休代替の会計年度任用職員を配置していたので、大幅に負担が増えたり、時間外勤務が増えることはなかった。

Q. 慢性的に職員不足はないのか。

A. 他市の監査事務局の人数と比較しても、人員が大きく不足していることはなく、また、庁内の他部署と比較しても、時間外労働時間も平均より低い状況である。

《その他》

中間決算について

Q. 民間企業の中間決算のように、半期で監査をすることを考えるべきではないか。

A. 年度途中での中間監査は、数値が固まっていないため難しい。例月現金出納検査で年度途中の状況を把握できるので、現時点で実施は難しいと考える。

(意見) 民間企業のように中間決算を導入し、決算審査を前倒しすることで、予算への反映が早まり、市民への還元も期待できるため、代表監査委員の意見も聞きつつ、整理してほしい。

【議会事務局・経過】

《歳出第1款議会費》

専門的知見の活用、参考人の招へいについて

Q. 専門的知見の活用や、参考人の招へいに係る当初予算額はいくらか。

A. 専門的知見の活用については、毎年200万円の予算をつけている。また、参考人の招へいに係る交通費や日当については、学識経験者5人、その他の者4人に東京から本市に来ていただくという仮定の下で積算しており、予算額は35万円程度である。

Q. 令和7年度の特別委員会において専門的知見を活用しており、50万円弱の委託料を支払う見込みだが、当初予算額との差額は不用額となるのか。また、令和6年度の実績はどうか。

A. 当初予算額との差額は不用額となる。令和6年度は市議会DXの推進にかかる専門的知見の活用を議決し、「まちだん」の取組を進めたが、これは無償で協力いただいたため費用は発生しておらず、全額不用額となった。

Q. これまで多くが不用額になっていたことを踏まえると、専門的知見の活用や参考人の招へいといった制度を、今後は、どのように活用していくのか、議員や事務局職員もよく議論する必要がある。今後も専門的知見の活用に関する予算200万円は要求していくのか。

A. 今後も同額を確保していく。

全国市議会議長会負担金について

Q. 加入していることに反対するものではないが、全国市議会議長会には加入しなけれ

ばならないのか。

A. 全国市議会議長会の会則を確認しなければ明確な返答はできないが、全国の市は加入している。

Q. 改選のたびに全国市議会議長会の議員章を購入して、全議員に配付しているが、購入しないという選択肢もあるのではないか。

A. 正副議長へは、議会事務局予算について全体的な説明を行っているが、前例踏襲で議員章を購入してきており、次回以降については検討したい。

本会議場・委員会室等の設備について

Q. 本会議場の資料投影や委員会室のマイク設備等の不調により、議事の進行に影響が出る事例が見られるが、設備の整備や管理はどのように行っているのか。

A. 設備の導入については、資産マネジメント課が行っている。議会事務局としては、事前の接続テスト等で動作確認をしているが、それでも質問中に投影ができない事例もある。事務局席にも端末と投影資料を用意するなどの対策を取っているので、議員も協力いただきたい。

議会報等作成関係経費について

Q. 議会報等作成関係経費の決算額と市議会だよりの印刷経費の差額は何か。

A. 市議会便覧や市議会ポスターの印刷経費である。

Q. 市政アンケートによると、議会だよりを読んだことがある人は57.7%で、そのうち市議会だよりの内容が分かりやすいと思わない人が46.1%という結果になっている。また、若年層には読まれていないという結果が示されているが、今後の市議会だよりの紙面改革について、どのように考えているか。

A. 広報広聴委員会を中心に議会だよりの内容の充実に努めたい。また、そのために必要な予算措置については、予算要求していく。議会事務局職員も広報の研修に出席しており、研修の場においては、本市の議会だよりは一定の評価をいただいている。ただし、市民に対してはうまく伝わっていないという結果を受け止め、広報広聴委員会の中で議論していきたい。

【財政経営部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

市税収納率の向上について

Q. 平日の夜間相談窓口や日曜日の相談窓口が開設されているが、利用率の現状について聞きたい。

A. 令和6年度の日曜窓口は年間222件、1回あたり約20件の利用実績である。夜間窓口は統計がないが、利用者1日あたりは3~5人程度である。

《歳出第4款衛生費 第4項上水道費》

《歳出第4款衛生費 第5項病院費》

病院事業会計負担金について

Q. 一般会計から公営企業に対して繰り出す負担金は、全国で統一された基準があるのか。

A. 病院事業への繰り出しは、総務省の全国一律の基準に基づいて行っている。公営企業会計は独立採算が原則だが、救急医療等の不採算部門や医師及び看護師等の研究研修費、病院事業債の元利償還金の一部等は、一般会計からの負担が認められている。

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第11款公債費》

市債について

Q. 今後の市債の借入と償還の推移をどのように見込んでいるか。

A. これまでは市債残高を抑制してきたが、今後、多くの大規模事業を実施していく中で、今後は増加を見込んでいる。償還額以上に借り入れないという方針は、令和6年度の当初予算の段階では未達成だが、市税の増収により、市債の借入抑制ができたため、結果的には維持できた。

Q. 今後は市債残高が増加する見込みであれば、許容できる上限はあるのか。

A. 上限は持っていないが、大学や知と交流の拠点施設など、公共施設の建設を想定した中期財政収支見通しでは、令和12年度末の市債残高は753億円となる見込みであり、中核市平均の820億円を下回っているため、まだ財政上の余力はあり、財政運営は可能だと判断している。

Q. 企業の業績の先行きは不透明で税収も不安定であり、人口減少による事業所税の皆減も想定される。これらの要因から、現在見込んでいる市債残高は、想定を上回るペースで増加する可能性があるのではないか。

A. 地方債は国債と違い、原則、建設事業の財源に限られるため、税収減を補う目的での発行はできないので、地方債の発行額は、建設事業の規模によって決まる。

(意見) 現在、償還している市債は低金利だが、今後の借入金利は上昇が見込まれる。金利上昇は財政を圧迫するため、先行きを見据えた慎重な対応と議会での議論が必要であると考えている。

《歳出第12款予備費》

《財産区 桜財産区》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・会計管理課・経過】

《歳入全般》

歳入全般について

Q. 個人市民税が増加すると見込んでいる理由を確認したい。

A. 賃上げなどにより個人の収入が増える見込みであり、個人の収入が増えれば、それに伴って税収も増える見込んでいる。

【会計管理課・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

内部事務研修について

Q. 税関係の事務処理の誤りが頻発しているが、研修の効果がでていないのではないか。

A. 年度初めの会計研修や実地検査等を通じ、注意喚起を行っているが、事務処理のミスは依然として発生しているため、研修や指導を強化していく方針である。

(意見) 従来の注意喚起や研修では不十分であり、ミスがなければ必要のない補正予算が組まれている現状がある。監査だけでなく、全庁的な内部統制のあり方を見直し、再発の防止を求める。

支出におけるポイントの扱いについて

Q. 市民への補助金を交付する際に、クレジットカードで支出したことによりポイントが付く場合には、そのポイントの分を引いた額が交付されているが、ポイントを現金とみなしている運用は問題があると考えますが、考え方を確認したい。

A. 支出の基準については財政経営部が決められているため、担当部局と相談したい。

Q. 法的に問題があると判断された場合には、どの部署が責任を取るのか。

A. 市として支出しているため、特定の部署ではなく、自治体として対応することになる。

(意見) 法改正で、市職員はインターネットでの出張手配が可能になったが、市民には同様の扱いが認められていないので、この不公平な状況は改善すべきだ。

【政策推進部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

東京事務所経費について

Q. 東京事務所の役割は時代とともに変化していると感じており、近年はふるさと納税の収入増を目指すシティプロモーション部との連携が深まっている。今後の活動方針を確認したい。

A. 従来からの本来業務である国からの情報収集に加え、近年ではシティプロモーションも所掌業務となっている。今後も東京事務所の業務として、この2つを継続していく方向である。

(意見) あり方は時代に合わせて見直す必要があるのではないかと。今後は情報収集やシティプロモーションにおいても、対面活動ならではの優位性を明確にすべきである。

Q. 東京事務所の仕事はシティプロモーションではなく、国の情報を迅速に収集する活動や、官僚との関係構築が最も重要だと考えるが、官僚などとはどのように交流しているのか。

A. 定期的に省庁を訪問して、官僚と面会している。

Q. 東京事務所の業務は、シティプロモーションに偏りすぎていると考える。しかも、イベントの開催では、その効果は数値で示せない。本来の政策形成につながるような情報収集や政策提言において、経費に見合う定量的な成果を示さなければ、東京事務所を維持することに市民の理解は得られないと考えるが、どうか。

A. 東京事務所のおおよその業務量は、本来業務と認識する情報収集が4割、シティプロモーションが4割、その他が2割というのが実態である。情報技術が発達した中でも、省庁との直接対話による関係構築や市のPRなど、現地にいる利点は変わらない。業務の割合や経費を含め、そのあり方は常に検討する必要があると認識している。

(意見) 業務割合を「情報収集6：シティプロモーション2」程度に見直すべきである。シティプロモーションは本庁が主体となり、東京事務所は補助に徹するなど、その役割を再検討する時期に来ていると考える。

(意見) 東京事務所の本質は国の情報収集であり、シティプロモーションは補助的な役割とすべきである。

Q. 東京事務所の最も重要な役割は、国の関係者と気軽に相談できる人間関係を構築することである。しかし、職員が数年で交代するため、関係がリセットされることが懸念されるので、組織として人脈の継承を支援し、継続的な関係構築に努めるべきではないか。

A. 顔の見える関係作りを重視し、ネットワーク拡大のため様々な交流を行っている。そのような関係から多様な情報が得られると認識しており、今後もこの活動を継続していく方針である。

Q. 東京事務所にも図柄入り四日市ナンバーを付けた公用車を配置して、官庁街で積極的にPRすればよいのではないかと。

A. 東京での公用車は利便性の向上やご当地ナンバープレートによるシティプロモーション

ョン効果に繋がると考えるが、車両の管理や運転手の確保など課題もある。

【議員間討議】

(意見) 情報収集に特化すべきという意見があったが、単純な業務割合で判断することには懸念がある。情報収集は相手への情報提供と両面の意味があり、実質的なシティプロモーションの側面を持つ。また、情報収集の成果は公にできない情報も多く、決算資料でその活動を示すのは困難である。観光交流の事業との重複は整理する必要があるものの、シティプロモーションを軽視する方向で議論をまとめるべきではないと考える。

(意見) 東京事務所の役割は、時代に合わせて見直すべき時期に来ている。シティプロモーションに偏重するのではなく、人脈形成を通じた情報収集といった本来の役割に立ち返り、その成果を出すべきだ。そのためには、行政として事務所のあり方を定義し直す必要がある。効果が見込めるのであれば、予算や人員の増強も検討すべきであり、議会としても一緒に考えたい。

(意見) 東京事務所の主業務はあくまで情報収集であり、シティプロモーションはそれに付随するものである。数値化しにくい「顔の見える」人間関係の構築こそが重要であり、この点を論点整理シートにまとめて提言として明確にして、議会として東京事務所の活動を後押しするという意見に賛成である。

(意見) 東京事務所のあり方に関する論点整理は、成果が見えにくい活動の評価という点で作成が難しいが、予算の根拠を明確にするためにも、現状の課題や有用性の両論を併記した上で、執行部に今後の方向性を示すことには意味がある。最終的に提言とするか、あるいは委員長報告に留めるかは、その内容と議論の深まり次第で判断すべきである。

(意見) 東京事務所が、本来注力すべきは情報収集であり、例えば国の補助金情報などをいち早く掴むことで、市の財政に大きく貢献できる可能性がある。そのためには、本庁との連携を強化し、事務所の役割や業務分担を「あるべき姿」に立ち返って見直すべきである。情報収集活動を強化するための予算や人員の増強も検討すべきだ。その上で、今回の議論を通じて、東京事務所の業務の課題について所長と認識を共有できたことは大きな成果であり、この議論自体に価値があったと考える。

上記のとおり、議員間討議を行った。委員からの意見を分科会長報告にまとめ、令和8年度当初予算の審査や来年の決算審査などで、東京事務所の事業を検証していくこととし、今回は、論点整理シートを作成しないことが確認された。

ご当地ナンバー関連経費について

Q. 図柄入り四日市ナンバーを市が推進する理由を確認したい。

A. 図柄入り四日市ナンバーを選ぶかどうかは、市民の選択にゆだねられているが、他の図柄入りナンバーを見ても、その地域の特色や魅力を反映したものになっており、

本市としても、市の魅力を広めてもらうために図柄入り四日市ナンバーを選んでもらえるように、普及を推進している。

Q. 図柄入り四日市ナンバーを選ぶかどうかが自由なのであれば、普及啓発をしなくてもいい上に、普及率を上げる努力をする意味がないのではないか。

A. あくまで選択は個人の意思によるが、市としては、図柄入りナンバーという制度の周知を図っている。

Q. カラーの図柄入り四日市ナンバーを選んでもらいたいのであれば、寄付ではなく無料にすればいいのではないか。

A. 国が定めているものであり、交付手数料として支払う必要がある。

Q. 更新基準の普及率 0.6%を満たせなかった場合はどうなるのか。また、母数は四日市ナンバーのみをカウントしているのか。

A. 広域ナンバーである三重ナンバーも含めた車の保有台数のうち、図柄入り四日市ナンバーの普及率である。国の導入要綱で定めている 0.6%を満たせなかった場合は、国の見直しのタイミングで、図柄入り四日市ナンバーは更新できずに発行できなくなる。

Q. 三重ナンバーを含めずに、四日市ナンバーをつけている車の中の、図柄入り四日市ナンバーの普及率はいくつか。

A. 令和 3 年の数字だが、四日市ナンバーの申し込みが約 7 万 5000 台であり、図柄入り四日市ナンバーの枚数は 1484 枚で、普及率は約 2%である。

Q. 市民がどれだけ選んでいるかについて、直近の数字を把握していないことは、市の普及への本気度が欠けている証拠である。また、車を購入するときにディーラーから図柄入り四日市ナンバーの紹介がなかったという話も聞いている。本当に事業を続ける気はあるのか。

A. 普及にはディーラーの協力が不可欠だと認識しており、自動車販売協会に協力いただき、チラシの配布やアンケートを実施している。令和 7 年度は、交付手数料改定に合わせた図柄入り四日市ナンバーの周知などを行っていく。

(意見) 図柄入り四日市ナンバーの普及啓発は、国の指示で義務的に実施しているのか。職員から取り組む意思が見受けられず、誰もが本当は不要だと思っているなら、やめてもいいのではないか。

Q. 図柄入り四日市ナンバーの柄を変更することはできるのか。

A. 国が設ける見直しの期間に申請すると変更できる。

(意見) 現在の図柄入り四日市ナンバーのデザインは、キャラクターが描かれていることを嫌がる市民がいることや、脱炭素や電気自動車の普及が進む世間で、工場の煙突の柄が時代にそぐわないと感じる市民もいる。市の PR 効果を高めるため、より多くの市民に受け入れられるよう、時代背景を考慮したデザインに見直す機会を設けるべきである。

(意見) ナンバープレートは車のデザインの一部だと考えている市民もいる。車は高価であり、頻繁に買い替えられないので、何年も使うことを考えると、現行の図柄入り四日市ナンバーを避ける市民も多いため、その点を考慮したデザインにすべきだ。

Q. 図柄入りナンバー制度から撤退することはできるのか。

- A. 見直しのタイミングで国に申請すれば可能である。
- Q. 走行している時間の長い、運送会社のトラックなどの中型や大型車両でも図柄入り四日市ナンバーを申請できるのか。
- A. 図柄入り四日市ナンバーの普及率は1.54%だが、その中には大型トラックや、普通自動車、軽自動車も入っている。割合としては、軽自動車が非常に多い。
- Q. 助成金の使途について、交通安全教育事業に支出することに決まった経緯を確認したい。
- A. 利用者へのアンケート結果も踏まえて、6月13日に開催した図柄入り四日市ナンバー普及促進協議会にて、交通事故防止に関する事業へ活用することが決定された。現在は、交付決定のための申請を上げている。
- Q. 助成金の残高が約150万円あり、今回は約23万円支出するとのことだが、残りはどうするのか。
- A. このまま積み立てを続けて、来年度以降も図柄入り四日市ナンバー普及促進協議会において、使途を協議していく。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

情報発信事業（広報よっかいち）について

- Q. 広報よっかいちの1部当たりの平均費用は、上旬号が23.3円、下旬号が34.1円とのことだが、この費用を他の自治体と比較したことがあるか。
- A. 自治体によって作成方法は様々であり、それに伴って費用にも差があるので、比較は難しく、行っていない。

市政アンケートについて

- Q. アンケートの対象者数の5000人の根拠を確認したい。
- A. 市政アンケートの対象者数は、統計学上では1000人強の回答があれば信頼性のある結果となるが、回答率が30%程度であることから、その回答率で1000人から確実に回答を得るために、少し余裕を持たせた対象者数にする必要がある。また、自由記述による意見収集や、市政への関心を高める広報の意味もあり、これらと費用面を総合的に勘案して5000人としている。
- Q. その理由ならば、3000人と少しでいいのではないか。過去には対象者数を1万人に増やしたり、逆に3000人に減らしたりしたとのことだが、その増減させた理由を確認したい。
- A. 市政ご意見番を始めたことや、各課が個別の施策でアンケートを取っていることから、3000人に減らしていたが、その後、3年で5000人に戻している。
- Q. 精度や広報効果は理解するが、費用や労力を踏まえ、アンケートの適正規模を再検討すべきあり、他市の事例も参考に、最も均衡のとれる人数を研究すべきではないか。
- A. 統計学的な観点なども含めて、適正な規模を予算編成に向けて研究していく。
(意見) アンケートの設問が分かりにくく、大項目の下に複数の小項目がある場合、全体で評価するのか個別なのか不明で、正確な回答が難しい。また、設問の表現が専

門的で、一般市民には理解しにくく、回答する意欲を削いでいる可能性がある。市民が答えやすく、意見を言いたくなるような、分かりやすいアンケートへの工夫が必要である。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

中核市移行推進事業について

Q. 中核市への移行は、専門の推進室を設置しているにもかかわらず、進展が見られない。中核市移行を推進するのか、あるいは見切りをつけて中核市推進室を見直すのか、市の方向性を明確にすべきではないか。

A. 中核市への移行に向けた取組は、現状、進めていないが、他の中核市とのネットワークは維持しており、市の事業展開において活用できる部分は参考にしていく。

Q. 県との覚書に関する協議も進展がなく、中核市への移行の機運がないのであれば、中核市推進室を中途半端に存続させるより、むしろ廃止して、また機運が高まったときに設置すればいいのではないか。

A. 中核市推進室の組織のあり方については、検討が必要だと認識しているが、移行を正式に表明か、中止するタイミングに組織を見直したいと考えている。現総合計画では中核市移行を掲げており、現時点ではまだその判断をする時期ではないと考えている。

Q. 中核市推進室は設置から10年以上もの間、進展がないまま放置されている。「タイミングを検討する」という言葉で判断を先延ばしにしているだけであり、民間企業ではありえない。速やかに廃止を含めた明確な決断をすべきではないか。

A. 中核市移行に向けた取組としては、中核市移行のネックとなっている産業廃棄物の不適正処理事案について、県との協議が整わず、移行できていない現状であるが、これまでに環境省、総務省と協議を重ね、国からは事務委託という手法で中核市移行が可能との返事をいただいている。現在は中心市街地の再開発を優先するため、移行の時期を当面見送っているが、将来的に中核市への移行を決めた際に、速やかに移行を再開できるようにすることと、中核市サミット等で他市との情報交換を継続するためにも、中核市推進室は存続させている。

(意見) 現状のように何もしなければ、県の協力意欲を失わせるだけで物事は進まない。一度、中核市推進室を廃止して、本気で取り組む機運が熟した際に再び組織を設置する方が、県への明確なメッセージとなり、かえって物事が進むと考える。

職員による政策提案制度について

Q. 提出される提案は、若手職員が自主的に提案しているのか。

A. 職員から自主的に提案されるものである。

(意見) 提案制度は、事業化に至らなかった提案に対しても、改善点が次に繋がる形で講評されており、職員のスキルアップにもつながるすばらしい制度なので、今後も継続してほしい。

Q. 提案を審査する有識者とはどのような人物なのか。

- A. 総合計画の策定に関わった大学教授に務めてもらった。
- Q. 行政の有識者の選定は、前任者の紹介が多いと聞いているが、この有識者は、市が選んでいるのか。
- A. 専門性の高い内容の場合には、前任者から紹介してもらおう場合もあるが、職員提案制度については、総合計画にリンクする提案内容も多いということもあり、総合計画に関わった先生に市から依頼している。

産学官連携推進事業について

- Q. 実績として半導体産業セミナーの開催が挙げられているが、これは研究に対して補助するという制度の趣旨に合っていないのではないか。
- A. 当該事業の内、産学官連携調査研究費の令和5年度の費用の大半は、外国籍市民の社会参加に関する研究レポート作成に要する経費であり、これ以外に半導体産業セミナーの会場費や講師への報償費も支出した。
- Q. 研究結果は市政にどう反映されたのか。
- A. 令和4年度は、まちづくりのDX推進の一環で、公共工事の状況などをデジタル技術と組み合わせて、市民に分かりやすく伝える実証実験を行った。令和5年度は、今後の市の多文化共生推進プラン改定を見据えて、外国人市民の社会参加への意識や興味などの実態調査を行った。
- Q. 令和4年度の取り組みは研究と言えるのか。
- A. 東京大学からは、この実証実験のまとめやスマートシティの他自治体の事例をレポートとしてまとめたものを報告書として受け取っている。
(意見) 東京大学の地域未来社会連携研究機構の研究一覧に、四日市の事例が掲載されていることから、市としてしっかり説明していくべきである。
- Q. なぜ東京大学は本市のサテライトを廃止したのか。
- A. 東京大学のサテライトは、県、県産業支援センター等の5者協定から始まったが、連携が十分にできなかったことや、大学にとってサテライトを常設するコストに見合う費用対効果を見込めないことから撤退したと聞いている。

新保々工業用地関連事業費について

- Q. 現状と次年度以降の動きを確認したい。
- A. 新保々工業用地は、令和6年度にプロポーザルで選定した優先交渉権者である事業者へ売却することとしており、今年度は事業者により測量等の手続きを進め、来年度に売買契約を締結する予定である。その後、都市計画手続き等が進められ、令和10年度の造成工事開始を目指す。
- Q. 当該用地のインフラ整備等について、進出を検討する企業がためらうことがないよう、政策推進部が明確な方針を固め、事業を迅速に進めるべきではないか。
- A. 新保々工業用地は、既に優先交渉権者を決定し、土地の売却に向けた最終手続きに入っている。責任をもって事業を進めていく。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

姉妹友好都市交流事業費について

- Q. 不用額調書に記載がある、天津市へ訪問団を派遣できなかった理由を確認したい。
- A. 友好都市の天津市で開催される国際会議等に招待される場合に備えて、訪問団の派遣や経済交流のための予算を計上していたが、開催市が天津市ではないなどの理由で招待がなかったため、執行されずに不用額となった。
- Q. 例年は執行されるのか。
- A. 令和5年度には、職員が天津市で開催された博覧会に出席している。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

四日市港管理組合について

- Q. 四日市港管理組合の管理者は、出資比率から県知事となっているが、市域にある港でありながら、県知事の都合に左右されるのは問題であり、市長が管理者でもよいのではないか。また、市として、管理者の変更を検討したことはあるか。
- A. 港湾整備は、広域的に県が主導する部分も多く、平成18年度に県と市の負担割合を5：4にしたが、現状では敢えて管理者を見直す理由がないため、現在の体制を維持したいと考える。
- (意見) 管理者が県知事なのは出資比率が理由になっていると考える。出資割合にこだわらず、市として港の位置づけを明確にした上で、管理者のあり方を県と協議すべきである。

【結果】

以上の経過により、議案第26号 令和6年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、ありませんでした。
これもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和7年9月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第32号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪歳出第2款総務費 第2項徴税费 第2目賦課徴收費≫

市民税賦課事務費について

Q. 同様のミスをなくすために、どのような対策をしたのか。

A. 担当者が変わっても同じミスをしないように、マニュアルを整備して、確実に引き継ぎを行う。

Q. ミスをしない仕組みを整える以前の問題として、何らかの理由で休業している職員の分を補充していないから、他の職員へのしわ寄せが行き、ミスの原因になっているのではないか。

A. 定数は満たしているものの、育児休業者などがいるため、実質的な人員は、定数より少ない。必要に応じて、毎年的人事異動に向けて、人員の補充の要望を上げていく。

Q. 育休等の制度の拡充や働き方改革には、人員を、余裕をもって確保するというコストが必要である。残業を削減し、育休等の制度の拡充をしつつ業務を遂行するため、現行の定数が適切かどうか見直すべきではないか。

A. 各課の業務量に応じた人員配置は、所属長の判断が重要である。人員不足が原因のミスで市民に迷惑をかけることはあってはならないため、総務部と連携し、適正な人員確保に取り組む。

○第4条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【政策推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費≫

三重大学との連携強化事業費について

Q. 現在の産学官連携推進事業において、今回の補正予算で取組む事業と同じような補助を行っている。今までの取組の効果について、客観的なデータや定量的な数値で示すことは可能か。

A. 最終成果を定量的に示すのは難しい。セミナーやコンビナート見学会等へ参加した企業や学生の数などの実績はあるが、この参加者の市内企業への就職との因果関係までは追跡できない。本事業において取組むインターンシップ等は、市内就職者数や共同研究件数など評価指標を設定し、大学側へ明確な成果を求めていく方針である。

(意見) 本事業に限らず、大学への補助については、市にとって必要な研究なら増額もあり得るが、その場合、市への利益還元や成果を明確に示してほしい。

Q. 議会が行う議案に対する意見募集に、市民から寄せられた意見で、「四日市大学があるのに三重大学ばかりにお金を使うのはなぜか」という意見があったが、それについてはどう考えるのか。

A. 産業都市である本市として、本事業は地域企業の人材の確保とともに、企業との共同研究や技術相談につなげ企業の競争力の維持・強化を図るものであり、県内で唯一工学部を持つ三重大学との連携を行うものである。

Q. 今回は三重大学との連携ということだが、四日市大学や四日市看護医療大学なども含めて大学の知的資源の活用を考えてはどうか。

A. 四日市大学とはみなとまちづくりの分野で連携している。三重大学とは、今回の事業を通じ、工学部の特色を活かして本市の産業に資する人材の育成・確保につながるよう連携していく。

(意見) 大学という知的資源の活用は様々な方法が考えられる。大学の力を引き出し、まちづくりに活かすため、大学の活用について積極的に検討してほしい。

【結果】

以上の経過により、議案第 32 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）における当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会審査に送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和7年9月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました6議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第38号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、委員からは、国の基準の改正に合わせて更新することのことだが、本市で独自に基準を定めることは、法的にできないのかとの質疑があり、理事者からは、法的に禁止されているわけではないが、国の基準に合わせることも適切であると考えており、国の基準に沿って改正したいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、独自の基準を設定することが法的に禁止されていないのであれば、本市の独自性を持ってもいいのではないのかとの意見がありました。

次に、議案第39号 工事請負契約の締結について一四日市市庁舎等設備更新型E S C O事業一につきまして、委員からは、3年間のサービス期間終了後の保守や、メンテナンスはどうなるのかとの質疑があり、理事者からは、E S C O事業の期間中は、当該E S C O事業者が保守を行うが、期間終了後は、別途、保守契約が必要であり、指名競争入札を行う見込みであるとの答弁がありました。

また、委員からは、光熱費の削減効果がサービス期間終了後も続いていくのかとの質疑があり、理事者からは、3年の

サービス期間の間に、事業者からのノウハウを引き継ぎ、それを維持することで効果を持続させるとの答弁がありました。

また、委員からは、E S C O 事業の契約金額に対し、事業者のサービス料はいくらか、また、その費用は、コスト削減により何年で回収できるのかとの質疑があり、理事者からは、E S C O 事業の契約金額から、元々、更新が必要な機器の費用を除いた、3年間の省エネルギーサービス料の約1170万円に対して、本市としては、E S C O 事業者からの技術提案により、年間約300万円のコスト削減効果が見込まれるため、4年で回収可能であると考えている。また、本事業は、E S C O 事業の本来の目的である環境負荷の低減に加え、コストメリットも生まれる事業であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、市役所内では、コストを抑えるために様々な事業を実施しているが、総額でみると、かえって費用が増えている事例もあると考えるので、当該事業のような取り組みを整理して、無駄な支出がないか点検すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、当該事業においては、3年間のサービス期間中に、事業者からの運営提案を無駄なく活用し、ノウハウを蓄積するとともに、サービス期間中の費用の経過も適切に検証するととの答弁がありました。

次に、議案第46号 動産の取得について一消防ポンプ自動車（普通免許対応C D - I 型）1台一につきまして、委員からは、特定の1者の落札が多いが、これは企業努力によるものなのかとの質疑があり、理事者からは、当該落札者は、消

防車の生産台数が全国シェア第1位であり、工場の生産能力などを考慮すると、他の入札参加者よりも安価に製造できると推測するとの答弁がありました。

また、委員からは、更新前の車両と比べ、キャビンの高さが低くなり、ヘルメットを被ったまま乗車するには狭いのではないかという質疑があり、理事者からは、今回、購入する車両と同種の車両を運用している消防分団に確認したところ、天井が低いことによる苦情は出ていないが、天井にヘルメットが当たる団員もいるという報告があったとの答弁がありました。

また、委員からは、報告を踏まえてどのように対応するのかとの質疑があり、理事者からは、メーカーに確認したところ、天井を上げようとする、設計変更と天井部の素材変更が必要になり、非常に高額になるとの回答があった。そのため、長時間乗車する車両ではないので、運用面で工夫したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、走行中にヘルメットを着用する義務はあるのかとの質疑があり、理事者からは、法令上の着用義務はないと認識しているが、緊急走行は危険を伴う場合もあるので、着用することが望ましいとの答弁がありました。

次に、議案第47号 動産の取得—救助工作車Ⅱ型 1台—、及び、議案第48号 動産の取得—30m級先端屈折式はしご付消防自動車 1台—につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第49号 動産の取得について一可搬型無線装置及び署活動系携帯無線装置一につきまして、委員からは、当該無線機をどこに配備して、どのように運用するのかとの質疑があり、理事者からは、隊員が1台ずつ持ち、災害現場で隊員間で通信したり、隊員と消防指令センターとの間の通信に使用するとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました6議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和7年11月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第58号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第7号)

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和7年11月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第60号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

【消防本部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第9款総務費 第1項消防費 第1目日常備消防費》

消防車両管理費

Q. 消防自動車(水槽車)の故障は保守の不備なのか、製造時点の不具合なのか、どちらか。

A. メーカーに確認したところ、大型車は長距離走行を想定して設計されているとのことであり、走行距離の少ない消防車は、エンジンオイルの温度が十分に上昇しないことから、オイル性能が低下し、エンジンを損傷させたものと聞いている。今後は、訓練も兼ねて、走行距離を増やすとともに、オイル交換の頻度を増やすことで再発防止を図る。

庁舎等管理費

Q. 入札不調により工期が伸びて債務負担行為を計上しているが、60万円の増額で、次の入札が成立する見込みはあるのか。

A. 過去に2回入札を行っているが、2回目の入札については、書類の不備などによる入札不調だったので、今回は契約できると考えている。

Q. 入札不備による支障はあるか。

A. 現在、執務スペースが不足しているため、執務場所が分散しており、必ずしも円滑に事務を行える環境ではないが、業務遂行上の大きな支障は生じていない。

《歳出第9款総務費 第1項消防費 第3目消防施設費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第1款議会費 ～ 第10款教育費（人件費補正分）》

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

LINE公式アカウント再構築業務委託費

Q. 新システムへ切り替える理由を確認したい。

A. 現行システムは、サーバーを単独で運用する構成のため、維持費が高止まりしている。他の自治体とサーバーを共有するシステムへ切り替えることで、スケールメリットを生かして、月額経費を現在の4分の1以下に縮減することを目的としている。

Q. 新システムへの移行によって、具体的にどのように使いやすくなるのか。

A. 手軽に電子申請のページにアクセスできるように、メニューのレイアウトを調整するなど、工夫を凝らしていきたい。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

市債について

Q. 「市にとって有利ではない条件の市債の発行を抑制する」とはどういうことか。

A. 借入期間や利率、交付税措置の有無等から、有利不利という考え方をしている。利率が高く、借入期間も短い市中銀行からの借入など、条件が比較的良くないものを対象として、借入れの抑制を行いたいと考えている。また、現在本市は普通交付税の不交付団体であるが、起債の元利償還金が交付税の算定上、基準財政需要額に算入されない起債については、借入をしてもメリットが少ないため、今回はそのような起債を優先して、借入抑制の対象とした。

Q. 借入先の変更等の判断は、どのような方針で行っているか。

A. 現在は交付税の不交付団体であるが、交付税の対象となった場合に経費に算入されない起債については、返済しても将来的な交付税措置の有無に影響が生じないため、今回はそのような起債を優先して償還等の対象とした。

Q. 結果として市民に不利益となるような損失が生じることはないのか。

A. 起債は対象事業により条件が異なる。今後も起債メニューを精査して、市にとって最適な条件を選択するように努める。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《その他》

中期財政収支見通しについて

- Q. 令和 16 年度以降に事業所税の課税団体から外れる見込みとあるが、現在の人口の推移を考えると楽観的ではないか。
- A. 総合計画を見直した際に算出した人口推計を採用している。新たな国勢調査の結果が出れば、その結果に応じて見直していく。
- Q. 国勢調査だけでなく、自力で集計できる数字を使って見込む必要があるのではないか。
- A. 事業所税の課税団体の条件は、国勢調査と住民基本台帳の両方の人口が 30 万人以上であることが条件となる。国勢調査と住民基本台帳の両方の人口推移を注視している。(意見) 市にとって良くない予測になったとしても、楽観視せずに、正確に状況を捉えて見通しを立ててほしい。

○第 3 条 債務負担行為の補正

○第 4 条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【危機管理統括部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 14 目防災対策費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第 3 款民生費 第 4 項災害救助費 第 1 目災害救助費》

令和 7 年 9 月大雨災害救助経費（生活必需品支給）

- Q. 当該給付は、罹災証明書を取得したら、自動的に給付を受けられるのか。
- A. 自動ではなく申請する必要がある。
- Q. 罹災証明書の受付件数は 265 件と報告があったが、その全世帯が申請した場合、予算が不足するのではないか。積算根拠を確認したい。
- A. 当該給付は既決予算で対応しており、11 月中旬に申請を締め切っている。補正予算は 70 件を想定して計上しているが、期間内の申請件数は 52 件となっている。

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 4 目水防費》

止水板等設置補助金

- Q. 当該補助金は、今後、どのように案内していくのか。
- A. 1 月からチラシの配布や広報よっかいち、市のホームページに加え、センターだよりや地区防災組織への情報提供など、多様な手段を活用して制度を案内し、広く周知を図る予定である。
- Q. 予算を使い切った後に止水板の設置の希望があった場合には、どのように対応するのか。

- A. 令和8年度当初予算にも同様の補助金を予算要求している。大雨の可能性がある6月の出水期までに対策を進めたい。
- Q. 債務負担行為を設定している理由を確認したい。
- A. 工事には2か月程度の期間を要すると想定しており、3月の申請では、工事の完了に伴う支払いが令和8年度に及ぶ可能性があることから、債務負担行為を設定している。
- Q. ハザードマップで危険区域に住んでいるなど、補助を受けるための条件はあるか。
- A. ハザードマップに関係なく、市内であれば申請に対して補助していく。
- Q. 地域一帯の住民が申請するなど多数の申請があった場合には、どのように対応するのか。
- A. 他都市の事例では、自治体が想定するよりも申請の実績が少ない。需要予測は非常に難しいが、まずは今回の補正予算で補助を開始して、今後の状況を注視していきたい。

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【政策推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

◀歳出第8款土木費 第5項港湾費▶

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

知と交流の拠点施設整備事業費

- Q. 土地の取得費用の内訳を改めて確認したい。
- A. 事業範囲約3700㎡のうち、借地部分の約1950㎡は年額800万円の借地料を予定している。借地料については、固定資産税評価額の4%から鑑定額の間で交渉を行い、この金額で合意に至った。残りの土地等の取得部分については、鑑定額を基に積算した概算額で合意しており、これらの用地買収費と建物等の補償費を含めて約7億円である。
- Q. その金額は地権者等と合意した金額か。
- A. 最終的には契約書を締結して確定となるが、現時点ではこの概算額で地権者等と合意している。
- Q. 合意は口頭か。
- A. 先方からは、8月に開催した議員説明会の資料にある確認書をもっている。
- Q. 確認書には概算額が記載されているか。
- A. 確認書に金額は記載していないが、口頭で伝えただけで確認書をもっている。

- Q. 地権者等が税控除を受けるために税務署との協議が必要と説明があったと記憶しているが、その協議はどうなったか。
- A. 地権者が本事業に協力いただくことで、土地の売買による税控除を受けるためには、県による都市計画事業認可を受ける必要がある。その事業認可申請には各階の平面図等の詳細な図面が必要であるため、今議会において基本設計費を計上している。また、税控除を受けるためには、価格の提示後6か月以内の契約が必要となる。税務署からは、概算額であれば、地権者等に事前に伝えても正式な価格提示とはならないと言われたため、概算額を口頭で提示したうえで事業協力に関する確認書を受領した。
- Q. 2億7000万円をかけて基本設計を作成する前に、先に土地の売買について合意すべきではないか。以前は、税控除の適用には基本設計が不可欠だと説明されていたが、これまでの説明と整合性が取れていないのではないか。
- A. 以前から説明しているとおり、税控除を受けるためには都市計画事業認可を受ける必要があり、事業認可申請に図面が必要となる。また、概算額であれば地権者等に提示することは、価格の提示後6か月以内の起算点にならないことが税務署に確認できたため、現在は概算額で地権者等から協力の意向を得ている。こういったことから、予算成立後に基本設計により図面を作成し、県の都市計画事業認可後にあらためて正式に価格を提示してから、6か月の期限内に契約を行う手順を考えている。
- Q. スターアイランド跡地の事例を踏まえて、基本設計を行う前に、先に確実に土地を取得してから、事業を進めるべきではないか。
- A. 繰り返しになるが、税控除の適用に必要な県の事業認可を得るには、基本設計に基づく図面が不可欠である。既に地権者等から協力の意向を得ているため、次の段階として、事業認可申請に向けた基本設計業務を進めるものである。
- Q. 税控除を受けるために図面が必要な点は理解するが、多額的设计費をかける前に土地の確保が先決ではないか。
- A. 地権者等へは概算額を提示して、事業協力に関する確認書で合意を取っており、税控除を適用するために、現時点でできる最大限の土地の確保に向けた確認はできていると認識している。
- Q. 確認書は確約ではないと考えており、スターアイランド跡地のように無駄な支出にはならないという確証はあるのか。
- A. 担当者は地権者等と定期的に意見交換を行っており、9月12日の水害の後も地権者等の意向に変わりはないと伺っている。
(意見) 土地の確保が確実ではないのに、2億7000万円の支出を伴う債務負担行為を認めるわけにはいかない。
- Q. スターアイランド跡地での事業を、コストの急増等を理由に断念した経緯から、予算を認めるには、支出の合理的根拠や市が許容できる取得費の上限を、明確に示す必要があるのではないか。
- A. 提示した概算額は鑑定に基づいた土地価格及び国の基準に基づいて調査した建物等の補償額であり、根拠ある金額である。今後、地価公示等の変動を踏まえた契約時の微調整はあり得るが、大幅な変動はないと見込んでおり、この金額を前提に進める。

Q. 契約時に合意に至らない可能性がある以上、現時点でリスクを排除できていない。
土地が確保できてから、設計を進めるのが正しい手続きではないか。

A. 土地を先行取得することは、税控除の関係があり、手続き上困難だが、議会からの指摘も踏まえて、地権者等から署名または押印した確認書を取得している経緯がある。契約の完全な保証はできないが、資料に記載のとおり総事業費 127 億円から 157 億円の範囲内で事業を進める方針である。

Q. 確認書に押印があるということであれば、土地取得に対して確実性が増すとも考えられるが、押印があるということによいか。

A. 押印または署名をもらっている。

(討論) 質疑を経ても土地を取得できる確証が得られず、過去のスターアイランド跡地と同様に、設計費が無駄になる懸念が払拭できないため、当該予算に反対である。

(討論) 税法上、現状以上に地権者等から確約を得ることが困難であることは理解しており、加えて、地権者等から確認書を取ったり、賃借料が懸念された額より相当安価に抑えられた点を高く評価しており、当該予算に賛成する。

【議会事務局・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第 1 款議会費≫

○第 3 条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

**議案第 61 号 令和 7 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第 3 号)
(人件費補正分)**

**議案第 62 号 令和 7 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
(人件費補正分)**

**議案第 63 号 令和 7 年度四日市市食肉センター一食肉市場特別会計補正
予算(第 1 号) (人件費補正分)**

**議案第 64 号 令和 7 年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
(人件費補正分)**

議案第 65 号 令和 7 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (人件費補正分)

【総務部・経過】

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、議案第 60 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算(第 8 号) 第 3 条 債務負担行為の補正のうち、知と交流の拠点施設整備事業費については、採決の結果、可否同数であったため、分科会長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、全体会に送るべき事項につきましては、議案第 60 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算(第 8 号) 第 3 条 債務負担行為の補正のうち、知と交流の拠点施設整備事業費については、用地取得等に関する手続きについて、全委員で理解を深めた上で慎重に判断すべきであるため、全体会審査に送るべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和7年11月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました9議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第70号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び議案第71号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、委員からは、市長や市議会議員という特別職の公務員の給与も人事院勧告に連動させる必要があるのかとの質疑があり、理事者からは、特別職の給与は四日市市特別職報酬等審議会において審議を行い、増減を判断しており、その審議において人事院勧告を参考としているとの答弁がありました。

また、委員からは、人事院勧告に基づく給与の改定に反対ではないが、行政による市民への物価高騰対策が遅れる中で、市長や市議会議員の給与等の増額を決定することは、市民の理解が得られにくいのではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、議員報酬等は議員自らが議論すべきではないと考えており、人事院勧告を目安として、その増減にかかわらずに従うべきであるとの意見がありました。

次に、議案第72号 四日市市職員給与条例の一部改正について、及び議案第73号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、別段の質疑及び意見

はありませんでした。

次に、議案第74号 四日市市^{こうけいやく}公契約条例の一部改正について、委員からは、労働報酬下限額設定の検討状況について質疑があり、理事者からは、労働者団体から、労働報酬下限額を設定する要望はあったが、事業者側からは、労使決定の原則や事務負担の増加等を理由に否定的な意見が大半であったため、現状での設定は困難であると考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、市は事業者側の意向に従うのかとの質疑があり、理事者からは、賃金は労使間での決定が原則であり、労働報酬下限額の設定には法的課題もあると考えているため、国や他自治体の動向を注視しつつ検討を継続していくとの答弁がありました。

これに対して委員からは、長年にわたり同様の答弁が繰り返されているが、他の自治体の実施例を踏まえれば、法的な課題は一定整理できていると考えている。市の姿勢は消極的であり、実施する意思がないと受け止めざるを得ないとの意見がありました。

次に、議案第75号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正については、別段の質疑及び意見はありませんでした。

次に、議案第76号 四日市市^{おおよけ}公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について、委員からは、価格競争が阻害されることはないのかとの質疑があり、理事者からは、今回の条例改正は、P F I等の手法と指定管理者制度を併用する場合について規定を設けるものであり、プロポーザル方式や総合評価方式で事業者を選定するため、競争を阻害することはないものと認識しているとの答弁がありました。

また、委員からは、両制度を併用している施設は市内にあるのかとの質疑があり、理事者からは、宮妻峡エリア再整備事業において、本市では初めてD B O方式と指定管理者制度を併用することを想定しており、その実施に当たり条例改正の必要が出てきたものであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、全国的に一般的な手法なのかとの質疑があり、理事者からは、他自治体では、D B OやP F I方式と指定管理者制度を併用する場合、P F I方式等におけるプロセスで厳正な審査が行われているため、指定管理者の公募を行わずに、選定業者をそのまま指定管理者の候補者とする事例が多いとの答弁がありました。

これに対して委員からは、プロポーザル方式等で選んだ業者をそのまま指定管理者として選定することが可能になるが、運営能力が不十分な事業者が選ばれる心配はないのかとの質疑があり、理事者からは、プロポーザル方式等による事業者選定の時点で、既存のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインにより審査基準などを定めるとともに、後に指定

管理者に選定されることも前提に、当該事業にかかる運営者としての参加資格要件や要求水準も定めるため、運営能力は確保できるとの答弁がありました。

次に、議案第86号 動産の取得について一密閉式簡易トイレセットについて、委員からは、70基の配置はどのように計画しているかとの質疑があり、理事者からは、各地区市民センターに1基、市役所に3基を配置し、残る集中備蓄分については、小学校等避難所への配送範囲を考慮し、市内3か所の拠点防災倉庫へ配置する方針であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、発災時にはどのように配備するのかとの質疑があり、理事者からは、発災後は、要配慮者の避難者数などの情報に基づき、各避難所での必要数に応じ、柔軟に配備するとの答弁がありました。

これに対して委員からは、緊急時にトイレの数を把握する余裕はないと考えるため、事前に検討しておくべきであるとの意見がありました。

次に、議案第89号 訴えの提起については、別段の質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました9議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてではありますが、令和7年度四日市大学運営協議会報告について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和7年11月定例会月議会）

（発議第11号）

総務常任委員会に付託されました発議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

発議第11号 脳脊髄液漏出症^{ろうしゆつ}患者の救済を求める意見書の提出につきましては、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念を尊重するよう、政府に対して具体的な取組を求めるものであります。

委員からは、自賠責保険で当該疾患が軽い扱いとなっている理由を確認したいとの質疑があり、発議者からは、損害保険料率算出機構による後遺障害認定は、労災保険より厳しい傾向にあり、認定等級の違いは、労働能力喪失率や逸失利益^{いっしつ}の算定に直結し、認定結果により被害者の受ける賠償額に違いが生じる実態があるためであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、民間も含めた保険制度全般の制度改正を促す意見書なのかとの質疑があり、発議者からは、保険制度の話ではなく、認定のあり方の問題である。損害保険料率算出機構が行う自賠責保険の等級認定は、判断の根拠が開示されておらず、労災保険と比較して透明性に欠けており、具体的な認定理由が不明確な点を問題視しているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました発議第11

号については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和7年11月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第91号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第9号)

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和8年1月緊急議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

【結果】

議案第96号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第10号)のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般に係る部分につきましては、分科会の総意により、審査を留保し、採決を行わずに全体会審査へ送ることと決しました。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和8年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第97号 令和7年度四日市市一般会計補正予算(第11号)

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第2条 債務負担行為の補正

Q. 補修の具体的な内容を確認したい。

A. 外見上の問題は見られなかったが、タイルの浮きや欠損が確認されたため、補修が必要となった。補修の範囲は、1階の調査結果に基づく推計では3.8㎡であったが、実査の結果、上層部を含めて全体では127㎡のタイルの浮きを確認し、補修面積が大幅に拡大した。

(意見) 公共施設で想定外の補修費用がかかる事案が多く、施設を建てたときの施工の不備や検査は十分だったのか疑ってしまう。工事内容は理解するが、公共工事における確認を十分に行い、適正な施工管理に努めてほしい。

(意見) 打音検査^{だおん}に留まらず、ドローン等を活用した検査方法の導入など、従来の調査方法のほか、最新技術を用いた効率的な検査を行ってほしい。

【総務部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第4項選挙費 第5目衆議院議員選挙費》

Q. 例年の選挙より経費が増加している部分はあるか。

A. 令和6年度の選挙と比較して、ポスター掲示場の設置費用や、投票所の入場券の印刷等に係る経費が若干増加しており、2000万円ほどの増額である。

Q. その増額は物価高騰によるものなのか、選挙期間が短いことによる単価の上昇なのか。

A. 両方の原因があると考え。物価高による掲示場設置費の上昇に加え、選挙日程の想定が2つあり、直前まで確定しなかったため、入場券に同封する案内を2月8日分と2月15日分の両日程分印刷した。どちらの日程に決まっても即座に対応できるよ

う備えた結果、印刷費等が当初の想定を上回ったと分析している。

Q. 他の自治体では、選挙管理委員会の判断で掲示板の数を減らして経費を削減した事例があるが、そのような発想はなかったのか。

A. ポスター掲示場の設置については、公職選挙法の規定に基づき特別の事情がある場合には減らすことができるが、今回は衆議院議員選挙のみであったため、従来どおりの数の掲示板を用意する判断をした。

(意見) 投票所への入場券は投開票日の当日に住民の手元に届いていればよく、期日前投票では入場券がなくても投票することができるにもかかわらず、割増しの費用や2日分の入場券を印刷してまで、早急に入場券を準備する必要があったのか疑問に思うので、今後は様々な手段を十分に検討してほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和8年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算

【消防本部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

◀歳出第9款消防費 第1項消防費 第1日常備消防費▶

火災予防関係事業活動費

Q. 市民は感震ブレーカーの必要性をあまり感じていないと受け取れるが、消防本部として必要性をどう認識しているか。

A. 東日本大震災等の統計では、地震後の火災原因の約6割が電気によるものであり、この事実を様々な機会を通じて市民に啓発することで、必要性の認知度を上げることが重要だと考える。

(意見) 感震ブレーカーの製品ごとの性能差が分かりにくく、市民の危機意識の低さが課題である。発災後の通電火災といった二次災害の危険性を市民に周知することで、普及促進と火災の未然防止を図る必要がある。

Q. 感震ブレーカーの普及啓発はどのように周知するのか。

A. 1年に2回各家庭に配布する防火だよりや広報よっかいちなどで取り上げて、必要性などを広報したい。

Q. 感震ブレーカーの普及促進の項目に「実験キットによる機器の紹介」とあるが、具体的にどのような形で広報するのか。

A. 持ち運び可能なデモ機を使って、作動状況を見てもらうことを考えており、防災教育センターへの設置や地震体験車による地域での防災訓練などで活用する。

Q. 設置が個人の判断に委ねられているため、必要性の認識がないままだと、設置が進まないという課題がある。購入費の補助など助成制度を検討する考えはあるか。

A. 消防本部としては、まずは広報や訓練を通じて認知度の向上に努める。

Q. リチウムイオン電池に起因する火災は、年間でどの程度発生しているのか。

A. 令和7年は、充電中に出火した事案が1件発生した。過去には令和4年に衝撃によるものと思われるゴミ収集車の中での出火が1件と、充電中と思われる火災が1件発生しており、直近4年間で3件である。

Q. リチウムイオン電池による火災の予防対策として、どのような予算措置や啓発活動を行っているか。

A. 特化した予算はないが、広報の予算の中でチラシを作成し、SNS等を活用して発信していく。

Q. 管理不全な空き家による火災を防ぐため、消防として実態把握や指導は行っている

か。

A. 都市整備部と情報を共有している。毎年、乾燥する秋季を中心に調査を実施して、不具合がある場合は、所有者へ文書等で指導を行っている。

(意見) 空き家の管理不全が見受けられるため、確実に火災予防のための指導をしてほしい。

一般職給

Q. 令和7年度当初予算と比較して約1億円も増加している要因は何か。

A. 人員の増員ではなく、人事院勧告に準拠した給与条例の改正に伴うベースアップや定期昇給による職員1人当たりの単価上昇が主な要因である。

消防広域化適正配置調査負担金

Q. 菰野町との広域化において、四日市市側にはどのようなメリットがあるのか。

A. 消防署などの拠点や職員、車両が増えることで全体の消防力が底上げされ、大規模災害のほか、火災や救助要請などが同時に起こった場合の対応力が向上する。

Q. 広域化すると菰野町が加わって管轄のエリアが大きく広がることになり、消防力の低下を招くのではないか。

A. 管轄エリアが広がることによって消防力の低下を招くことがないよう、令和8年度に消防署所の適正な配置を調査し、菰野町のエリア内に拠点を1つ追加することを視野に協議を進める。

Q. 消防広域化は、他自治体の事例では、組織風土の違いから運営が難しいと聞いている。トラブルを未然に防ぐために、自治体間の対話を通じて、職員間の信頼関係を構築し、円滑な組織運営を図ることが肝要ではないか。

A. 広域化を進めるにあたっては、菰野町消防本部職員との階級や給与などの位置づけ等がデリケートな課題となるが、丁寧な対話を通じて協議を進めていきたい。

マイナ保険証の活用

Q. 救急現場でのマイナ保険証の活用（マイナ救急）の直近の実施状況を確認したい。

A. 令和7年4月以降の市内での実施率は5.1%（10328件に対して527件）となっており、令和6年度中の数値になるが、全国平均の7.1%より低い状況である。講習会での啓発や、119番通報を受けたときに、マイナ救急の説明をして手元にマイナ保険証を準備してもらうなど、さらなる普及と広報に力を入れる。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

消防団

Q. 若手消防団員と話す機会があり、その中で意識が地域貢献から報酬へと変化しているように感じられ、将来的な団員の減少を心配している。若手の価値観に合った手当の見直しや、消防団を地区ごとではなくブロック化することも視野に入れた、持続可能な体制を検討する必要があるのではないか。

- A. 年報酬や災害出動報酬等は、直近では令和2年度に国の基準に合わせて年報酬を改正しているが、団員数の確保も踏まえ、団幹部と相談して必要に応じて検討したい。
(意見) 最低賃金の上昇を踏まえた報酬の増額の検討や、団員の充足率の低い地区の現状の把握、ブロック化などの組織のあり方の検討が必要だと考える。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

消防車両整備事業（消防車両更新計画）

- Q. 消防車両の更新時期はどのような基準で判断しているのか。
- A. 同規模消防本部の更新基準や車両の老朽具合を参考に更新基準を決めている。過去には、機能が異なる2台の車両を車両製造の技術が進み1台に統合し、効率化できた事例もある。
- Q. 車両の配備する台数については、根拠となる明確な配置の決まりはあるのか。
- A. 国の「消防力の整備指針」を基準としつつ、市内の地域特性を踏まえて必要な車両数と配置を判断している。

消防分団車庫整備事業費

- Q. 消防分団車庫の整備予算が増加しているが、更新計画や基準を確認したい。
- A. 補助金の執行等に関する法令で規定されている、鉄骨造の車庫の処分制限期限である31年を参考にして、それを経過したものから車庫の老朽度を見ながら年次計画で整備しており、今回の大矢知、小山田分団車庫の整備で計画は一区切りとなる。
- Q. 今後はまた31年の周期で更新するのか。
- A. 全車庫の整備が完了したばかりで、次期の計画はないが、今後、建物の老朽化の進み具合を見ながら更新を検討する。

119番映像通報システム

- Q. 事務委託を受けている朝日町と川越町では、どのように119番映像通報システムの周知をしているのか。
- A. 四日市市が広域的に対応しているため、本市のホームページなどで一体的に周知している。119番の通報時も本市内で発生した場合と同様の対応を行い、119番映像通報システムを活用している。
(意見) 本市のホームページでの周知では、朝日町民と川越町民は導入されたことを知らない可能性があるため、朝日町と川越町でも周知すべきだ。
- Q. 通報者は適切に映像の送信ができているのか、現在の活用状況と成功率を確認したい。
- A. 消火避難訓練においてPRを行っていることに加え、実際に通報で使用する場合でも通報者の協力があることにより、成功率は80%を超えており、特に不具合なく有効に活用されている。

《その他》

物価高騰による影響について

- Q. 物価高騰により資機材や消耗品の調達に影響はあるか。また、予算のどの部分で物価の上昇分を調整しているのか。
- A. 物価高騰の影響で予算は少しずつ増えており、予算を精査して費用対効果を向上させて、なるべく予算の増加を抑えている。資機材等の価格は上昇傾向にあるが、消防指令システムや出張所整備等の大型事業が完了し、予算全体では約 22 億円の減額となっている。
- (意見) コストの精査は必要だが、物価高により職員の労働環境や資機材の使用に不都合が出ないように配慮してほしい。

○第 2 条 債務負担行為（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

【政策推進部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

魅力収集発信事業

- Q. 動画視聴の効果を問うアンケート回答者の約 9 割が東海 4 県以外となっている理由を確認したい。
- A. 動画視聴を促す広告を主に首都圏をターゲットに配信した結果、回答者の 9 割が東海圏以外の居住者となった。また、人口規模を反映し、首都圏や大阪等の都市部からの回答が大きな比重を占めている。
- (意見) 動画による印象の向上だけでなく、特産品の活用や産業発展につながる横展開の仕組みを考えてほしい。
- Q. 特設サイト内再生回数が 10 万 8000 回とのことだが、他のサイトでも動画を視聴できるのか。また、その再生回数を確認したい。
- A. 広報マーケティング課の公式 YouTube チャンネルでも動画配信を行っており、約 5000 から 6000 回の再生があった。
- Q. 合計で約 11 万回という再生実績について、どのように評価しているか。
- A. 設定した目標に対して、昨年度は 3 倍以上で、今年度も目標を大きく上回るペースであり、非常に多いと認識している。
- Q. 具体的な再生回数の目標値はいくつに設定していたのか。
- A. 令和 6 年度 6 本の動画で 1 万回、令和 7 年度 9 本の動画で 6 万回を目標として設定している。
- Q. 1 本あたり 1000 回強の目標は低すぎるのではないか。職員や家族が見るだけで達成可能な水準であり、もっと高い目標を設定すべきではないか。

- A. これまでは、特設サイトでの動画視聴に力を入れてきたが、来年度は特設サイト以外で視聴していただく機会を拡大するため、Y o u T u b e 広告の配信を強化する。
- Q. この動画が見られる特設サイトは、市のホームページの中にあるのか。
- A. この事業は、初年度の令和6年度にプロポーザル方式により、楽天グループ株式会社を選定しており、楽天市場内の「まち楽」というコーナーに特設サイトを設置している。
- Q. 動画の著作権は楽天と市のどちらにあるのか。また、市のホームページなどに掲載できないのか。
- A. 動画の著作権は市が持っているため、市のY o u T u b e チャンネルでも配信している。
- Q. 特設サイトからふるさと納税への誘導は行われているか。
- A. 特設サイト内で紹介している特産品の中には、ふるさと納税の返礼品として選択可能な商品も含まれており、特設サイトから商品を購入することはできる。
- Q. 令和8年度の当該事業の予算2000万円のうち、この広告費の内訳はいくらか。
- A. 広告費として約900万円を計上している。
- Q. 令和7年度の広告費の実績と比較して、予算額はどうか変化しているか。
- A. 令和7年度は700万円強の予算額であり、増額して計上している。
- Q. 広告が表示された回数は分かるか。
- A. 令和7年11月末時点で、約900万回表示された。
- Q. 公金を投入する以上、特定のターゲットに偏らずに、広い対象に届くような費用対効果が重要である。今の方法では情報が届きにくい人もいると感じるので、質の向上やターゲットの拡大に向けた具体的な工夫、改善策が必要ではないか。
- A. 市外では、四日市公害のイメージが強く、それを払拭するために、首都圏等を狙って動画広告を配信している。費用対効果を考慮しつつ、今後はY o u T u b e 等の活用や広報の工夫により、市民を含む幅広い層への魅力発信と認知の拡大に努める。
(意見) 成果の上がらない事業を継続するのではなく、期間を設けて、目標達成度を厳格に評価すべきである。効果が上がらない場合は撤退することを見極める能力を身につけ、公金の無駄使いを避けるべきである。
- Q. 次年度に向けた動画再生回数の具体的な目標値はあるか。
- A. Y o u T u b e での再生回数が50万回を目標数値としている。
- Q. 令和8年度予算の2000万円の具体的な内訳を教えてください。
- A. 広告費に900万円、認知度調査に350万円、企画費に250万円、維持費180万円、ショート動画作成に135万円のほかこれらの消費税である。
- Q. 既存動画からショート動画への転用を楽天に委託する理由を確認したい。随意契約するということか。
- A. 動画には地場産品を擬人化したキャラクターが登場しており、そのキャラクターが楽天側がデザインしたものであることから、随意契約としている。
(意見) 制作物の著作権を委託先に握られると、契約を続けなければならなくなる。将来的な運用の自由度を確保するため、市が著作権を確実に保持する契約を徹底すべきだと

考える。

魅力収集発信事業（LED看板）

Q. LED看板の費用はいくらか。また、どこに設置されているか。

A. 近鉄四日市駅構内の柱看板の費用として409万2000円を計上している。4か所に設置しており、動画ではなくポスター形式で、年2回まで内容の貼り替えが可能である。

ご当地ナンバー関連経費

Q. 図柄入りナンバープレートの普及啓発予算の内容を確認したい。

A. 内訳は協議会委員への報酬と、普及啓発用チラシの制作費である。

Q. チラシの制作枚数と、配布先の具体的な計画はどうなっているか。

A. 4000枚を作成し、市内のディーラー55か所や自動車学校、公共施設等で配布する。

Q. 年間の市内の自動車登録台数は何台か。

A. 市内の年間登録台数は約1万から1万5000台と推計している。

（意見）普及させる気持ちが全く感じられない。年間1万台以上の登録に対して4000枚しかチラシを用意しないのは、会議体の維持が目的の予算に見える。

首都圏における情報拠点事業

Q. 約370万円の予算の内訳と前年度からの変更点は。

A. 職員が都内を移動する際の旅費や消耗品などの費用である。条例改正により、旅費が実費精算となったため予算は減額したが、新たに名刺管理サービスの導入費を計上した。

Q. その名刺管理サービスはどんな内容のシステムなのか。

A. 東京事務所内で管理している名刺の内容について、事務所内における可視化、共有化をさらに進めるためのサービスである。外出先などでも閲覧することができる。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費＞

市政ごいけんばん

Q. 新たに開設されたこども・若者向けの市政ごいけんばんは、従来の制度と同様にテーマや期間を区切って実施するのか。

A. こども・若者向けの市政ごいけんばんについても、テーマを設定し、意見の募集期間を区切って実施していく方針である。

Q. 高校生などはどうやってモニター登録をするのか。

A. 当該サイトのトップページから登録できるようにする。周知しなければ登録してもらえないため、今後はこども未来部と連携し、各校へ訪問したり、校長会で説明して周知を依頼するなどの方法で広報していきたい。

（意見）高校生は自発的にホームページを見に行かない傾向があると聞いているので、様々な方法で周知してほしい。

Q. 1月に当該ページを開設してから、現時点で何件の回答や意見が寄せられているか。

- A. 開設はしたものの、アンケート実施は、来年度以降を予定している。
- Q. 当該ページはアンケートを実施するだけで、自由に意見を送ることはできないのか。
- A. 当該ページは、特定の施策や事業をテーマに行うアンケートであり、回答方法については、子供たちが答えやすいよう選択式を基本としたいと考えている。自由に意見を送る場合は、大人も含めて市民であれば誰でも意見を出すことができる市政への提案箱で対応するか、こども未来部がこども・子育て情報webサイト「よんいく」内に記述式のフォームを設けることを検討していると聞いているので、そちらでも対応したい。
- Q. 市政への提案箱には、年間で何件の意見が寄せられているのか。
- A. 令和6年度は258件の意見が寄せられた。
- Q. 寄せられた意見はどのように扱われて、市政に反映されるのか。
- A. 意見の内容に関係する担当課へ共有し、必要に応じて担当課が回答を行う。具体的に政策へ反映する手順は決まっていない。
- Q. 寄せられた意見に対しての回答件数や、施策への反映状況は把握していないということか。
- A. 市政ごいけんぼんでは、ネーミングライツ導入に関するアンケートを実施して、それを施策に反映した例などがある。市政への提案箱に寄せられた意見には、担当課が回答をしている。広報マーケティング課では、各課からの回答や対応状況の報告を3か月ごとに取りまとめて庁内掲示板で共有しているが、具体的な施策への反映内容までは把握していない。
- (意見) 市民に対しても意見を送ることでどのような効果があるのかを示すべきであり、その仕組みを検討してほしい。

新保々工業用地関連事業費

- Q. 現在の状況と今後の予定を確認したい。
- A. 昨年度に優先交渉権者が決まった後、同者との造成計画の調整に時間を要したため、スケジュールが少し遅れている。土地の売買は令和9年度に予定しており、造成は令和11年度に開始する見込みである。今年度は、周辺道路の整備のための測量を実施し、今後は詳細設計に取り掛かる。
- Q. 造成後の用地の取り扱いはどうなるのか。
- A. 市が同者へ土地を売却し、同者が造成を行った後、製造業や物流事業者向けに販売を行う。
- Q. 現時点で造成後の土地の購入を希望する企業はあるのか。
- A. 優先交渉権者が持つ企業リストの中から、造成時期も踏まえ様々な候補を検討をしているのではないかと推測する。
- (意見) 中心から離れた郊外での開発であるため、行政の監視が疎かになるのではないかと心配しており、十分な配慮と注視が必要である。施設立地後の地域住民の安全と安心を確保するために必要な対応を求める。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

大学等拠点施設整備事業費

Q. 公立大学設置に向け、教員確保の見通しや、地元学生を優先する具体的な支援策を示すべきである。納税者である市民への説明責任を果たすため、明確なビジョンと制度設計が不可欠ではないか。

A. 文部科学省の設置認可申請を見据え、まずは設置基準上最低限必要となる教員 21 名の確保に取り組んでいく。また、市内の学生が進学しやすくなる奨学金制度の創設など、地域の学生への支援策の構築や、卒業後の就職に向けて企業と連携しながら取り組み、人材の確保と育成を強力に推進していく。

(意見) 名古屋圏への学生流出を防ぐことも念頭に置き、経済的負担の軽減や就職に向けた取り組みなど、自らの子を通わせたいと思える大学の構築を強く求める。

Q. 現状で想定されている大学部分の総事業費は、248 億円から 268 億円という幅で変更はないか。

A. 大学部分の総事業費はこの金額を想定している。別途、商業機能に 105 億から 115 億円を想定しているが、これは今後募集する商業事業者に負担してもらう予定である。

Q. 資料の概算工事費の部分に「公立大学収容定員 800 人で 230 億円から 250 億円」と記載があるが、三重大学の部分は含まれるのか。

A. 三重大学の部分も含めた全体 800 人分の整備費用であり、大学全体の事業費である。

Q. 105 億円から 115 億円と書いてある商業機能は、大学とは別の建屋として整備するのか。

A. 全体の計画では大学高層棟、大学低層棟及び立体駐車場棟の 3 棟を整備することとしているが、商業機能と位置づけているのは、大学低層棟と立体駐車場棟の一部である。

Q. 基本設計費には、商業機能部分の設計が含まれているのか。

A. 商業部分の設計も含んでおり、全体の約 2 億 9230 万円のうち、商業機能部分の内訳は約 8600 万円である。

Q. 商業機能を設けることになった経緯と、市民意見がどこに反映されているのかを確認したい。

A. 商業機能については、大学基本計画策定委員会からの「市民にひらかれた大学とするため、学生も市民も利用できる食堂などの商業機能を検討してはどうか」という意見や鉄道事業者の要望を受け、民間事業者 4 社への聞き取りを経て計画している。策定委員会には、商工会議所の関係者にも参画していただいているところである。

Q. 市と関係のある特定団体に属している人ばかりでは、意見が偏っているのではないか。事業者や特定の人考えだけで、一般市民の声が反映されないまま多額の予算を伴う計画が立てられていることは、公金を支出する事業の決定プロセスとして、妥当ではないのではないか。

A. 大学の基本構想と基本計画については、これまでに議会の様々な場で説明を重ねてきたところである。商業機能を設けることにより、近隣住民の利便性の向上や地域のにぎわいの創出にもつながると考える。

- Q. 事業者に求める商業機能の部分の負担は家賃として回収する想定もあるのか。
- A. 事業者の負担の方法としては、建物の床買いや賃借などを想定している。
(意見) 大学・商業施設整備への多額の公金投入は、市民の理解や納得が得られているとは思えない。
- Q. クロスアポイントメント制度を活用した際に、市が三重大学の教員の給与をどのように負担するかを確認したい。
- A. クロスアポイントメント制度は、1人の教員に公立大学と三重大学の両校で講義を受け持ってもらうなど、各大学の従事割合に応じて給与を按分する制度であり、公立大学で従事する分の給与を負担する。按分して給与を負担することで両大学にメリットがある。
- Q. 三重大学への支援に対して、市民に納得できる説明ができるのか。
- A. 三重大学は既に津市にキャンパスがあり、四日市に2つ目のキャンパスができることで経費が増加することになるため、その追加で必要となる部分への支援内容を協議している。単に三重大学に来てもらうために津のキャンパスでもこれまでかかっていた費用を肩代わりするのではない。今回四日市にキャンパスができることで生まれる新たな地域産業への支援等の取組みを丁寧に説明していく。
- Q. 県や周辺自治体との協力関係が構築できるかが未確定な段階で基本設計を進めてよいのか。
- A. 県や北勢5市5町にも既に説明を行ってきており、これまでも知事には大学設置の趣旨に賛同いただいていることから、基本設計を進める中で具体的な協力内容や運営体制の合意に向けて働きかけていく。
- Q. 協力の意思を示した自治体から、内容について修正を求められた場合、どうやって対応するのか。
- A. 基本設計を進める中で意見を聞き、合意できる内容にしていきたい。
- Q. 投資に対する将来の税収効果の見込みや、大学という大きな投資について市民からどのように理解を得るのか。
- A. 産業都市として理系人材の育成が重要と考えており、地域に必要な人材を育成することで地域産業の競争力を強化し、企業の投資や雇用の創出、ひいては税収の確保という好循環を生み出していく。
- Q. 「県立大学断念の理由として、三重県は大学の目的を若者の県内定着としており、大学設置の効果が表れるのは約10年先になることから、県立大学設置以外の方策に注力することが、若者の県内定着を目指すうえで適当であると県は判断した」と記載があるが、市はいつ効果が表れると考えているか。
- A. 開学4年後には1期生の就職があるが、開学後から大学と企業との共同研究、社会人教育の充実により、早期に効果を出せるように努める。
- Q. 三重大学の津のキャンパスと比べて、物理的な距離が縮まることで、企業との共同研究が進むという理屈の根拠はあるか。
- A. 三重大学が四日市市内の企業と行った共同研究は令和6年度実績で16件あるが、工学部の教員からは、物理的距離の短縮は工学部の教員や企業側の心理的、物理的ハ-

ドルを下げ、相談しやすくなると期待していると伺っている。

(意見) 優れた研究や教育があるなら、企業は距離に関係なく共同研究を行うはずである。時間の短縮を理由に共同研究が進むという説明は説得力に欠ける。

Q. 商業機能について、地域住民のニーズや商圈のターゲットを調査しているか。

A. J R 四日市駅周辺の商店不足や高齢化で遠方に行けないことに伴う商店の要望は把握している。

(意見) 買い物に関する地域課題や住民ニーズの把握は重要である。多額の公金を投入する以上、市民に対して十分な説明責任を果たせるよう取り組んでいくことを強く求める。

Q. 三重大学の進出は、公立大学設置とセットで進んでいる話だが、計画の進捗は極めて不透明である。前提条件となる公立大学の検討状況について、現時点の内容や見通しの説明を求める。

A. 来年度は公立大学の設置に向けて、令和8年9月頃までに学長や学部長候補等中心人物の選定を進めるとともに、素材、半導体分野を軸とした具体的な教育課程の構築に努める。

Q. 資料には、県知事へ協力を要望したところ、「具体像が見えないとどのような形で県が協力できるか判断ができないが、最大限協力したい」と返答があったとの記載がある。この「最大限の協力」に財政的支援が含まれるのか。

A. 県による支援の詳細は未定だが、建設費・運営費いずれの支援も考えられる。大学の検討の進捗に応じて説明してきているが、今後、基本設計等を通じた計画の具体化に合わせて詳細な協議に入り、協力体制の構築を目指していく。

Q. 市民の身近な課題がほかにもある中で本事業を進めることは、市民感情に寄り添っていない。人口が減少する社会で、需要がどれだけあるか分からない施設へ多額の公金を投じることについて、市民を納得させる論理的な説明ができるのか。

A. 大学設置は、産業都市として、人材育成を目的とした未来への投資である。健全な財政運営により投資の備えは整っており、他の事業も並行して推進する。基本設計を通じて詳細を詰め、実施設計等の予算上程時には十分な説明責任を果たしていく。

(意見) 理系人材の確保には、大学を新設するよりも、学生へ直接支援して本市に引き込む仕組みをつくる方が費用対効果は高いのではないか。小中学校の教員も不足しており、教育環境の改善など、足元の課題解決こそが先決である。その中で多額の公金を投じる未来への投資という説明は説得力がなく、市民の理解や納得を得ることは到底困難だと考える。

知と交流の拠点施設整備事業費

Q. デザインビルド方式による市の事業が出始めているが、資格要件が厳しく、大手事業者しか参入できないのではないか。また、工期が重複して入札不調になる可能性はないのか。

A. 本拠点施設と大学の工期は重ならない予定である。設計施工一括のデザインビルド方式の採用は早期に施工者を確保するためであり、公募時に地元業者とのJVを要件

とするなど、地元業者の参入の機会の確保策も検討していく。

Q. 技術者には限りがあるので、市による他のデザインビルド方式の案件や、学校の改修等で技術者が重複し、他の発注へ行けない事態にならないか。

A. 事業規模や工期に応じてデザインビルド方式と設計施工分離発注方式を使い分けている。事業規模が大きく工期の長いものはデザインビルド方式で検討し、工事前の早い段階で施工者確保の見通しを立てることで、工事を円滑に進めていきたい。

(意見) 民間が参入しやすい状況が整っているなら良いが、デザインビルド方式の発注があまりにも多いので心配する。

Q. 従来の分離発注方式からデザインビルド方式への移行に際して、責任の所在の確認や法的な整理はできているのか。

A. 従来の分離発注方式を否定するものではなく、物価高騰や人材不足の環境では、長期にわたる大規模な事業は実施設計と工事を一括して行うデザインビルド方式の方が早期に業者の見通しが立ち、事業を進めやすいというメリットがある。市の責任は従来どおりであり、要求水準書で品質を担保する。

Q. デザインビルド方式は業者へ丸投げしている状態であり、市の管理が行き届かず、業者の言いなりになるのではないか。市の担当部局や議会のチェックが機能するのか。

A. 実施設計と施工の事業者に対して、今回の基本設計とあわせて作成する要求水準書で市の求める品質や全体の整備費を示すことで、コストを厳格に管理する。

(意見) 業者にコスト抑制を徹底させるのが市の仕事だと考えており、安易な丸投げにならないように、市独自の工夫と主体性を持つべきである。

Q. 提示された 127 億円から 157 億円という事業費は、建物の建設費のみを指すのか。

A. 建物整備費に加えて、用地買収費と建物等補償費を含んだ総額である。

Q. 用地取得の目途は立っているのか。具体的な契約時期はいつなのか。

A. 地権者とは事業協力の意向を確認書として交わしており、定期的に訪問を行い信頼関係はできていると認識している。予算成立後に基本設計を行い、都市計画決定を経て、令和 9 年度の早い段階で用地取得契約を締結する予定である。

Q. 用地取得にかかる費用と、借地料の総額はいくらになるのか。

A. 用地取得費が約 7 億円で、借地料は年間 800 万円である。70 年間の借地を想定した場合、借地料の総額は約 5.6 億円となる。

Q. 現図書館は除却してその場所はどう活用するのか。また、自動車文庫や書庫の機能はどうするのか。

A. 現図書館は除却し、その跡地の利用を全庁的に検討し、利活用の見込みがない場合は売却する。現図書館の機能は新図書館へ移すが、自動車文庫の拠点も別途、公共用地で検討する。

Q. 自動車文庫の拠点の場所は決まったのか。

A. 自動車文庫の拠点は、今のルートも踏まえ、市内の南部・北部に片寄らない位置において、教育委員会がどこの公共用地に拠点を置くかを検討していく。

Q. 自動車文庫の拠点を別途設けるなら、提示されている予算以外に費用がかかることになる。現図書館の機能を維持できず、実質的に規模の縮小になるのではないか。

- A. 自動車文庫の拠点は別途整備が必要となるが、新図書館は蔵書数増や会議室、交流機能の拡充を図ることで、図書館本体としての機能は大幅に良くなる。
- Q. 地質調査費の2600万円の具体的な調査内容と、どのようなことが分かる調査なのか。
- A. 今回の建物は杭による基礎になると思われるが、ボーリング調査により支持層（硬い地盤）の深さや厚みを確認し、杭の構造を確定させるための調査である。
- Q. 支持層が想定より深い、あるいは存在しない可能性はあるか。
- A. 可能性はゼロではないが、近隣でも地質調査が行われ、建物も建築されており、その結果と大きな差異はないと見込んでおり、予算内で対応できる想定である。
- Q. 地質調査と基本設計を同時進行させるのは一般的な手法なのか。
- A. 基本設計で建物の位置を定めた上で調査を行うのは、他自治体でも採用されている一般的な手法である。
- Q. 蔵書エリアは3階から5階だけなのか。また、現在の蔵書数と比較して広さや収容できる冊数はどう変わるのか。
- A. 3階から5階がメインの書架エリアだが、7階まで図書館機能を持つ想定である。冊数は現在の48万冊から70万冊へ増やすことを目標としており、延べ床面積も現在の施設より広くなる。
- Q. 現在の蔵書数48万冊の内訳は。
- A. 開架図書が約17万冊、閉架図書が約24万冊、館外図書として約4万冊が寺方町にある文化財収蔵庫、旧理科教育センターと呼ばれる場所に保管されている。さらに、貸出図書とは別に自動車文庫で取り扱う図書が約3万冊、現図書館の中に保管されている。
- Q. ワークショップスペースや交流スペースは新図書館に必要なのか。
- A. 基本計画に基づき、市民活動の発表や練習、本を通じた交流のために必要だと考えている。基本設計において近隣公共施設の会議室の稼働状況も精査し、過剰な機能とならないように計画する。
- Q. 基本設計に着手してから市民意見を聞き、内容を反映させるのは、順序が逆ではないか。
- A. 図書館については、これまでに市民意見を聴取しているが、今回、多目的ホールを整備するにあたり、具体的な利用ニーズを改めて聴取して、配置等に反映させる。
- Q. スターアイランド跡地に計画していた時とニーズに変化はないのか。多目的ホールを設ける必然性と、利用者への意見徴取の状況はどうなっているのか。
- A. 図書館に対する市民意見の聴取は、スターアイランドでの基本設計の際に実施しており、現候補地での新図書館においても意見を反映していく。ホールについては文化団体等からの強い要望を受けて総合計画に位置付けており、設計事業者が決定した後、演劇や音楽等の利用者に対して、舞台の動線や使い方等をヒアリングする。
(意見) 土地の取得が確定する前に設計に着手したり、設計中にニーズを聞き取る予定であるという行政手続きの順序は誤っていると感じる。
- Q. 当初の資料には記載のない固定書庫、集密書庫の概念が突然示されたように感じている。質疑のたびに内容が変わる現状は一貫性がないのではないか。

A. 図面は基本設計前の機能配置のイメージである。今回は、口頭では伝わりにくい部分の説明不足を補うために、検討段階だが現時点で整理可能な内容を補足した。書庫の位置だけでなく、建物の共有部分であるエレベーター、階段、トイレなどは記載していない。

Q. 今後、自動車文庫の蔵書を6万冊にしていくということだが、別の公共用地で新たに自動車文庫用の施設を作るといったことなのか。

A. 令和5年度の想定であるが、自動車文庫の拠点の工事費として約1.2億円を見込んでいる。

Q. 多目的ホールの利用者とは誰を指していて、本当に必要性があると感じているのか。

A. 多目的ホールの整備については、総合計画に位置づけ、市民グループが音楽・演劇等で利用しやすいものとなるように調査や整理を行っている。

(意見) 総合会館の視聴覚室を始めとして、市内に類似の施設が多数存在する中で、当該拠点に機能を詰め込みすぎではないか。利用率が低いホールを改修するなどの検討の余地もあるのではないか。公共工事が入札不調になることも増えており、既存施設の有効活用を含め、計画を整理し無駄を排除すべきである。

(意見) 総合会館は講演会用だが、計画中の小ホールは舞台や音響に関する設備を備えたものであり、機能が全く異なる。各施設では想定する利用目的が違うのですべて同じ判断はできない。すみ分けや妥当性については、明確な根拠を資料として示して説明してほしい。

Q. デザインビルド方式を採用することは最適な選択なのか疑問である。基本設計をしながら市民から意見を聞くというのは難しいのではないか。

A. 今回の予算である基本設計は、通常のプロポーザル方式で設計会社を選定し委託する。指摘されているデザインビルド方式は、令和9年度以降に実施設計と本体工事をセットで発注する手法を指している。今回の予算はあくまで基本設計の段階であり、従来の手順に準じている。今後についても適切な工程管理を行い、各段階で着実に事業を推進していく方針である。

(意見) 市が大型の事業を推進していることについて、3点指摘したい。第一に、図書館や大学にカフェ等の余分な施設は不要であり、本来の目的に絞ったシンプルな計画とすべきである。間接的であっても行政がカフェなどの商売をやるべきではない。第二に、くすの木パーキングが使用できない状態でこの立体駐車場を造ると、新図書館の利用者のための駐車場が関係のない外部の利用者に占有され、本来の利用者が使えないという懸念がある。現に市役所の隣の市営中央駐車場は、くすの木パーキングから流れてきた利用者でいっぱいである。第三に、デザインビルド方式で民間事業者主導権を握られないように、市が決定権を持ち続け、議会への報告をしつつ、厳格な管理体制を構築すべきである。また、状況に応じて計画を白紙に戻す判断も必要だと考える。

(討論) 知と交流の拠点施設整備事業費及び大学等拠点施設整備事業費については、両

事業で基本設計の前段階の準備が不足している。また、物価高騰により市民生活が苦しくなっている中、多額の投資を優先すべきではないと考える。限られた財源は、生活困窮者の支援や市民生活を支える施策に優先して投じるべきである。市民が安心して暮らせる環境整備を最優先すべきとの観点から、当該2事業に反対する。

(討論) 知と交流の拠点施設整備事業費及び大学等拠点施設整備事業費については、コスト抑制や丁寧な説明は不可欠だという前提で、図書館の整備は長年の懸案事項であり、市民からも強い期待が寄せられている。また大学についても、産業界からの寄付活用など、市の負担軽減を図る執行部の姿勢を評価している。大規模な投資ができる機会は限られており、執行部が甘い積算をしないように厳しく議会が牽制し続けつつ、事業を推進すべきであると考え、当該2事業に賛成する。

(討論) 知と交流の拠点施設整備事業費及び大学等拠点施設整備事業費については、基本設計に取り組むことはよいが、次の段階は別と考える。行政が、民間が担うべき商業分野に安易に踏み込むべきではないと考えており、総合会館で喫茶や食堂が撤退という前例を見れば、行政主導の運営が成功するとは思えない。図書館や大学単体ならよいが、不透明な民間運営の部分を含む現状の計画には強い不安が残る。社会情勢次第では計画を撤回することも検討すべきだ。民間にできることは民間にさせるという原則を貫くべきであり、行政と民間が混在する今の設計案には賛成しがたいと考えるため、当該2事業に反対する。

(意見) 全体会審査では、事業に賛成する委員も賛成の理由を表明してほしい。新図書館の検討開始から長期間が経過したことが賛成討論の理由にあったが、社会情勢は当時と大きく異なる。現在の本市の財政状況などを踏まえて、なぜ建設が必要なのか、建設的な議論をすることが議会のあるべき姿であり、各委員が賛否の理由を語り、議論を深めることを強く希望する。

中核市移行推進事業費

Q. 当該事業の予算は何をするための予算なのか。

A. 中核市市長会への負担金と、北海道旭川市で開催される中核市サミットへ出席するための旅費等である。

Q. 中核市への移行は、現在、どういう状況にあるのか。

A. 中心市街地再開発等を優先しており、現在は中核市への移行を当面の間見送っている状態である。中核市サミットなどへの出席で自治体間の連携を継続するとともに、次期総合計画の策定過程で検討していく。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費＞

国際交流事業

Q. 令和5年度の姉妹都市提携60周年を機にロングビーチ市から提案があった大学生交流について、ロングビーチ市からの大学生の訪問団は来年度も継続するのか。

A. 今年度はロングビーチ・シティカレッジから学生への補助があったが、来年度は補

- 助がないため来日は困難と聞いているが、市としては今後も大学間交流を支援したい。
- Q. 天津市からの青少年スポーツ交流団の受け入れの見通しはどうか。相手が来られない場合、こちらから学生を派遣できないのか。
- A. 担当者間で連絡を取り合っている。今年度は友好都市提携 45 周年記念事業の一環として、青少年スポーツ交流団を派遣した。その際に、来年度は天津市から派遣したい申し出があったが、国際情勢もあり現時点では様子見の状態である。

《歳出第 8 款土木費 第 5 項港湾費 第 1 目港湾総務費》

みなとまちづくり協議会負担金

- Q. この負担金はどのように使用されているのか。
- A. 市民が四日市港に親しむ「BAURAミーティング」の開催費用と、来年度以降に市の公園施設や四日市港管理組合が末広町の物揚場を整備するためのコンセプトの策定費用などに充てられている。市と四日市港管理組合、四日市商工会議所がそれぞれ予算を負担し、好評だった夜間のイベント継続と四日市地区の将来的な整備コンセプトの策定を通じてみなとまちづくりを進めていく。

○第 2 条 債務負担行為（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

- Q. 人事院勧告に伴う給与の増額で人件費が 2 億円増加しているが、今後さらに増額した場合、どのように対応するか。
- A. まずは職員が働きやすい環境を確保するために適正配置に努めるが、仮に将来、市財政が逼迫するような状況になった場合には、事業の見直しを行うことで、人件費の圧縮を図ることも必要と考えている。
- Q. 人件費の増加を理由に、人件費の経費圧縮や採用抑制を行うのか。
- A. 現時点では必要な人員確保や、過度な時間外勤務の削減、育児休暇の取得等の環境整備を優先するため、人件費の増額を理由に採用を抑える考えはない。
- Q. これからも毎年人件費が増加していくことが想定されるが、全庁的にどのような方向性をもって対処するのか。
- A. 人事院勧告に準拠することを基本としつつ、給与が上昇する際には市民の給料も上がり、市民税等の歳入の増加とも連動するため、人件費だけが膨張していくとは考えていない。市の財政全体を見ながら適正な人件費の予算を計上していく。
- Q. 総合コールセンターの設置以外に来年度に実施予定の働き方改革の取組はあるか。
- A. 総合コールセンターの設置に合わせて、窓口時間の短縮を行う。現在、職員の勤務

時間と窓口の対応時間は8時30分から17時15分と全く同じであるため、勤務時間はそのままに、窓口時間を9時から16時30分に見直したい。今まで、窓口対応中のためにできなかった業務を短縮した時間帯に行えるようになることで、時間外勤務を減らしていきたい。

Q. 窓口を短縮することでできた時間に今までできなかった業務を割り当てると、結局は時間外勤務が減らないのではないか。

A. 閉庁間際の来庁者対応による時間外勤務を防ぐとともに、今まで窓口対応が終わった後の時間外に行っていた業務を、勤務時間内に行えるようにすることで、時間外勤務の削減につなげていきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

総合コールセンター事業

Q. 市の担当者に直接つながらないことに不満を感じる市民に対し、丁寧なケアやフォロー体制が必要ではないか。

A. 総合コールセンターを新たに設置するが、各課への直通電話はそのまま残るので、そちらにかけた場合は、引き続き職員が対応する。

Q. 総合コールセンターには何名のオペレーターが配置されるのか。

A. 予算上8人のオペレーターの配置を見込んでいる。

Q. 総合コールセンター設置後、市役所の電話の仕組みはどう変わるのか。

A. 設置後は総合コールセンターが一般的な庁内業務全般に対する問い合わせに一括で回答し、市民の困りごとを解決する形を目指す。

Q. 総合コールセンター専用の電話番号を新しく作るのか。

A. 新たに総合コールセンター用の電話番号を設ける。

Q. 各課への直通番号にかけた場合もコールセンターにつながるのか。

A. 各課への直通番号は維持されるので、引き続き、各課につながるが、市民に対して総合コールセンターの電話番号を周知し、積極的な利用を促していきたい。

Q. 将来的に各課の直通番号は非公表にするのか。また、給付金などの今まで特定の要件で開設してきたコールセンターも統合されるのか。

A. 各課の電話番号を非公表とすることは難しいと考える。また、原則的に特定の要件のためのコールセンターは別の専用番号を設けると想定しているが、規模により総合コールセンターでの対応も検討する。

Q. 緊急時や個別相談が必要な場合を想定すると、各課への直通の番号を非公表にしてはいけないのではないか。

A. 個別の対応が必要な問い合わせがあるため、各課への直通番号を非公表にすること

は想定していない。

Q. F A Qサイトへのフィードバックや分析結果の反映はどの程度の頻度で行うのか。

A. 月1回程度を想定しているが、同種の問い合わせが連日続くような場合は、随時、対応したい。

(意見) 職員の働き方改革に重要な取組みであるとともに、市民が安心して利用できるコールセンターとなることを期待している。今後の展開を見守っているので、変更等があれば報告願いたい。

官民データ利活用事業

Q. 地域課題解決アプリの開発について、既存の多様なアプリと統合した方が利便性が高いのではないか。

A. 今回のアプリ開発はA Iカメラ等のデータを活用する単体開発を想定している。アプリの統合は技術面から慎重に検討する必要があるが、アプリを選択する入口の一本化は工夫していきたい。

Q. アプリがたくさんあると市民が不便を感じるのではないか。

A. 来年度に市公式L I N Eを再構築し、ゴミ出しの情報や子育てなどのアプリを1か所からわかりやすく案内できる仕組みを目指す。

Q. アプリの開発のための予算はいくらか。

A. オープンデータ整備・利活用支援業務の1000万円のうち、約400万円をアプリ開発に充てる予定である。

Q. 官民データ利活用事業の具体的な内容と内訳を確認したい。

A. データプラットフォームという種々のデータを蓄積する基盤や市街地を中心に設置している各種センサーやカメラから得られるデータと連携する仕組みの保守に1626万円を計上している。また、官民データと呼ばれる官公庁や民間企業が公開しているデータを整備、利活用する事業に1000万円を計上している。

Q. データを容易に利活用できる環境を整備することのだが、具体的にはどうするか。

A. 本市がウェブ上に開設しているオープンデータカタログサイトにおいて、116件の市保有データをE x c e lやC S V形式で無償ダウンロードできる環境を提供している。

Q. オープンデータ等は、そもそも庁内で十分に活用されているか。

A. 各部署の統計データ等を公開しているが、庁内での施策立案への活用はあまり進んでいない。データの精度やメンテナンスなどの課題はあるが、今後も各部署を指導しつつ、活用を広げていくよう努める。

デジタル人材の活用

Q. 専門的なデジタル人材を確保するためにどのように取り組むのか。

A. デジタル人材の募集は実施しているが、応募が少ない。一般職員の中から専門性や意欲のある者を抽出し、適材適所に配置するよう努めている。

Q. デジタル人材枠の待遇は一般職員と同じなのか。

A. 現状は一般職員と同じ待遇である。

(意見) 一般職員より高待遇になったとしても、外部から高度専門人材を招くべきではないか。データの利活用や窓口業務の改善において、真のプロフェッショナルを雇用することは、市民の利益に直結すると考える。

行政手続のデジタル化事業費

Q. 身寄りのない方の死亡手続きを親族以外が代行する際の課題にどう取り組むか。個人情報に配慮しつつ、手続き円滑化のためデータ共有の範囲を幅広く検討できないか。

A. 来年度開設のおくやみ窓口は予約制とし、親族以外の来庁も想定している。関係部署と連携し、来庁者の関係に応じた手続き範囲や必要書類の確認など運用面を整備し、利便性の高い窓口の構築に努める。

〈歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費〉

人権教育・啓発推進事業

人権意識向上・人材育成事業

Q. 「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」の改正が進んでいるが、そのスケジュールと施行時期を確認したい。また、その条例改正に伴ってどのような事業を考えているか。

A. 令和8年度にパブリックコメントを行い、11月定例会議会へ改正案を上程し、その後施行したい。今回の改正は、現在実施している様々な人権施策を条例へ明確に位置付けることが目的であり、改正に伴う新規事業の開始は現時点で想定しておらず、既存の取り組みをさらに充実させていく。

Q. 条例改正で内容が大きく変わるのに、行政の施策やそれに伴う予算が変わらないのは問題ではないか。

A. これまで注力してきた教育や啓発について、既存事業を通じて充実させる方針である。条例改正の周知を含め従来の活動を着実に実施し、さらなる充実を図ることが重要であると考えている。

Q. 議会からの条例改正提案は大きな変革である。市民等の責務が明文化されたことを重く受け止め、条例改正が施行される際には、改正の趣旨を反映した予算編成が必要だと考えるが、再度、市の考え方を確認したい。

A. 今回の改正案では時代の変化に伴う新たな項目を人権施策の柱として明確に位置付けている。新たにインターネット上の人権侵害への対応を盛り込むなど、市の基本姿勢と決意を条例に示す。委員からの厳しい指摘を真摯に受け止め、条例の方針に基づき、人権施策の充実に向けていく。

(意見) 部落問題は当事者意識が持たれにくく、行政の積極的な関与が欠かせない。約30年ぶりの大きな改正であり、議会からの指摘の重みを予算や組織改編に反映すべきだ。予算は政策の裏付けであり、困難を抱える市民に手を差し伸べる姿勢を、今後の具体的な施策や予算編成に明確に示すよう強く求める。

(意見) これまでの議論は、特別委員会および議会の総意であることを重く受け止め、

単なる理念にとどまらず、条例の施行に合わせた予算措置が重要であり、実効性のある事業や政策として着実に進展させるよう強く要望する。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

イラスト入りの投票済証

Q. 令和8年2月の衆議院議員選挙から導入されたイラスト入り投票済証の評価はどのようなものか。

A. こにゅうどうくんのイラストが入った投票済証を10種類用意したが、受け取った人からは親しみがわくとの声が寄せられている。

Q. 他に欲しかったデザインがあったが、1種類しか選べなかったとの声があったと聞くが実態はどうか。

A. イラスト入り投票済証は10種類の中からランダムに配布しており、特定のデザインを選ぶことはできない。次回の選挙で異なるポーズのものを受け取れることを楽しみとして捉えてもらいたい。

(意見) 本に挟むしおりのような形状にすれば、日常生活で活用しやすくなるとの市民の声があったので参考にしてほしい。

Q. 保護者と一緒に投票所に来た子供に配布された記念証の詳細を教えてください。

A. 子供と一緒に来場した場合には、こにゅうどうくんと選挙啓発キャラクターであるせんぴょんのイラスト入りの来場記念証を配布した。裏面は塗り絵になっており、子供に投票所に行く習慣を身につけてもらうことで、近い将来に18歳を迎え有権者になった時、実際の投票行動へと結びつき、投票率向上につなげる狙いがある。

Q. 来場記念証は何枚配布されたか。

A. 市内の投票所の合計で3588枚配布した。

(意見) 従来のもより良くなったと感じており、子供が投票所でもらえるものを期待して、親へ投票を促すような、地道な啓発を続けてほしい。

Q. 投票済証や来場記念証にかかった経費はいくらか。

A. 印刷製本費として、約6万円である。

投票所への移動支援事業

Q. 令和8年2月の衆議院議員選挙から移動支援の実施日が期日前投票期間中の土曜日と日曜日にも拡大されたが、利用状況はどうか。

A. 2人から申し込みがあったが、1人は要件を満たさず、もう1人は事前にキャンセルがあったため、最終的な利用実績は0人であった。

Q. 期日前投票所が非常に混雑していたが、適正な規模や配置についてどう考えているか。

A. 市内の地域のバランスや利便性を考慮して期日前投票所を設置しているが、期日前

投票を利用する市民が増加しており、特に投票日直前の混雑が顕著である。適正な規模や配置のあり方について、継続的な検討と改善に努める。

Q. ヘルスプラザが工事で利用できず、南部分署の開設期間を前に延ばしたが、その影響の分析と今後の施設不足への対応はどう考えているか。

A. 南部分署には南部エリアの有権者の来場が集中した。ヘルスプラザを代替する施設の確保は難しいが、期日前投票所の地域間の配置バランスや来場者の状況を見極めて、商業施設の活用も含め研究を進める。

《歳出第2款総務費 第5項統計調査費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第2条 債務負担行為（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

市庁舎等管理運営費（総合会館大規模改修工事設計業務委託）

Q. 総合会館5階の待合スペースは、主に子育て世帯が来所することが多いことから、子育て世帯にとって居心地が良い空間にしていくべきである。授乳スペースや給水器、給湯器の設置など、利用者のニーズに即した配備を検討しているか。

A. 備品は担当課で検討中である。子育て世帯の視点に立った検討を行うよう伝える。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

アセットマネジメント基金

Q. 今定例月議会の一般質問で、大学運営費と当該基金に関して答弁があったが、改めて大学運営費と基金との関係について確認したい。

A. 当該基金を運営費に活用するわけではなく、令和12年度に基金の積立目標の200億円に達する見込みのため、以降は、毎年、当該基金の積立に充てていた10億円の一般財源を大学運営費に振り向けることができる。積み立てた基金は、小中学校の建替費用に充当する予定であり、基金の用途は変わらない。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

《歳出第4款衛生費 第4項上水道費》

《歳出第4款衛生費 第5項病院費》

《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費 第1目農地総務費》

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

《歳出第11款公債費》

《歳出第12款予備費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第2条 債務負担行為（関係部分）

○第5条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・会計管理課・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳入全般》

市債

Q. 追加資料に記載のある企業会計の企業債の取り扱いについて考え方を確認したい。

A. 一般会計は企業会計に対して、繰出基準に基づき繰り出しを行っている。病院の建設改良費や企業債元利償還金の半分や下水道の雨水処理に要する経費を一般会計が負担する等のルールがある。

Q. 市立四日市病院などの企業会計で、赤字により企業債の償還が困難となった場合にどうなるのか。

A. 企業会計のため、経営は独立採算が基本だが、昨今の病院の経営状況から、令和8年度予算で初めて基準外の繰り出しを行うこととした。今後の病院の建替にあたっては、まずはこれからの市立病院のあり方を十分検討して必要面積やスペックを決め、そのうえで病院が示す収支計画に基づき、適正な繰出額について協議する必要があると考えている。

Q. 一般会計の市債と企業会計の企業債は一体的に捉えるべきだ。全会計で1564億円の債務がある実態を正しく捉えて、他市との比較で楽観視せず、実態に即したデータに基づき議論する必要があるのではないか。

A. 将来的な市債の影響を捉えるには、企業会計が独立採算であることだけをもって、一般会計と企業会計を切り離してよいとは考えていない。繰出基準に基づき企業会計と一般会計は関係する部分がある。今後他市との比較を行うにあたっては、ご指摘の観点も含めて検討する。

○第3条 地方債

○第4条 一時借入金

別段の質疑、及び意見はなかった。

【会計管理課・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

会計事務研修

- Q. 今年度は、庁内の様々な部局の会計事務に関するミスの報告を受けており、それらを防ぐために、会計管理課としてどのような取り組みを行うのか。
- A. 会計事務に関するミスの防止に向けて、4月に新任の会計事務担当職員や課長を対象とし、財政課や調達契約課にも協力してもらい、会計事務研修を行う。12月には出納員である所属長向けの研修を実施する。また、学校事務職員の中には会計事務に不慣れな人も多いため、教育委員会と連携し、学校事務職員を対象とした研修を行う。併せて、監査事務局と連携し、現金出納検査において見つかった不適切事例の共有や、会計管理課が行う実地検査で指導を行い、適正な会計事務の確保に努める。

【危機管理統括部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

防災行政無線連動型鍵ボックス整備事業

- Q. 津波避難ビルに指定された公共施設等において、全ての鍵ボックスを無線式に切り替えるのか。補完用のスペアキーは置かないのか。
- A. 対象の全施設を無線で開錠できるタイプに変更する計画である。現時点では、スペアキーの設置などその他の対応は考えていない。
- Q. 機器が作動しないという事態に備え、学校ならば職員室や校舎の外付け階段に物理的なスペアキーを置くなどの対策が必要ではないか。
- A. 毎月の点検やバッテリー駆動等の対策は講じるが、100%の作動は保証できない。作動しなかった場合の二次的な開錠の仕組みを今後検討したい。
- Q. 令和8年度以降の整備の予定数と、対象施設の選定基準はどのようになっているか。
- A. 令和8年度に12か所を整備し、その後の2年間で各13か所の合計で38か所を整備する。職員の駆けつけが困難で、迅速な開錠を要する沿岸部の津波避難施設を対象としている。
- Q. 避難時に初見の人が鍵ボックスの場所を特定できるのか。また、視認性を上げる対策はされているか。
- A. 基本的には小中学校の昇降口等に見やすい形で設置しているが、初見では分からない可能性もあるので、地域住民には、日頃から鍵ボックスの場所を確認してもらうよ

うにお願いしている。また、視認性については、解除時にボタンが発光する仕様だが、場所の周知や表示方法は改めて検討する。

(意見) 夜間の学校は暗く、鍵の場所を知る者が自治会役員などに限定されているのではないかと心配がある。訓練参加者に限らず、初見の避難者でも迷わず開錠できるよう、夜間の視認性確保や設置場所の周知を含めて研究してほしい。

浸水センサ情報発信連携事業

災害情報収集高度化事業

「提言チェックシート No. 4」及び「提言チェックシートNo. 5」参照

防災倉庫整備事業費

「提言チェックシート No. 1」参照

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目水防費》

止水板等設置補助金

「提言チェックシート No. 4」及び「提言チェックシートNo. 5」参照

《その他》

水害対応

Q. 水害による車両水没や保険、罹災証明の活用など、被災者の個別相談に乗る窓口はあるか。

A. 三重弁護士会との協定に基づき、3月4日から無料の電話相談や面談による相談を開始した。

Q. 市民へどのように周知するのか。

A. 相談を受けるための電話番号や専用フォームを、安全安心防災メールや三重弁護士会のホームページ等で周知している。

Q. この無料相談事業に対して、市からの委託料等の支出はあるのか。

A. 三重弁護士会に無償で協力していただいているものであり、市からの支出は発生していない。

【監査事務局・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

研修計画

Q. 研修回数の増加により負担金等の予算を増額すると記載があるが、その計画の内容を確認したい。

A. 従来の都市監査委員会や派遣研修に加え、外部機関のオンライン研修等の回数を増

やしている。また、従来は職員研修所が負担していた予算の一部を監査事務局で執行することとしたため、増額となっている。

定期監査等関係経費

Q. 当該経費の予算が前年度と比較して半減している理由は。

A. 当該経費のうち、音声ファイル反訳委託料については、庁内の反訳ツールを活用し、外部への反訳業務委託を減らしているため減額した。また、工事技術調査業務委託料については、過去の実績に基づいて減額している。

Q. 工事監査には実地監査があったと記憶しているが、減額して問題はないのか。

A. 工事監査の手法や件数に変更はなく、例年どおり2件の工事を選定している。土木や建築など複数の資格を持つ技術士の活用や、事前調査報告をオンラインで行うことで経費を削減している。

【議会事務局・経過】

○第1条 歳入歳出予算

◀歳出第1款議会費 第1項議会費▶

市議会中継関係経費

Q. 現在、テレビで放送している市議会中継の映像をYouTubeに切り替えることは可能か。

A. 切り替えに必要な機器をカメラや音響などの設備に接続すれば可能である。

(意見) YouTubeであれば再生回数が表示されて効果検証しやすいため、テレビでの市議会中継をやめて、YouTubeを使ったインターネット配信に絞っていくことを検討する必要があると考える。

(意見) 委員会などでの議論の参考に一般質問の内容を見たいときに、一般質問終了後からインターネットに動画がアップロードされるまで時間がかかっていて、内容を確認できずに困っており、改善してほしい。

Q. 本会議の映像をアーカイブにアップロードしているのは、中継を委託しているケーブルテレビなのか。

A. ケーブルテレビとは違う業者に委託して、インターネットに公開するように加工してもらっている。

議案第109号 令和8年度四日市市桜財産区予算

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

《桜財産区》

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 148 号 令和 7 年度四日市市一般会計補正予算（第 12 号）

【消防本部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 1 目常備消防費》

退職手当等

Q. 退職手当の総額と会計年度任用職員の報酬及び職員手当の部分の記載に「当初予定を下回る」とあるが、どのような状況なのか。

A. 令和 7 年度は定年退職する職員がいないため、一定数の退職を見込んで予算計上したが、見込みを下回り、不用額が生じた。また、防災教育センターの会計年度任用職員を計画した人数を確保できず、欠員により人件費に不用額が生じたため、それぞれ減額補正するものである。

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 2 目非常備消防費》

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 3 目消防施設費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《その他》

減額補正全体について

Q. 消防本部全体の減額の項目が多く、見積りが甘かったのではないか。

A. 例えば、工事関係の予算は積算に基づき計上するが、入札により差額が生じてしまい、事業費が大きいほど差額が大きくなる。備品購入等については、より一層の予算の精査に注力し、実態に即した適切な予算編成と効率的な執行に努める。

【政策推進部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 8 目企画費》

旧四日市市土地開発公社取得土地活用基金積立金

Q. 新保々工業用地の売却益は当該基金に積み立てるのか。

A. 売却益については、当該基金に積み立て、新保々工業用地の周辺の道路整備などに活用していく予定である。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

会計年度任用職員経費

Q. 会計年度任用職員の予算が減額されているが、人手が確保できなかったのか、あるいは不要になったのか。

A. 育休代替など年度途中で職員が不在となった場合の人員の予算であり、保健師等の免許保持者が見つからない場合と、単に不用額となった場合が混在している。

(意見)「人員が欲しかったが集まらなかった」場合と「必要数が足りたので予算が余った」のかを明確に区別すべきである。サービスの質を担保するために必要な人員は雇ってもらわないと、市民対応が増えたという業務による人員不足なのか判断できない。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

○第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第11款 公債費》

市債の発行について

Q. 日本経済では金利上昇しているが、その環境で市債発行を行う方針へ転換したことの影響を確認したい。金利変動に伴う発行額の判断や今後の予測等の考え方を説明してほしい。

A. 将来の世代を含めた世代間の公平性の考え方を基本に、必要な市債は発行していく。

新しい財政プランで起債残高の目標値について示していく。

○第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・会計管理課・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

森林環境譲与税について

Q. 森林環境譲与税が増額しているが、その理由を確認したい。

A. 当初予算は前年度の実績額をベースとして計上しているが、森林環境譲与税は、私有林人工林面積や人口等の算定基準に基づき按分されており、他の自治体との按分が当初の見込みと変わってきたために増額された。

法人市民税について

Q. 製造業を中心とした法人の税収が当初の予定を上回ったための補正だと説明があったが、どのような業種からの税収が上がったのか。

A. 補正額の22億7000万円のほとんどが、今年度の調定額上位3社によるものであり、当該企業の業績によるものと考えている。

○第4条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【会計管理課・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

公金の窓口収納手数料・振込手数料

Q. 減額補正とのことだが、令和8年度予算案は、減額補正後の令和7年度予算と同程度の額なのか。

A. 令和8年度予算案は、今回の補正後の額と同程度の額である。

【危機管理統括部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

防災訓練事業費

- Q. 市民総ぐるみ総合防災訓練の令和8年度の開催地区と、開催場所の調整はどうなっているか。
- A. 実施できなかった令和7年度に引き続き、四郷地区で開催することで調整済みである。場所については、地区防災組織連絡協議会役員会やブロック会議などで協議して、西笹川中学校で開催することに決まった。
- Q. 補正後の支出予定額はどのような内容か。
- A. 仮設物の搬入など事前準備作業にかかった費用のほか、総合防災訓練以外の地区防災訓練で使用する資材の製作費用が含まれている。

議案第157号 令和8年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

【財政経営部・会計管理課・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

○第2条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算 歳出第2款 総務費 第1項総務管理費 第8目企画費のうち、大学等拠点施設整備事業費及び知と交流の拠点施設整備事業費については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に申し送るべき事項につきましては、議案第98号 令和8年度四日市市一般会計予算 歳出第2款 総務費 第1項総務管理費 第8目企画費のうち、大学等拠点施設整備事業費及び知と交流の拠点施設整備事業費について、市政全般に大きな影響を与える事業であり、全委員で議論を深めるべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致で全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 5

事業名	治水対策全般について	
事業概要		
	決算額	

次年度予算への提言

<提言> 治水対策全般について

令和7年9月12日に発生した豪雨による浸水被害を受け、部局横断的にさらなる治水対策が求められることから、ソフト、ハード両面で実効性のある対応を検討し実施すること。

※参考 事業実施に関する意見 ③拡大

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

令和7年9月12日のような豪雨災害は、国内各所で頻発しており、国では流域にかかわる関係者が協同してハード対策とソフト対策が一体となった多層的な水害対策である「流域治水」に取り組んでいる。

本市においても、ハード対策とソフト対策が一体となった総合治水対策に努めてきたが、国の「流域治水」の考え方を参考にして、治水対策を推進していくこととし、ハード対策を推進するとともに、関係部局が連携し、防災情報の発信などソフト対策を充実させるため以下の取り組みを行う。

また、これら取り組みを通じて、市民が自ら判断し行動できる環境づくりと行政による対応体制の強化を一体的に進め、降雨災害に強い地域づくりにつなげていく。

【都市整備部 河川排水課】

ハード対策

① 準用河川改修

準用河川（朝明新川、源の堀川）について流下能力を向上させるため、国の交付金を活用して河川断面の拡幅改修整備などを行う。

② 堀川内水対策

三重県が行う三滝川分派整備に合わせて海蔵川に流入する準用河川堀川の内水対策として放水路と排水機場の整備を行う。

③ 河川等計画保全

準用河川や普通河川において豪雨等による損傷を未然に防止するため、計画的に護岸改修などを行

う。

④ 河川改良

その他河川や排水路においても流下能力の向上させるため断面拡幅改修などの整備を行う。

ソフト対策

⑤ ため池災害対策

自然災害による被災を未然に防止するため、防災重点農業用ため池に監視カメラ及び水位計を設置するとともに、市民への情報伝達として危機管理課のメール配信などを用いた発信システムを構築する。

※まずは、令和8年2月補正と令和8年度当初予算により監視カメラと水位計を10池に設置する。

【令和8年度当初予算】

① 準用河川改修事業費	363,000 千円	(前年度予算： 429,000 千円 補正後予算 75,000 千円)
② 堀川内水対策事業費	2,303,000 千円	(前年度予算： 880,000 千円)
③ 河川等計画保全事業費	56,000 千円	(前年度予算： 41,160 千円)
④ 河川改良事業費	396,910 千円	(前年度予算： 358,778 千円)
⑤ ため池災害対策事業費	9,000 千円	(前年度予算： 9,000 千円)
うち監視カメラ設置	5,000 千円	(前年度予算： - 千円)

【令和7年度補正予算】

⑤ ため池災害対策事業費	5,000 千円
--------------	----------

【上下水道局 経営企画課】

ハード対策

① 新阿瀬知ポンプ場整備

中心市街地の浸水対策として、被害の軽減を図るため、新阿瀬知ポンプ場の整備を可能な限り早急に進める。令和8年度は、令和7年度に行う整備期間の短縮の検討結果に基づき、基本設計の見直し等を行う。

② まつの雨水2号幹線整備

上流域から中心市街地への雨水流入を抑制するため、まつの雨水2号幹線の令和8年度中の事業完了を目指す。

③ 落合川排水路改良

落合川流域の浸水被害軽減および中心市街地への雨水流入の抑制を目的とし、排水能力を高めるための河床の掘下げ工事を行う。

④ 六呂見調整池整備

六呂見調整池の用地取得を引き続き行うとともに、詳細設計に着手する。

ソフト対策

⑤ 気象データと水位情報を組み合わせた情報発信の調査研究

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、整備水準を超える降雨に見舞われた際に、浸水の未然防止や被害の最小化を図るため、市民や事業者の防災・減災行動につながる情報発信について調査研究を行う。

【令和8年度当初予算】

① 新阿瀬知ポンプ場整備費	120,000 千円	(R8-9 債務負担行為有)
		(R8 40,000 千円 R9 80,000 千円)
② まつの雨水2号幹線整備費	447,500 千円	(前年度予算: 400,000 千円)
③ 落合川排水路改良事業費	175,750 千円	(前年度予算: 30,000 千円)
④ 六呂見調整池整備費	300,000 千円	(前年度予算: 170,000 千円)

【令和7年度補正予算】

① 新阿瀬知ポンプ場整備費	16,000 千円
② まつの雨水2号幹線整備費	100,000 千円
⑤ 気象データと水位情報を組み合わせた情報発信の調査研究費	3,000 千円

【危機管理統括部 危機管理課】**ソフト対策****① 市民が個人で行う浸水対策の促進 (止水板等設置補助金)**

市民が自主的に浸水対策を講じる取り組みを後押しするため、令和8年1月から、止水板の設置に係る補助制度を創設した。市内に所在する建物等を所有する方が、住宅や事業所への浸水を防ぐ対策を自ら行うことを支援し、行政による対策だけに頼らない、自助を含めた浸水被害の軽減を図る。

② 市民の初動行動を支える情報基盤の整備 (ワンコイン浸水センサ)

市民の初動行動を支えるための情報基盤の整備を進めており、内水氾濫が発生しやすい区域や道路冠水が発生しやすいアンダーパスには、これまでも上下水道局や都市整備部においてワンコイン浸水センサを設置している。令和7年9月の大雨を踏まえ、中心市街地や常磐地区を中心に増設を進めており、令和8年度には、安全安心防災メールとワンコイン浸水センサを連携させ、浸水の発生やその兆候を市民に自動で通知する仕組みを構築する。これにより、車両の早期移動や通行ルートを選定、自主避難など、市民の判断と行動につなげ、水害リスクの低減を図る。

③ 災害発生時の情報収集手法の多様化 (SNS情報の活用)

災害発生時の情報収集については、従来の電話連絡に加え、SNS上の投稿情報を活用する仕組みを導入する。AIと人の目によって情報の真偽を確認し、デマ情報を排除したうえで活用することで、被害状況の早期把握と対応の迅速化を図っていく。

④ 行政による避難判断体制の高度化 (AIカメラによる河川監視)

行政による避難情報発令や対応判断の高度化を図るため、短時間の降雨で水位が急激に上昇しやすい河川である鹿化川を対象に、河川の映像記録と水位観測が可能なAIカメラを設置した。このAIカメラを鹿化川の上流部に設置することで、上流域における水位や流況の変化を早期に把握し、その変化が中流部・下流部の水位上昇へ及ぼす影響を、従来よりも早い段階で捉えることが可能となった。

こうした取り組みにより、避難情報の発令や注意喚起について、より適切なタイミングで判断できる体制の構築を図っている。今後は、鹿化川における各観測地点の水位状況の把握とデータ分析・検証を進め、河川監視体制のさらなる強化につなげていく。

【令和8年度当初予算】 8,978 千円 (前年度当初予算: 5,407 千円)

内訳	① 止水板等設置補助金	7,900 千円
	② 浸水センサ情報発信連携事業	231 千円
	③ 災害情報収集高度化事業	847 千円

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

浸水センサ情報発信連携事業

Q. 水位センサーを設置するため池とは、どのような場所を想定しているのか。

A. 主に農業用の水を貯める池で、溢水により住居へ被害を及ぼす恐れがある箇所への設置を想定している。

災害情報収集高度化事業

Q. このシステムは、どのような情報を収集し、どのように活用するものか。

A. SNSやネット上の写真、動画、文字情報をAIが収集する。事業者がファクトチェックした情報を市が確認し、災害対応に活用する。

Q. ネット上のデマや誤情報に踊らされる危険性をどのように排除するのか。

A. 事業者とAIによるチェックに加え、市職員が現場を確認するなど、情報を鵜呑みにせず必ず確認する。

Q. SNS投稿画像から、市内の具体的な発信場所を特定できるのか。

A. 看板や道路等の画像解析技術を用いて場所を特定する。位置情報の特定が困難な場合は、県単位などの広域な情報として処理される。

Q. 収集した情報は市民にも公開するのか。デマ情報を拡散する手助けをする恐れはないか。

A. 収集した情報は、市が災害状況を把握し、適切な対応を判断するために活用する。目的外の利用は想定していない。

止水板等設置補助金

Q. 40件近くの相談がありながら、令和7年度の申請件数が11件となっている理由を確認したい。

A. 工事期間を要するため、年度内に完了が見込まず、申請できない場合が多い。債務負担行為を活用しているが、既に予算枠の上限に近い状況である。

Q. 令和8年度予算額の790万円で何件の申請を想定しているか。

A. 大規模工事11件、小規模工事8件、既製品の購入40件の、合計59件を想定している。

Q. 令和8年度予算の積算根拠と、不足した場合の対応を確認したい。

A. 先行自治体の事例から割り出した推計値である。今後、予算が不足する場合には、流用や補正予算による対応を検討する。

Q. 購入先や発注業者がわからない市民への周知や案内はどのように行っているか。

A. 窓口で資料提供や案内を行っている。今後は防災訓練やイベント等で現物を展示し、制度や活用方法を直接知る機会を作っていくたい。

Q. 現在申請があるのはどのような地域か。

A. 中心市街地が中心だが、山側の地域からも数件の申請が出ている。

<その他>

(意見) 事業の実効性を高めるため、あらゆる事態を想定した検討を継続すべきである。新規事業の実施にあたっては、既存の体制や仕組みを再検証し、費用対効果を考えて不要なものは廃止するなど、取捨選択を徹底する必要がある。既存施策の見直しをさらに進めて、より良い体制を構築すべきである。

(意見) 専門家などの外部の有識者による客観的なチェック体制を構築すべきだと考える。新規事業を

進める上で、先進事例を参考に、ハード面だけではなく、ソフト面も含めた施策の妥当性を専門的視点から検証してもらうことで、実効性のある効果検証ができると考える。

(意見) 市長個人が発信する情報よりも、市の情報発信が遅い点については問題があると考えます。市の公式発表でないと市民が混乱する可能性があるため、発災時には、市は、速やかに情報発信することを徹底すべきである。

2. 反映状況

災害情報収集高度化事業や浸水センサ情報発信連携事業が計画されていることから、「④新規事業の実施」に分類することとする。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) No. 1

事業名	防災備蓄品の見直しと市民への啓発について	
事業概要	<p>安島防災備蓄倉庫、北部拠点防災倉庫、南部拠点防災倉庫などを災害初動期における防災拠点として整備し、災害支援物資や防災資機材等を備蓄しており、これらの資機材の整備、備蓄物資の更新、資機材の点検や施設の保守管理を行う。</p> <p>また、災害に強いまちづくりの一環として、市内各所に設置した防災倉庫への備蓄食料や救出救護用資機材の整備、更新や、これらの保守管理を行う。</p>	
	決算額	
次年度予算への提言		
<p><提言> 防災備蓄品の見直しと市民への啓発について</p> <p>1. 令和6年能登半島地震の教訓を生かし、自助として家庭などでの備蓄について市民への周知を図ること。</p> <p>2. 行政として、備蓄品の見直しや拡充を検討するとともに、それらを保管する場所が不足するのであれば、新たな保管場所の調査と検討を進めること。また、その際には、補助金制度等を活用した家庭での保管という手法についても検討すること。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ③拡大</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>[危機管理課]</p> <p>1. 市民への啓発</p> <p>①四日市市地区防災組織連絡協議会における啓発部会の設置</p> <p>本市では、家庭等における備蓄の促進を目的として、これまで地域防災訓練、出前講座、各種イベントにおける啓発活動の実施、防災情報ホームページや広報誌等を通じた情報発信に取り組んでおり、今後も引き続き、これらの取り組みを推進していく。</p> <p>また、令和8年度においては、地域防災活動のさらなる活性化及び地域人材の有効活用を推進するため、市内24地区に所在する29の地区防災組織で構成される「四日市市地区防災組織連絡協議会」内に新たに防災啓発部会を設置する予定である。</p> <p>本市は、同部会と連携し、防災啓発活動に係る支援業務を委託することにより、地域主体の啓発活動の充実を図り、もって市民一人ひとりの防災意識の一層の向上につなげていく。</p>		

2. 防災備蓄品の見直し、拡充の検討

本市においては、防災備蓄品の適正な管理及び機能強化を図るため、防災備蓄品管理に係るDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、備蓄状況の見える化に取り組む。

併せて、令和7年度に実施した防災備蓄品の保管場所等に関する調査検討の内容を踏まえ、新たな保管場所の確保や備蓄品の再配備を進める。

①防災備蓄品管理システム構築業務委託

本市では126箇所の防災倉庫、5箇所の拠点防災倉庫を整備し、分散備蓄を推進している。また、防災備蓄品の種類及び数は年々増加している。

一方で、防災備蓄品の管理方法はExcel管理や目視確認が主となっており、在庫確認や更新作業に膨大な業務時間を要している。

このため、防災備蓄品管理システムを構築し、防災備蓄品管理のデジタル化を進めることにより、平常時における業務の効率化を図るとともに、災害対策基本法改正に伴う備蓄状況の公表義務に適切に対応していく。

さらに、システムの導入により、災害時における民間物流会社への業務移行を円滑にし、拠点倉庫での荷捌きや避難所への物資配送の迅速化を図る。

併せて、今回の防災備蓄品の見える化により、防災備蓄品の見直し・拡充に関する議論を加速させる。

②指定避難所備蓄物資保管場所等検討業務委託

令和7年度に実施した指定避難所における防災備蓄品の新たな保管場所等に関する調査業務の結果を踏まえ、小中学校および市有施設等の指定避難所における備蓄品の保管場所の確保ならびに再配備に取り組む。

これにより、防災倉庫から一部の防災備蓄品を新たな保管場所へ移設し、防災備蓄品の保管場所の増強に加えて、防災倉庫のスペースを確保することによる点検及び管理の効率化を図る。

【令和8年度当初予算】 35,880千円 (前年度当初予算：2,000千円)

内訳	啓発業務運営支援委託	100千円
	防災備蓄品管理システム構築業務委託	32,000千円
	指定避難所備蓄物資保管場所等検討業務委託	3,780千円

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q. 防災備蓄品管理システムを導入することにより、備蓄品の賞味期限管理は自動的に行えるようになるのか。

A. システムに賞味期限等を入力することにより、保管数が多くても期限を正確に把握できる。現在は、期限の1年前に交換するなどの方法により、備蓄品を適切に管理できるよう取り組んでいる。

Q. 常温保存の備蓄品の食品であっても、気温が30℃を超えると劣化が始まり、メーカー保証外となるが、倉庫内の温度管理もシステムに含めるのか。

A. 今回のシステムでは、温度による品質変化の管理まではできない。純粋に5年や10年など設定した期間に基づく期限の管理を行う。

Q. 備蓄品の種類によって、熱への耐性や保管場所の使い分けはなされているのか。

A. アルファ化米やビスケットは熱に強い特徴を有しているが、より厳格な管理を要する乳幼児用液

体ミルク等は、空調等の温度管理が可能な場所で保管している。

Q. 賞味期限前とはいえ、高温で品質が劣化した可能性がある備蓄品を使用しなければならないことについて、市はどのように考えるか。

A. 議会の提言を受けて、スフィア基準等に基づく備蓄品の精査と保管環境を検討中である。猛暑による倉庫の高温化や容量不足などの課題改善に向けて、調査研究を進めていく。

2. 反映状況

防災備蓄品管理システム構築業務委託などの新規の取組を実施予定であることから、「④新規事業の実施」に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和8年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) No. 4

事業名	降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について	
事業概要	決算額	
次年度予算への提言		
<p><提言> 降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について</p> <p>1. 近年、線状降水帯の発生など降雨による災害が激化していることから、市が行うインフラ整備だけでなく、国や県が取り組みを進める流域治水に関する取り組みを推進することに併せ、市民が個人で行うことのできる対策も含めた降雨対策についてどのような取り組みができるか危機管理統括部において調査研究を進めること。</p> <p>2. 関係する部局との連携をしっかりと行い、地域の協力も得つつ、議会としっかりと議論を行いながら事業の展開の可能性について検討を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>【危機管理課】</p> <p>近年の短時間強雨の発生を踏まえ、市民一人ひとりが個人で行うことのできる浸水対策の促進と行政による防災情報の収集・判断体制の強化を両輪として、降雨災害対策に取り組む。</p> <p>① 市民が個人で行う浸水対策の促進（止水板等設置補助金）</p> <p>市民が自主的に浸水対策を講じる取り組みを後押しするため、令和8年1月から、止水板の設置に係る補助制度を創設した。市内に所在する建物等を所有する方が、住宅や事業所への浸水を防ぐ対策を自ら行うことを支援し、行政による対策だけに頼らない、自助を含めた浸水被害の軽減を図る。</p> <p>② 市民の初動行動を支える情報基盤の整備（ワンコイン浸水センサ）</p> <p>市民の初動行動を支えるための情報基盤の整備を進めており、内水氾濫が発生しやすい区域等には、これまでもワンコイン浸水センサを設置している。令和7年9月の大雨を踏まえ、中心市街地や常磐地区を中心に増設を進め、令和8年度には、安全安心防災メールとワンコイン浸水センサを連携させ、浸水の発生やその兆候を市民に自動で通知する仕組みを構築する。これにより、車両の早期移動や自主避難など、市民の判断と行動につなげ、水害リスクの低減を図る。</p> <p>③ 災害発生時の情報収集手法の多様化（SNS情報の活用）</p> <p>災害発生時の情報収集については、従来の電話連絡に加え、SNS上の投稿情報を活用する仕組みを導</p>		

入する。AIと人の目によって情報の真偽を確認し、デマ情報を排除したうえで活用することで、被害状況の早期把握と対応の迅速化を図っていく。

④ 行政による避難判断体制の高度化（AIカメラによる河川監視）

行政による避難情報発令や対応判断の高度化を図るため、短時間の降雨で水位が急激に上昇しやすい河川である鹿化川を対象に、河川の映像記録と水位観測が可能なAIカメラを設置した。このAIカメラを鹿化川の上流部に設置することで、上流域における水位や流況の変化を早期に把握し、その変化が中流部・下流部の水位上昇へ及ぼす影響を、従来よりも早い段階で捉えることが可能となった。

こうした取り組みにより、避難情報の発令や注意喚起について、より適切なタイミングで判断できる体制の構築を図っている。今後は、鹿化川における各観測地点の水位状況の把握とデータ分析・検証を進め、河川監視体制のさらなる強化につなげていく。

これらの取り組みを通じて、市民が自ら判断し行動できる環境づくりと、行政による迅速かつ的確な対応体制の強化を一体的に進め、降雨災害に強い地域づくりにつなげていく。

【令和8年度当初予算】8,978千円（前年度当初予算：5,407千円）

内訳	止水板等設置補助金	7,900千円
	浸水センサ情報発信連携事業	231千円
	災害情報収集高度化事業	847千円

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

浸水センサ情報発信連携事業

Q. 水位センサーを設置するため池とは、どのような場所を想定しているのか。

A. 主に農業用の水を貯める池で、溢水により住居へ被害を及ぼす恐れがある箇所への設置を想定している。

災害情報収集高度化事業

Q. このシステムは、どのような情報を収集し、どのように活用するものか。

A. SNSやネット上の写真、動画、文字情報をAIが収集する。事業者がファクトチェックした情報を市が確認し、災害対応に活用する。

Q. ネット上のデマや誤情報に踊らされる危険性をどのように排除するのか。

A. 事業者とAIによるチェックに加え、市職員が現場に赴くなど、情報を鵜呑みにせず必ず確認する。

Q. SNS投稿画像から、市内の具体的な発信場所を特定できるのか。

A. 看板や道路等の画像解析技術を用いて場所を特定する。位置情報の特定が困難な場合は、県単位などの広域な情報として処理される。

Q. 収集した情報は市民にも公開するのか。デマ情報を拡散する手助けをする恐れはないか。

A. 収集した情報は、市が災害状況を把握し、適切な対応を判断するために活用する。目的外の利用は想定していない。

止水板等設置補助金

- Q. 40件近くの相談がありながら、令和7年度の申請件数が11件となっている理由を確認したい。
- A. 工事期間を要するため、年度内に完了が見込まず、申請できない場合が多い。債務負担行為を活用しているが、既に予算枠の上限に近い状況である。
- Q. 令和8年度予算額の790万円で何件の申請を想定しているか。
- A. 大規模工事11件、小規模工事8件、既製品の購入40件の、合計59件を想定している。
- Q. 令和8年度予算の積算根拠と、不足した場合の対応を確認したい。
- A. 先行自治体の事例から割り出した推計値である。今後、予算が不足する場合には、流用や補正予算による対応を検討する。
- Q. 購入先や発注業者がわからない市民への周知や案内はどのように行っているか。
- A. 窓口で資料提供や案内を行っている。今後は防災訓練やイベント等で現物を展示し、制度や活用方法を直接知る機会を作っていきたい。
- Q. 現在申請があるのはどのような地域か。
- A. 中心市街地が中心だが、山側の地域からも数件の申請が出ている。

<その他>

- Q. 新規事業には賛同するが、この対策で十分なのかについては、継続的な議論が必要である。令和7年9月の中心市街地の水害を踏まえて、現在の施策だけではなく、今後も継続的な研究と対策の推進を図り、防災体制を一層強化する必要があると考えるが、市の方針を確認したい。
- A. 実施可能な施策は次年度予算に盛り込んだが、これで万全とは考えていない。他市の先進事例や最新システムを調査研究し、本市の特性に合う効果的な施策を今後も継続的に検討し、対策を進める。

2. 反映状況

災害情報収集高度化事業や浸水センサ情報発信連携事業が計画されていることから、「④新規事業の実施」に分類することとする。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

総務常任委員長報告（令和8年2月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました5議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第110号 四日市市行政手続条例の一部改正について、及び議案第111号 四日市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第112号 四日市市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、委員からは、当初の予定よりも海外に滞在する期間が延びた場合にどのように対応するのかとの質疑があり、理事者からは、3年を上限として延長は可能であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、上限の3年に達した場合は、当該職員は退職となるのかとの質疑があり、理事者からは、当該職員だけ帰国して仕事に復帰してもらうなど、制度の利用者に検討してもらうことになるとの答弁がありました。

また、委員からは、この制度を利用する職員に給与は発生するのかとの質疑があり、理事者からは、公務員としての身分は有するが、給与は発生しないとの答弁がありました。

議案第129号 四日市市火災予防条例の一部改正について、及び議案第146号 物損事故に関する和解については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和7年度同和行政推進審議会及び令和7年度人権施策推進懇話会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和 8 年 2 月定例月議会）

【 請 願 （ 審 査 の 経 過 ） 】

総務常任委員会に付託されました請願第 6 号 四日市市議会議員定数の見直しを求めることにつきまして、当委員会における審査の経過をご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対して、当委員会では、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

本請願につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がありました。

人口が減少している時代において、本市は健全な財政運営を行っており、率先して行財政改革に取り組む責務がある。近隣自治体の議員定数の削減の事例や国政の動向を踏まえ、効率的で持続可能な市議会の体制を構築すべきだと考える。議員定数の削減は、議員 1 人に対する市民からの付託の重みが増し、議員としての責任と自覚を促すことで、議会の質の向上につながると考える。将来の少子高齢社会を見据えた議会のあり方を再考し、次期の市議会議員選挙までに定数を削減することを請願するとのことでした。

次に、請願者に対する質疑におきまして、委員からは、議員定数の削減は、市民の多様な意見の切り捨てや行政を監視するという議会の機能の低下、住民と政治の距離の拡大を招くが、どのように考えているかとの質疑があり、請願者から

は、デメリットではなくメリットが多くなる仕組みを作る必要があると考えており、県内随一の都市である本市の姿勢を他の市町に示していくべきであるとの説明がありました。

また、他の委員からは、議員定数が減ることによって二元代表制における行政への牽制や、監視機能が弱まることを心配する。議員定数を減らすことで、能力の高い人材を呼び込むことが議会改革との説明があったが、逆に、定数を増やして多様な意見を取り込むという選択肢も考えられる。議員定数の削減と議員の能力の向上が、論理的に結びつかないと受け取れるが、その点をどのように考えるかとの質疑があり、請願者からは、それぞれの議員が市を良くしたいという思いを持ち、切磋琢磨しながら質を高めていくものだと考えているが、疑問を抱く場面もあるため、議員定数の削減こそが、質の向上という結果につながると考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、この請願の内容は四日市市自治会連合会の総意であり、共通認識なのかとの質疑があり、請願者からは、細かい文言について受け取り方の差異はあると思うが、全員の賛成を得ているとの説明がありました。これに対して委員からは、議員の役割は、行政の行動を監視し、市民の声なき声を聴くことである。議員定数の削減で監視機能が弱まれば、行政のミスを見逃してしまうことにつながりかねない。議員の質の低下を理由にすることは請願の趣旨と合わず、議員数を減らすことの影響を多面的に捉え、具体的な削減数についても説明が必要であるとの意見がありました。

これに対して委員からは、議員定数が多いのではないかと

いう市民の感覚や期待に応えるのが議会であり、数名減らし
ても影響は少ないと考えられるので、理屈ではなく市民感覚
を大切にすべきではないかとの意見がありました。

これに対して委員からは、根拠が不確かな考えは危ういと
考えられ、論理的な説明が必要であるとの意見がありました。

これに対して委員からは、そうした請願の趣旨にかかる説
明は、請願者が責任を持って市民に対して行うべきことであ
り、議会としては、出された請願をどのように判断してい
くかが重要であるとの意見がありました。

これに対して委員からは、請願を採択すれば、議会はその
請願の議論に対する責任が生じる。請願者は提出の事実や議
論の結果を広報する責務はあるが、議論の内容には議会が責
任を持つべきであるとの意見がありました。

これに対して請願者からは、当該請願は、市民の多様な意
見を否定するわけではなく、それぞれの議員が市民の多様な
意見を聴き取ればよいと考える。議員定数を削減することで
少数意見が切り捨てられるのではなく、議員の質が上がり、
率先して多様な意見を聴く議員が増えると考えたとの説明
がありました。

また、他の委員からは、議員定数の削減が議員の質の向上
に直結するとは思わないが、当選するためのハードルは上が
ると考える。市民からもらう指摘や意見こそ、議員の質の向
上に繋がると考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、この請願審査を通して、請願につ
いて補足したい内容はあるかとの質疑があり、請願者からは、
投票率が下がり続けている事実は重く、市民意見の反映に影

響がある。どうすれば投票率が上がるか、議会としても熟考してほしいと考えるとの説明がありました。

次に、理事者への質疑におきまして、委員からは、議員定数を削減した場合、例えば常任委員会の数を減らすなど、削減に応じた対応は可能なのかとの質疑があり、理事者からは、地方自治法で一議員一委員会制は既に廃止されているため、複数の委員会を兼任したり、委員会の数を減らしたり、実情に合わせて変更することは可能であるとの答弁がありました。

請願者及び理事者への質疑ののち、委員からは、請願趣旨にはおおむね同意できるが、質疑の中で、得票数と議員の質に関連があるようなことに議論が及んだ点については賛同することが難しい。請願者ともさらに意思疎通を図るなどして、慎重に判断すべきであることから、引き続き審査すべきだと考えるので、審査期限の延期を申し出るべきだとの意見がありました。

これを受けて、他の委員からは、請願趣旨の一言一句に異論があっても、議員定数という議員自身の身を切る請願については、様々な理由を付けて判断を留保することは、市民に議会が請願に反対している印象を与えてしまう。議会として意思表示をすることで責任を果たすべきであると考えため、審査期限の延期に反対するとの意見がありました。

これを受けて、他の委員からは、請願趣旨は非常に重要であり、文言の内容に全て賛同することが本来のあり方である。

議員定数の削減については議会内で既に議論を進めているという事実もあることから、請願に対する疑義を残したまま、当該請願の内容を認めるべきではないと考えるため、審査期限の延期に賛成するとの意見がありました。

これを受けて、他の委員からは、人口が減少し、経済も縮小しつつある中で、議員定数の見直しの議論はあってしかるべきという意見に異論はないが、当該請願の内容や質疑の内容から、賛否について判断しかねる。議会内でも広く意見を聴く時間も必要であると考えするため、審査期限の延期に賛成するとの意見がありました。

以上の経過により、請願第6号につきましては、委員から審査期限の延期の申出があったことから、これについて諮ったところ、賛成多数で審査期限の延期の申出を行うことに決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和８年２月定例会議会）

【請願（審査の経過と結果）】

総務常任委員会に付託されました請願第６号 四日市市議会議員定数の見直しを求めることにつきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

３月３日に実施した当委員会での審査経過をもとに審査期限の延期を申し出たところではありますが、これが本会議において否決されたため、再度、委員会を開催したものであります。

本請願につきましては、委員から請願者に対して改めて請願趣旨について確認をしたいとの申出があり、これについて諮ったところ、全会一致で、当委員会から請願者に対して、改めて出席を求めることを決定いたしました。

次に、請願者に対する質疑におきまして、委員からは、請願趣旨の中に多様な人材が立候補しやすい環境をつくることを阻害する趣旨は、含まれていないという理解でよいかとの質疑があり、請願者からは、そうした趣旨は含んでおらず、定数の見直しを検討してもらいたいということ、四日市市自治会連合会の理事会で決まった内容として受け止めてほしいとの答弁がありました。

また、委員からは、３月３日の審査では、票数と議員の質について、因果関係が感じられるような質疑があったが、その点については、請願趣旨の中には含まれないという理解でよいかとの質疑があり、請願者からは、開かれた政治や、誰

もが立候補できる選挙が大切であるという認識であり、請願趣旨には含まれていないとの答弁がありました。

また、他の委員からは、議員定数を減らした分の議員報酬を、他の議員の報酬に上乘せすればよいという趣旨の発言があったが、これは請願の願意には含まれないのではないかと
の質疑があり、請願者からは、あくまで決められた議員報酬額の範囲で議員としての職責を果たしてほしいと考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、個々の議員には、その議員を支援する市民がおり、その市民の民意を軽視することになるため、議員の活動や存在意義を軽視する認識は改めてほしいとの意見がありました。

以上の質疑の後、討論において、委員からは、請願趣旨に得票数と議員の質の因果関係は含まれないことと、多様な人材の立候補を促す環境づくりについて請願者と認識が一致したことを確認したため、当該請願に賛成するとの意見がありました。

また、他の委員からは、本市も人口や経済規模が縮小していくことが懸念される中で、議員定数の削減は必要な議論であり、議会全体で活発な議論をしていく必要があると考えるため、当該請願に賛成するとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会において採決を行ったところ、請願第6号につきましては、採択すべきものと決した次第であります。

なお、議員定数の見直しについては、当委員会にとどまらず、議会全体での議論が必要であることが委員会の総意として確認されたことをご報告いたします。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

5. 所管事務調査報告書

総務常任委員会

○新図書館等拠点施設整備の進捗状況について

1 はじめに

総務常任委員会では、令和7年度からの中長期の調査テーマを「人権」と「四日市の将来ビジョン」に決定した。このうち「四日市の将来ビジョン」では、人口減少による様々な問題への対処の方針、総合計画よりも長期を見据えた本市のあり方、公共施設の再編・見直しなどについて所管事務調査を行う予定である。

「四日市の将来ビジョン」の項目の1つに「市の開発に関する用地買収の考え方」がある。令和7年6月定例会議会の協議会の中で、新図書館等拠点施設整備に関して、以前、候補地になっていた近鉄四日市駅前のスターアイランド跡地や、現在検討している四日市市役所庁舎北側の土地は、民有地を購入、または借用することで検討を進めている。その中で、用地取得の進め方について議論があり、現在の進捗状況の確認と、公共施設を整備する際の用地買収の考え方について整理するため、所管事務調査を行うこととなった。

2 事業範囲と導入機能・フロア構成イメージ

(1) 事業範囲

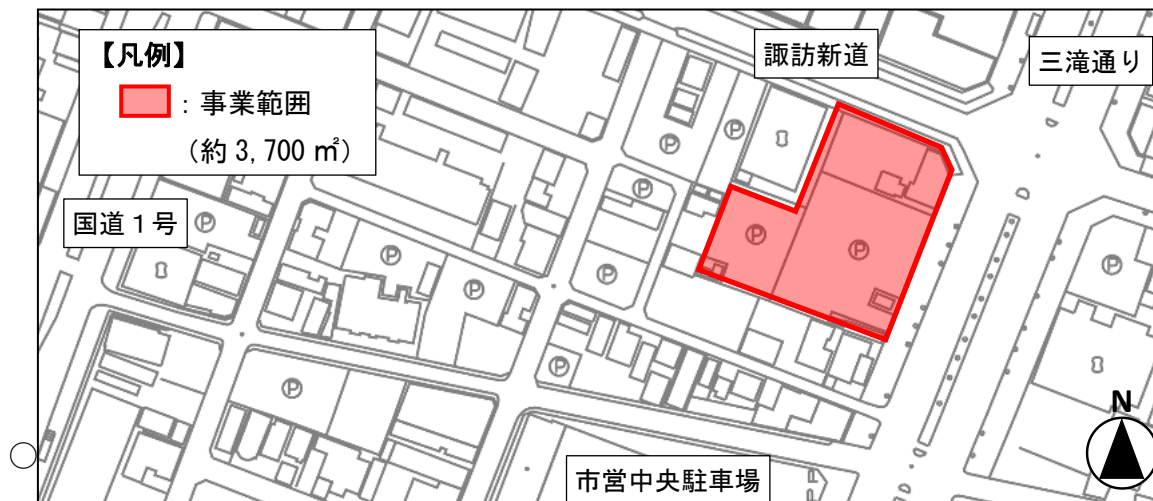
- ・事業範囲の用途地域としては、商業地域（容積率500%、建ぺい率100%）となっており、令和6年度から進めてきた用地測量の結果、下図の約3,700㎡の範囲で事業を進める。

○土地利用規制と想定する延床面積

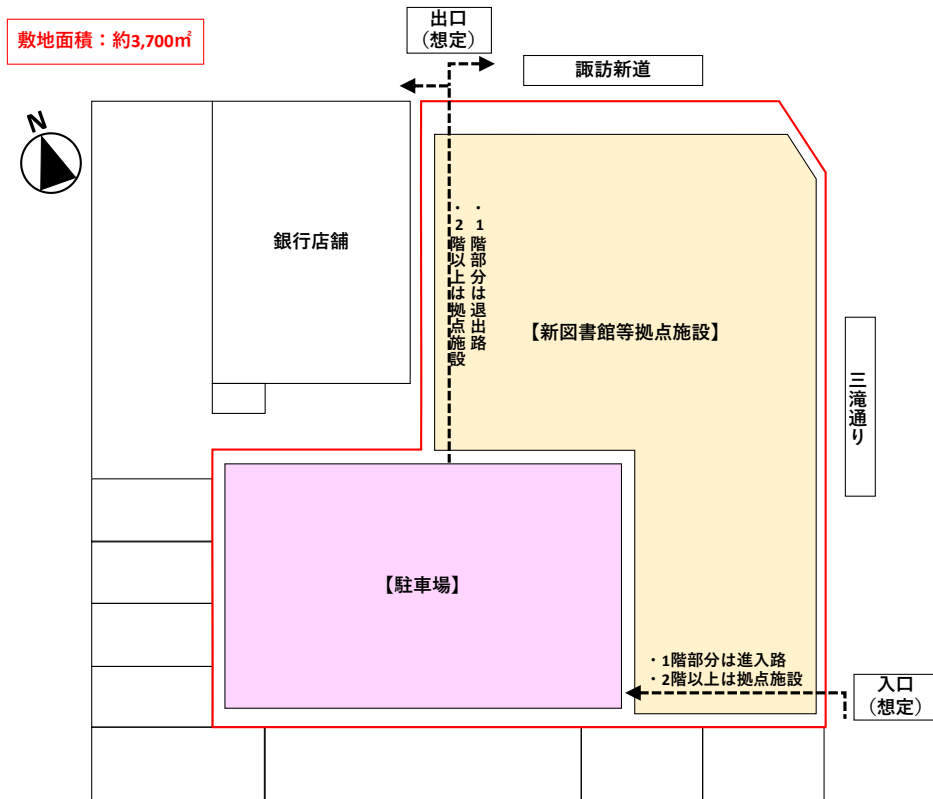
用途地域	容積率	建ぺい率	建築可能な敷地面積	最大延床面積
商業地域	500%	80% ※1	約3,700㎡	約18,500㎡ ※2

(※1：防火地域内になる耐火建築物等は、建ぺい率の制限除外(100%)となる。)

(※2：駐車場や駐輪場について、全体の延床面積の1/5まで容積率の算入対象外とすることが可能。)



- ・新図書館等拠点施設本体と併設する駐車場の配置について、現時点では、下図を想定しており、今後、基本設計の中で詳細を固めていく。



(2) 導入機能

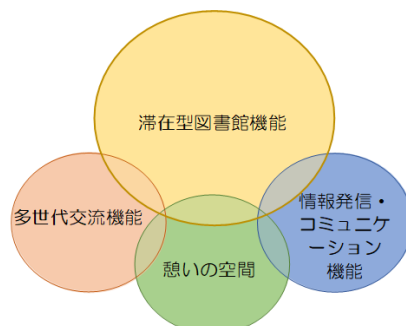
- ・「新図書館のコンセプト」、「導入機能と規模」については、中心市街地拠点施設整備基本計画（平成30年策定）でとりまとめた整備方針を踏まえるとともに、駐車場を併設する。

○新図書館のコンセプト

- ・ICTにも対応し、日常の居場所となる全世代を対象とした 滞在型図書館
 (※滞在型図書館：単なる図書の貸し借りの場ではなく、読書などで本を楽しみ、調べものや生涯学習もできる、ゆとりある空間を持ち、また、新たな情報や人に出会え、子どもから高齢者までの多世代が交流できる図書館。)

○機能配置のイメージ

- ・「滞在型図書館機能」を核とし、「多世代交流機能」「情報発信・コミュニケーション機能」、「憩いの空間」が融和し、各機能間の相乗効果を高める施設を目指すとともに、中心市街地にある市立博物館や市文化会館等との連携やすみ分けを行う。



○導入機能と規模

- ・現在の候補地（市役所北側民有地）における各機能の規模については、以下のとおり想定している。【P12 **参考資料**：導入機能のイメージ】

i) 「滞在型図書館機能」	: 6,800 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・一般成人エリア ・子どもと子育てエリア ・ティーンズエリア ・資料・情報（郷土）エリア 	
ii) 「多世代交流機能」	: 3,300 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・交流スペース（発表の場、イベントの場）：多目的ホール等 ・ワークショップスペース（練習の場）：会議室等 	
iii) 「情報発信・コミュニケーション機能」	: 200 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・シティプロモーションスペース：地域情報等 ・市民団体の紹介スペース：活動発信等 	
iv) 「幅広い市民が気軽に立ち寄れる憩いの空間等」	: 400 m ²
<ul style="list-style-type: none"> ・カフェスペース ・休憩、談話スペース 	
○ その他共用エリア等	: 2,450 m ²
合計	: 13,150 m²

「併設駐車場」	: 200 台程度
----------------	------------------

(3) フロア構成イメージ

○フロア構成の基本的な考え方

- ・令和5年度には、スターアイランド跡地を候補地として新図書館の基本設計を進めながら、市民意見を取り入れるためのワークショップを6回開催し、高校生や子育て世代をはじめ、延べ104人の方々から幅広いご意見をいただき、スターアイランド跡地における基本設計に反映した。
- ・現在の候補地（市役所北側民有地）においても、この考え方を踏襲し、以下のとおりフロア構成の基本的な考え方を整理した。

《施設全体の考え方》

- 基本的には下から上に向かって、動（賑やか）→静（穏やか）になっていく流れだが、全体として静けさを基本とするのではなく、会話を許容する図書館とし、静寂へのニーズには、そのための個室を設けることで対応する。
- 館内に開放感をもたらし、上下階のつながりを生む「吹抜け」を作る方向で検討する。ただし、全体を同じように貫くのではなく、上下で濃淡（広い・狭い）をつける選択肢も含め、各フロアの利用想定も踏まえながら最終的なあり方を検討する。

《エリア配置の考え方》

- 児童・子育て関係とバリアフリー資料は下層階に、調べ物対応の機能は上層階に置き、中層階に読み物がくる構成とする。
- 利用者向けエリアの利便性を優先する観点から、管理運営用の機能（執務スペースや自動書庫等）は施設入口からのアプローチに劣る上層階に配置する。また、ボランティア関連の機能は職員執務スペースと近接するフロアへの配置とする。

《エリアごとの設えの考え方》

- 図書館のエントランスには、案内窓口・予約貸出等の機能を設けるほか、利用者の興味喚起につながるような、時機に応じた企画展示コーナーの設置を検討する。
- 各階に受付カウンターを設置して利用者対応を行うほか、そのフロアに配架する本と関連するミニ展示を行うコーナーを設ける。
- 児童・子育てフロアには、子ども向けの本だけでなく、子育て中の大人に適した図書を集配架するコーナー等、大人も過ごしやすくなるための工夫を検討する。また、「子ども用トイレ」や授乳室の設置等、子どもを連れた利用者に配慮したつくりとする。
- 読みものフロアには、思いおもいに読書を楽しめる閲覧席を用意するほか、防音機能により静寂を確保した「静読室」を設ける。
- 10代の若者たちの居場所となる「ティーンズエリア」を配置し、中高生向けの特集書架やフリースペースを設ける。

《滞在性を高めるための機能面の考え方》

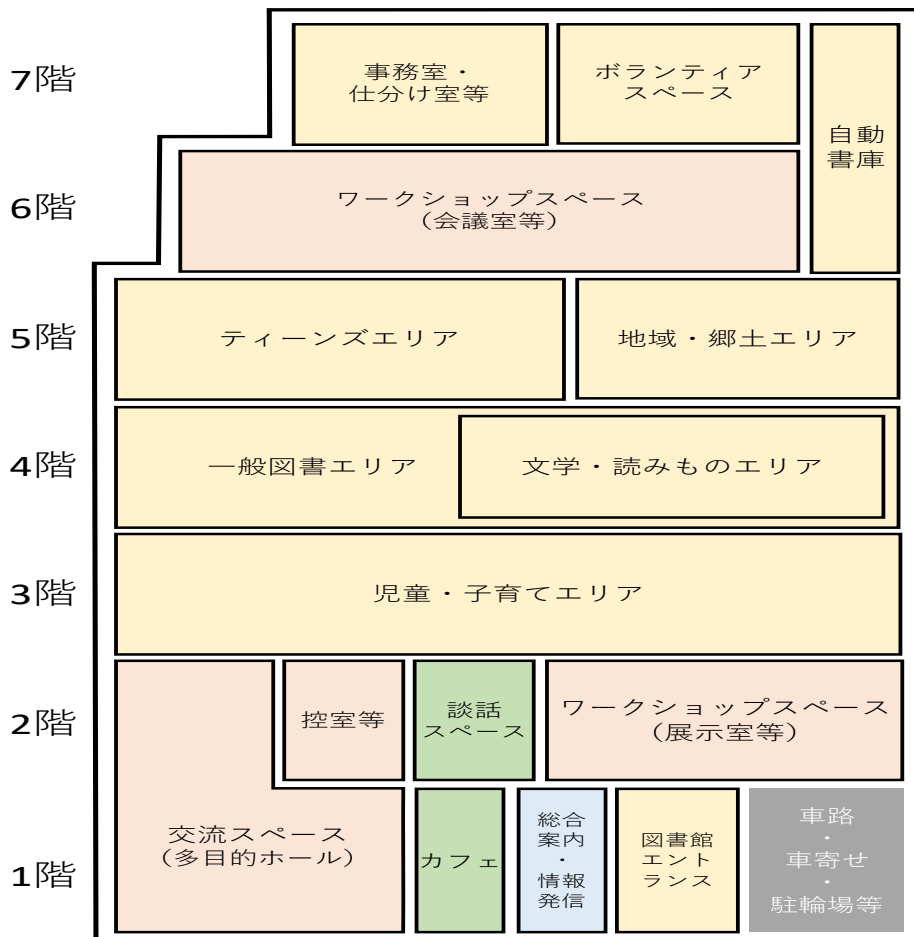
- 館内全体で、w i - f i 環境の整備や、電源コンセントの配備等、P C ・タブレット利用に配慮した設備を用意して、利用者の滞在快適性を高める。
- 飲食ができるスペースがほしいとの要望もワークショップで数多くあげられたことから、施設全体で2か所（2フロア）程度、飲食可能なフリースペースを設ける。
- 学習系機能としては、カウンタータイプの個人学習席や、複数人での活動を想定したグループ学習室、キーボードも利用禁止として静けさを保つ学習室等、種類の異なる学習環境を確保する。

《縦動線（上下移動）の考え方》

- 各階の上下移動の手段については、バリアフリー対応や、市民ワークショップでの意見反映、点検時や経年劣化対応での休止期間が生じ得ること等、総合的に勘案し、館内専用のエレベーター（複数台）、エスカレーター（上り/下り）、階段を確保する。

○フロア構成のイメージ

- ・フロア構成の基本的な考え方を踏まえ、現在の候補地（市役所北側民有地）においては、これまでの検討経緯を基に下記のフロア構成を想定しており、今後、基本設計を進める中で固めていく。



3 進捗状況の報告

(1) 各地権者等との交渉状況

- ・各地権者や建物所有者に対し、用地買収費と建物等補償費の概算金額を示した上で、事業地内で対象となる9名の地権者等のうち、これまでに7名の方々から事業協力の意向を「確認書」としていただいております、残り2名の方々においても前向きにご検討いただいております。(令和7年7月25日時点)
- ・用地買収費については、5筆の合計約1,750㎡で約5.2億円を見込んでいます。
- ・建物等の補償費については、建物4棟の移転補償費、フェンスや塀など工作物の補償費等の合計で約1.5億円を見込んでいます。
- ・借地の意向が示されている一部土地(約1,950㎡)については、定期借地ではなく普通借地をお願いしており、当初設定する借地期間を50年以上で協議を進めている。
- ・また、借地料については、現在、個別に協議を進めている状況である。



(2) 概算総事業費について

- ・新図書館等拠点施設本体と駐車場については、図書館システムやサイネージ、家電や消耗品等の備品購入費を除き、120億円～150億円の範囲で整備していく。
- ・用地買収費約5.2億円、建物等補償費約1.5億円に、借地料を合わせた金額で事業用地の確保が行える見込みとなっている。

○概算総事業費については、建物整備費(120億円～150億円)に、用地買収費と建物等補償費の合計(約7億円)を合わせた127億円～157億円で事業を進めていく。なお、借地料については、別途協議を進めている。

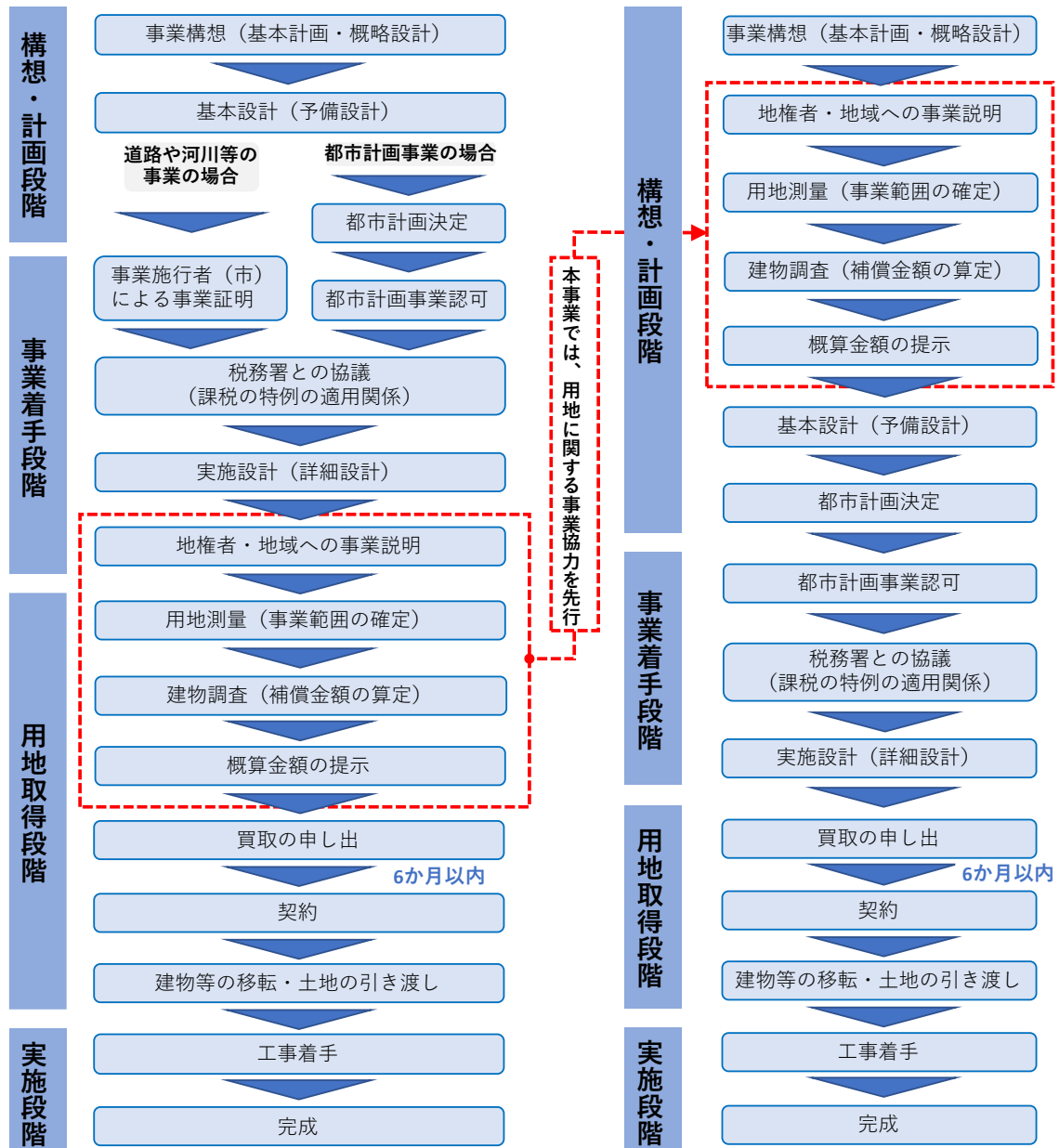
※近年では、工事費等が高騰しており、今後の動向については予測がつかない状況であるため、基本設計を進める中でコスト削減を努めながら具体的に精査し、その時点での建設物価等を反映していくものとする。

4 用地取得を伴う事業の進め方について

- ・道路や河川等の一般的な公共事業における用地取得の進め方としては、「構想・計画段階」で事業内容や事業範囲を確定するための基本設計を行い、その後、「事業着手段階」で実施設計を進めた後、「用地取得段階」において用地測量や建物調査、地権者への概算金額の提示を行い、事業用地を取得した後、工事に着手している。
- ・本事業においては、中心市街地拠点施設整備基本計画（平成30年1月策定）でとりまとめた導入機能と規模（想定する延床面積）を基に、おおよその建築敷地を設定し、あらかじめ、地権者に対し「構想・計画段階」から事業の趣旨を理解いただき、用地に関する事業協力を得ることで、事業の着実な進捗を図ることとしている。

○一般的な公共事業における用地取得の進め方

○新図書館等拠点施設整備事業における用地取得の進め方

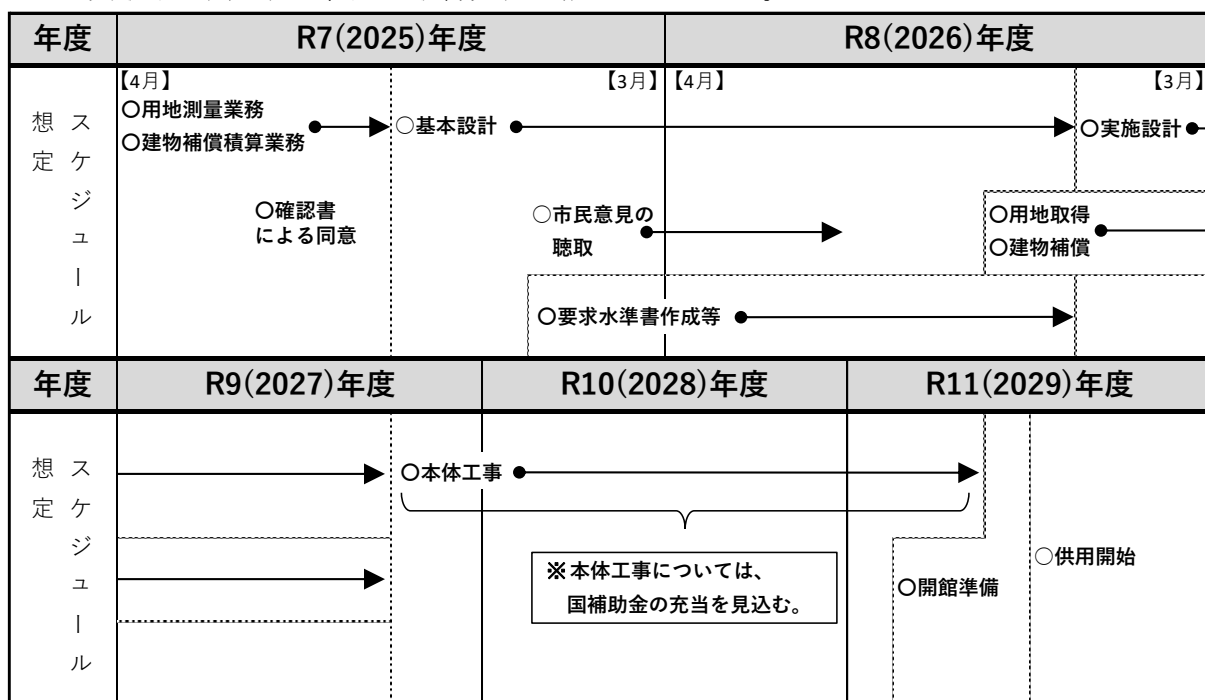


5 今後のスケジュール

- ・今後、基本設計を進めるとともに、概算金額を基に用地取得・建物補償に係る交渉作業等を並行して進める。
- ・また、実施設計から工事の段階においては、実施設計と工事を一元化し、設計段階から施工者のノウハウや専門技術を反映できる「設計施工一括発注方式（デザインビルド方式）」を採用することで、近年の資材高騰や労務単価上昇などに対応したコスト削減を図りつつ、新図書館の早期整備に向けた工期短縮を図る。
- ・設計施工一括発注方式（デザインビルド方式）においては、プロポーザルにより施工者選定を行うこととなるため、基本設計と並行して、設計・工事の実施条件や建築の基本方針、施工者に求める内容や最低限の水準を取りまとめた、要求水準書を作成する。

○このため、「基本設計費」及び「要求水準書作成等のプロポーザル支援業務費」について、令和7年9月定例月議会に補正予算の上程を予定している。

- ・各地権者等が新図書館等拠点施設整備事業にご協力いただくに際し、「収用等の課税の特例（5,000万円控除等）」の適用に向け、三重県等の関係機関との協議を進める。
- ・この特例を適用するための協議には、「事業計画を示した各階平面図、立面図等」が必要となることから、今後、基本設計を進め関係機関との協議が整った後に、正式な買取申し出を行い、用地取得契約を結ぶこととなる。



※各工程が最短で進んだ場合

【基本設計の進め方】

- ・なお、拠点施設については、新たな知識や情報、人に出会える滞在型図書館機能を核とし、市民が企画する展示・音楽・ダンス・演劇・講演など創造・交流機能を有する複合施設であることから、これまでの市民ワークショップ等でいただいた新図書館に関する市民意見も踏まえた上で、新たな「知」と「交流」の拠点に期待する活用方法等について、基本設計を進める中で市民意見をいただくものとする。

6 市の用地取得と産業用地の創出に向けた進め方について

(1) 市の用地取得について

本市では、公共事業のために必要な用地取得の方法として、「市による直接取得」、「土地開発基金による先行取得」のいずれかで用地取得を進めることとしている。かつては、「土地開発公社による先行取得」という方法もあったが、以下のような課題があるため、土地開発公社は解散した。

【土地開発公社の役割】

四日市市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和48年12月1日に設立された法人であり、設置者である市の施策と密接に関連した公共用地等の先行取得事業や工業団地・住宅団地等の土地造成事業などを主な業務としていた。その結果、秩序あるまちの発展や、産業振興に寄与し、それに伴う収増、雇用機会の拡大などに貢献した。

【課題】

地価の上昇が金利を上回るといった先行取得事業の大前提がバブル崩壊後、大きく崩れたことにより、本市に限らず全国の土地開発公社において多くの不良債権を抱える結果となった。土地開発公社の事業資金は、ほぼ全額を市の債務保証を受けて民間の金融機関等からの借入れによっていたことから、土地開発公社の経営によって、それら借入金の返済と金利負担の問題は非常に大きな課題となった。

【土地開発公社の解散】

平成20年、市において総務省の支援スキームにあわせた抜本的な土地開発公社経営健全化計画が策定され、同年5月には土地開発公社と各金融機関等との間で借入条件等の変更についての調停を申し立て、さらに同年6月には、土地開発公社の経営健全化を進めるため、「四日市市土地開発公社の健全経営に関する特例条例」が制定された。これらに則り、平成20年11月から平成30年5月までの間、市が土地開発公社に代わり、金融機関等に対して利子分も含めた約142億円の代位弁済を行った。

特例条例で定めた特例措置期間の満了（平成31年3月31日）に伴い、土地開発

公社の保有土地による市への代物弁済と市が土地開発公社に対して保有する債権の放棄を議決を経て行い、市と土地開発公社の間のすべての債権債務について清算を終えたこと、また、土地開発公社が経営健全化に向け保有土地の処理等に取り組む中、先行取得事業の実施が難しい状況が続いていたことなど、土地開発公社は設置当初の役割を担えない現状であったことから存続させる意義はなくなったと判断し、令和2年3月31日をもって解散した。

(2) 土地開発公社健全化以後の産業用地の創出に向けた進め方について

本市では先述のとおり、土地開発公社の経営健全化から解散に至る背景から、産業用地の確保にあたっては、民間活力を導入した整備に取り組んでいる。今後も、『総合計画』に掲げる「広域幹線道路の整備状況に応じて、既存の都市基盤や自然環境などに配慮しながら新たな産業用地の確保について検討する」といった土地利用の方針や『都市計画マスタープラン全体構想』に基づき、新たな産業用地の確保については、民間活力により取り組むこととしている。

7 駐車場需要の想定と配分計画

(1) 駐車場需要の想定

【休日ピーク】

○令和6年度実績：(四日市市立図書館)

利用者数 258,161人 貸出冊数 874,184冊 1人当たり 3.40冊/人

○1人当たりの貸出冊数の目標値：8冊/人 30.6万人×8冊=244万冊
うち、90%が中央図書館を利用すると仮定 ⇒219万冊/年の貸出冊数

○その他、需要想定に必要となる条件

- ・来館者の貸出利用割合：60%
- ・土日一日が週で占める利用者割合：21%
- ・一日の来館者数のピーク割合：20%
- ・車での来館率：66%
- ・車一台あたりの同伴率 2.0人/台



新図書館としてのピーク時台数：291台/ピーク時

今回の拠点施設は複合施設であるため余裕を20%と仮定

291台×1.2≒349台/休日のピーク時

【平日ピーク】

休日ピークと同様の考え方で算出すると200台程度となる

(2) 駐車台数の配分計画

【休日】

- ・近接する市営中央駐車場の時間貸し分 165 台の活用が可能であり、併設駐車場 200 台程度とあわせて 365 台程度の駐車場を確保することで、ピーク時の対応を図る。

需要	併設	市営中央駐車場	くすの木 P	周辺の民間駐車場
349 台	200 台程度	165 台	—	—

【平日】

- ・新図書館整備と同一敷地内に 200 台程度の駐車場を併設することで、ピーク時の対応を図る。(市営中央駐車場の時間貸しの活用は見込めない)

需要	併設	市営中央駐車場	くすの木 P	周辺の民間駐車場
200 台程度	200 台程度	活用は見込めない	—	—

参考資料 導入機能のイメージ

i) 「滞在型図書館機能」

○一般図書エリアのイメージ



○児童・子育てエリアのイメージ



○ティーンズエリアのイメージ



ii) 「多世代交流機能」

○多目的ホールのイメージ：岡崎市図書館交流プラザ「りぶら」



iii) 「情報発信・コミュニケーション機能」

○市民活動等の情報発信のイメージ

：ぎふメディアコスモス



iv) 「幅広い市民が気軽に立ち寄れる憩いの空間等」

○休憩・談話スペースのイメージ

：ぎふメディアコスモス



7 委員からの主な意見

- Q. 用地取得のフローに関して、近鉄四日市駅前への建設を断念した経緯を踏まえ、契約を先行させることはできないのか。
- A. 地権者が収用等の課税の特例を受けるためには、設計を先に行い、図書館の具体的な設計を確定させた上で用地取得契約を結ぶ必要がある。
- Q. 資料にある基本設計の後に「都市計画事業の場合」として、都市計画決定を行い、都市計画事業認可をして、その後、税務署との協議という流れがあるが、この流れで公共施設の用地を取得した事例はあるか。
- A. 都市計画事業認可が必要なものではないが、基本設計の後に税務署と協議したうえで用地を取得した事例としては、都市計画道路や公園について事例がある。
- Q. 四日市市の公共施設で事例のない進め方は許されるのか。
- A. 新図書館整備では、より丁寧に事業を進めていくため、地権者の協力意向を確認後、基本設計を行い、事業認可を得たうえで用地取得し、実施設計に進む方針が最適だと考える。
- Q. 概算総事業費は、建物整備費と用地買収費・建物等補償費を合わせて127億円から157億円で、借地料は別途協議を進めているという記載があるが、借地料のめどは全く立たないのか。
- A. 借地料は、地権者が1人であり、また、内容について交渉中のため、現時点では金額を提示できないが、早期に提示できるよう協議を進める。
- Q. その地権者と合意できない場合、9月定例月議会に上程する予定の補正予算は取りやめるのか。
- A. 地権者と合意できるよう取り組んでいる。
- Q. 資料には、新図書館の各階をどのように活用するかの計画図が載っているが、詳細に決まっても都市計画事業認可は受けられないのか。
- A. この図は現時点でのイメージであり、県との協議では、より詳細な各階の機能配置と面積が分かる図面がないと都市計画事業の認可はできないと聞いている。
- Q. 基本設計の見込み額はいくらか。
- A. 大まかに2億円から3億円程度と見込んでいる。
- Q. スターアイランド跡地に計画していた時に立てた設計を活かすことはできないのか。
- A. 立地場所が変わるため、場所に合わせて新たに作成する必要があるものの、ワークショップ等で聴取した市民意見を活かして基本設計を行っていく。
- Q. 地権者の合意が得られなかった場合、今回もこの設計が無駄になる可能性があるのか。
- A. 必要な土地の確保には、売買や賃貸に関して地権者との合意が必要である。現時点では地権者から協力確認書が得られていないが、前向きに検討いただいております。

必要な土地が確保できると考えている。

Q. 一部は協力確認書が得られていないとのことだが、他の地権者とはどの程度で合意できているのか。確認書が得られた地権者からは確実に売却してもらえるのか。

A. 概算の金額を伝えたくて確認書を得ており、令和 11 年の供用開始に向けて、協力いただけると認識している。

Q. 市は過去に新たな公共用地を先行取得しない方針を打ち出したと記憶しているが、今回の新図書館建設における用地取得は、この方針と異なるのではないのか。

A. 土地開発公社の問題を踏まえ、事業決定していない中での先行取得はしないが、今回は、事業地を市として決めた上で取得していくものである。

(意見) 提示された用地の取得価格は、感覚的には、現在の市場価格と比較して低く見積もられているように感じる。今後、費用が増加する可能性があり、過去のスターアイランド跡地の件のように、予算超過で事業が行き詰まることのないようにしてほしい。

Q. 想定する金額に収まらなかった場合は、事業を断念するのか。

A. 想定した金額を超えた場合に断念するかについては、現時点では明確な方針はないが、想定する事業費の中で計画を進める。

Q. 地権者との交渉の進捗について、具体的な借地料などの提示がなく、交渉の実態や進捗が分かりにくいので、交渉状況を具体的に説明してほしい。

A. 現時点では借地料を提示できないが、今後、議会へ説明できるように交渉を進める。なお、長期の普通借地契約により、公共施設として問題ない行政サービスを提供できるものとする。

(意見) スターアイランド跡地での反省から、議会は用地確保の進め方に慎重になっており、具体的な交渉状況、特に買収価格や借地料が不明瞭なため、次の機会では具体的な数字を提示してほしい。

(意見) 現図書館の敷地は広いので、新しい図書館を同じ場所で建て替え可能だと考える。新図書館建設に伴う蔵書保管場所や自動車図書館の扱い、既存の図書館の解体費用など、関連する経費も含めた総コストを提示してほしい。

Q. 新図書館が完成した後、現図書館はどうするのか。

A. 多用途での活用を市内で検討するが、活用する申出がなかった場合には、建物を取り壊して、土地を売却する予定である。

Q. 現図書館は、建築家の村田政真氏の設計であり、安易に解体してよいのかという声もあるが、教育委員会は価値を認識しているのか。また、解体せずに残す考えはないのか。

A. 現図書館については、当初は減築して閉架図書・自動車文庫の拠点とする提案を示したが、現在では、現図書館を解体し、閉架図書と自動車文庫の拠点は、中心市街地外の市有地に作ることを検討している。仮に現図書館を改修したとしても、ア

セットマネジメントの観点から残りの耐用年数は 20 年であるため、図書館に求められる機能は、新図書館で実現したい。

Q. 他市では、使用されなくなった公共施設を民間が購入して、宿泊施設に改修したりしている。現図書館の建築物としての価値、例えば歴史的・文化的価値を市としてどのように評価しているのか。その価値を考慮した上で解体を決定したのか。

A. 建物自体の図書館以外の利用については、庁内に照会した上で、もし活用法があれば利用し、なければ基本方針通り、建物は解体、売却することとなる。

(意見) 政策推進部では判断できないのであれば、教育委員会などの関係部局に建築物としての価値を確認し、議員説明会までに整理してほしい。

Q. 土地の取得金額は、評価額と同じなのか。それとも、インセンティブを上乗せする金額を想定して交渉しているのか。

A. 土地の取得金額は、鑑定士による評価額が上限となる。来年度の土地の取得予算を計上するときには、公有財産審査会での審議を経て、正式に予算要求額を決定する。

Q. 新図書館の予定地には、銀行が隣接していたり、東側には民家があるが、これらの所有者には補償をするのか。

A. 新図書館の建物補償費は公共事業の補償基準に基づいて算出する。設計時には近隣への影響を最小限にするよう、建物の離隔距離や斜線制限などの法的規制を遵守し、高さ制限等にも対応するなど法的規制内で対応する。

Q. 現時点で確認書を取れていない 2 件は、個人ではないため、相手方の意思決定に時間がかかっているのか、覚書が遅れているという認識でよいか。

A. 相手が企業であるため、意思決定に時間を要している。

Q. 確認書を取れていない 2 件に対しては、具体的な評価額を伝えて、相手方の内部で検討してもらっているのか。

A. 購入希望の概算額を提示し、借地料については、年額の概算額を提示して検討してもらっている。

Q. 新図書館の土地を借地ではなく取得する方向で、現在の図書館敷地との交換するようなことは検討できないか。

A. あくまで想定の話として、土地の交換は手法としては可能である。

また、質疑以外では、以下の項目について、委員間で意見交換を行った。

- ・まちの魅力につながる図書館について
- ・学生の居場所となる図書館について
- ・多額の税金を投入する図書館の必要性と、駐車場を含めた利便性についての懸念について
- ・図書館利用者の実態を踏まえた、多様な市民が利用できる複合的な機能について

- ・図書館を利用しない市民が利用したくなるような図書館について
- ・複数の小規模な図書館の整備について
- ・新図書館の明確なターゲット設定と政策的な位置づけについて
- ・既存の考えに固執しない柔軟な発想に基づく図書館について
- ・中高生が集える図書館とその利便性について

6 まとめ

今回の所管事務調査では、中心市街地の新たな拠点として期待される新図書館等拠点施設整備について、その進捗状況及び計画の具体像について執行部より報告を受け、質疑を行った。

本計画は、市役所庁舎北側の民有地約 3,700 m²を事業用地とし、概算総事業費 127 億円から 157 億円（別途、借地料）を投じて、全世代を対象とした「滞在型図書館」を核とする複合施設を整備するものであることが示された。

地権者との交渉については、対象者 9 名中 7 名から事業協力の意向が確認されるなど、一定の前進が見られる一方で、一部の用地取得及び借地については交渉を継続しており、事業の実現には、いまだに流動的な要素が残されている状況である。

委員からは、かつてスターアイランド跡地での計画を断念した経緯を踏まえ、用地確保プロセスの妥当性や事業費の透明性、特に金額が未提示である借地料の問題、そして地権者との合意形成の見通しについて、懸念とともに多くの質疑があった。また、現在の図書館の建築的価値をどう評価するのかについても議論が及んだ。

本事業は、令和 7 年 9 月定例会月議会に基本設計費等が補正予算として上程される予定であり、計画の是非を判断する重要な局面を迎える。当委員会としては、今回の調査で明らかになった計画内容と課題を認識して慎重に審査を行い、様々な観点から検証を進める必要がある。今後の基本設計や予算審議の過程において、執行部に対しさらなる説明を求め、市民の理解と納得が得られる計画となるよう、引き続き厳正な審査を行っていくこととして、所管事務調査の報告とする。

[委員会の構成]

委員長	後藤純子
副委員長	樋口博己
委員	川村幸康
委員	早川新平
委員	樋口龍馬

委 員 森 智 子
委 員 森 川 慎
委 員 諸 岡 覚

総務常任委員会

○医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員について

1 はじめに

令和7年9月定例会議会において、消防本部の救急搬送データに基づき、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）による救急搬送が増加傾向にあることが指摘され、市としての対策の必要性が提起された。

オーバードーズへの予防と対策は、教育民生常任委員会が所管する健康福祉部が担当している。しかし、当委員会は、対策を議論する以前に、救急搬送の現場で得られた客観的なデータに基づき、その実態を正確に把握することが不可欠であると判断した。

この認識のもと、対策そのものを議論するのではなく、今後の市の取り組みの方向性を探るための基礎的な情報を整理することを目的として、消防本部に加え、関係部局である健康福祉部を招き、オーバードーズをめぐる本市の現状と課題を、多角的な視点からその実態を明らかにするため、所管事務調査を実施するものである。

2 医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員

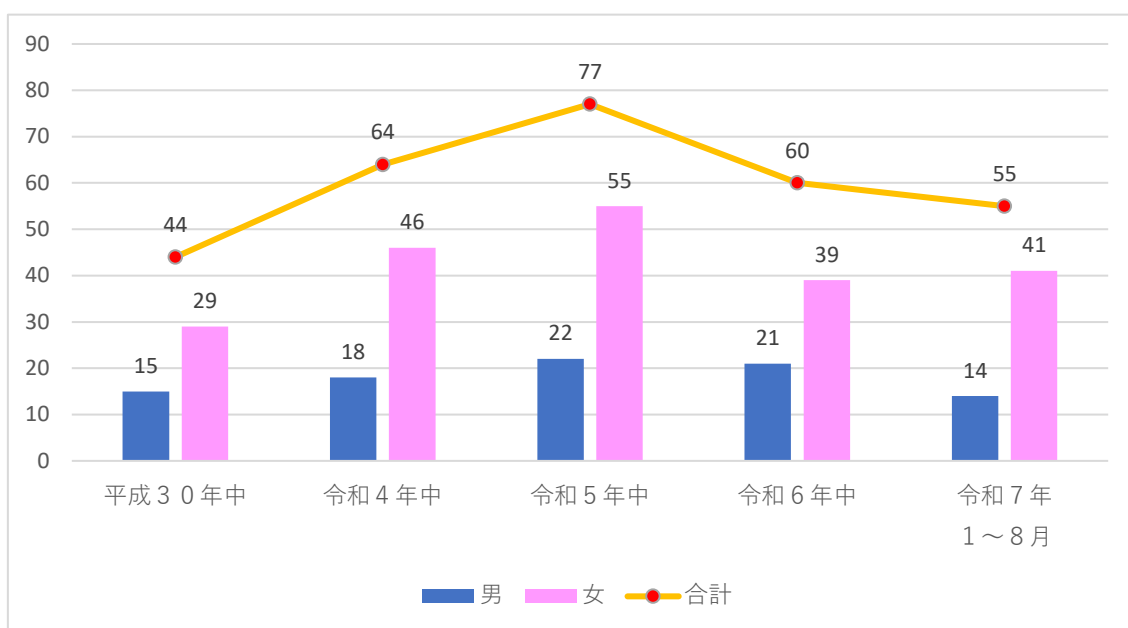
(1) 検索条件

搬送人員のうち、収容医療機関から回答のあった傷病名に「OD」、
「Overdose」、「オーバードーズ」などが含まれるものを抽出

(2) 月別

	平成30年中 (コロナ前)			令和4年中			令和5年中			令和6年中			令和7年 1～8月		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1月	3	4	7	0	5	5	3	7	10	3	3	6	1	8	9
2月	1	1	2	1	3	4	3	2	5	0	3	3	1	2	3
3月	0	1	1	1	0	1	1	3	4	3	4	7	2	9	11
4月	2	4	6	1	6	7	0	7	7	1	0	1	1	2	3
5月	1	2	3	4	3	7	0	3	3	5	2	7	2	5	7
6月	2	0	2	1	4	5	1	4	5	1	4	5	0	4	4
7月	1	1	2	1	5	6	5	6	11	5	4	9	4	5	9
8月	3	3	6	0	0	0	1	5	6	3	7	10	3	6	9
9月	1	3	4	3	5	8	1	3	4	0	1	1			
10月	0	3	3	3	9	12	2	4	6	0	6	6			
11月	0	3	3	0	3	3	2	4	6	0	4	4			
12月	1	4	5	3	3	6	3	7	10	0	1	1			
合計	15	29	44	18	46	64	22	55	77	21	39	60	14	41	55

(単位：人)

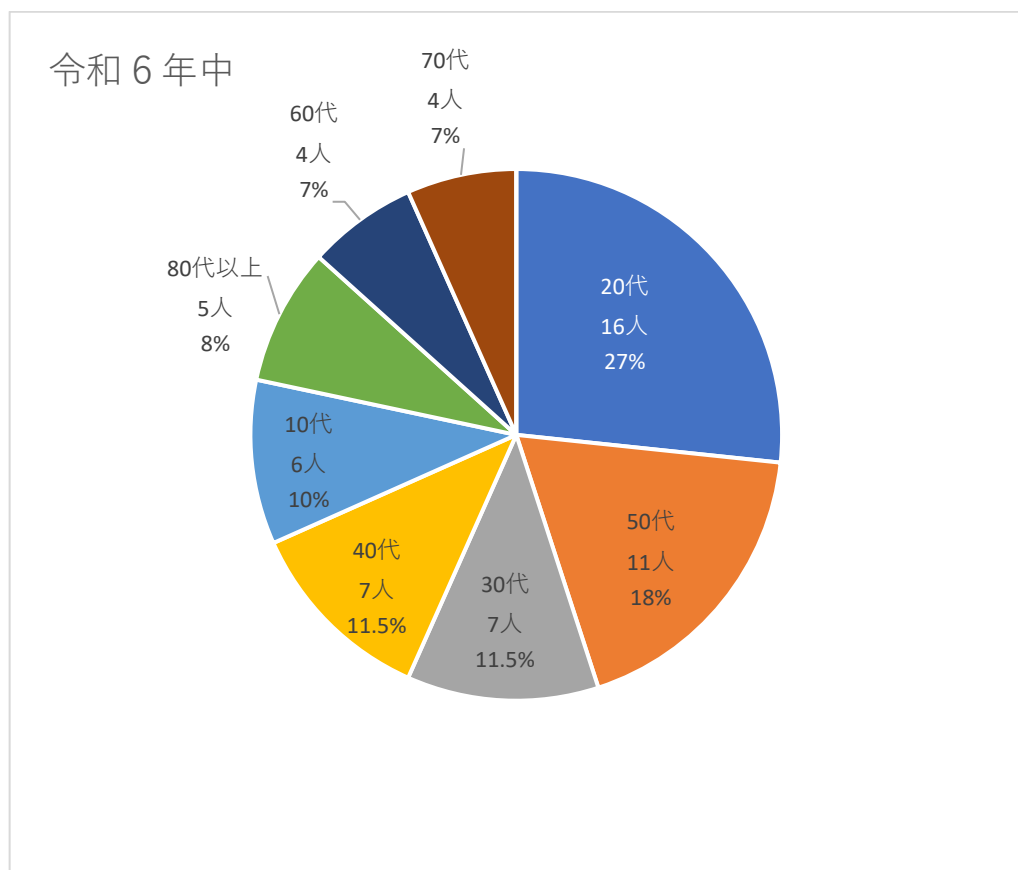


(単位：人)

(3) 年代別

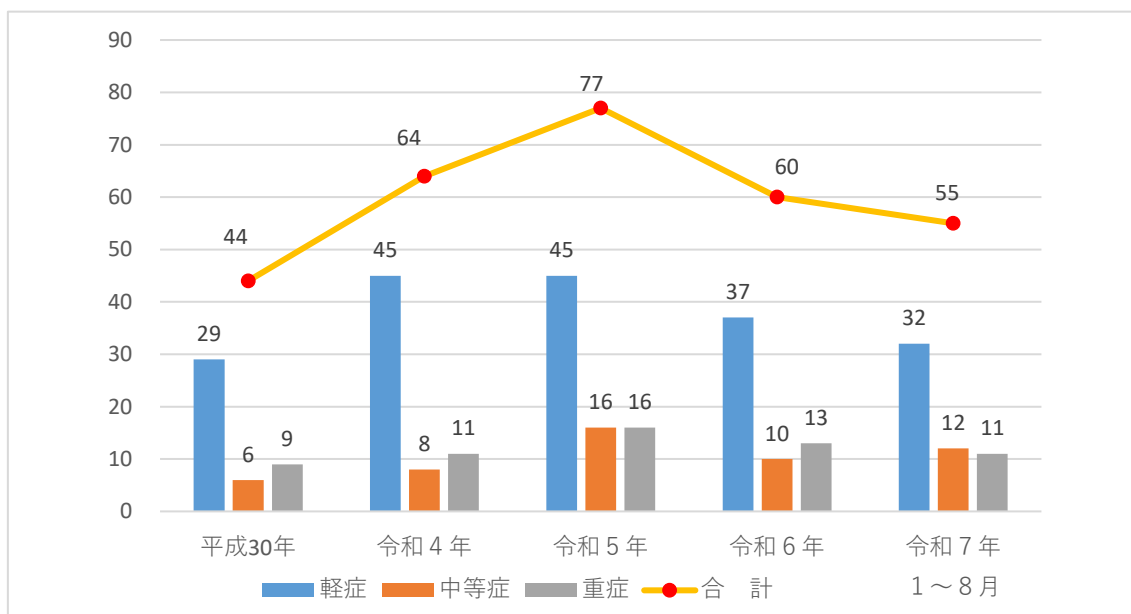
	平成30年中 (コロナ前)			令和4年中			令和5年中			令和6年中			令和7年 1～8月		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
10歳未満	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10代	1	1	2	5	5	10	2	8	10	2	4	6	3	8	11
20代	0	6	6	2	8	10	5	17	22	6	10	16	3	14	17
30代	6	3	9	7	8	15	3	7	10	4	3	7	2	3	5
40代	3	4	7	1	1	2	4	5	9	1	6	7	1	3	4
50代	1	12	13	1	16	17	3	11	14	4	7	11	3	4	7
60代	0	3	3	0	3	3	2	2	4	2	2	4	0	5	5
70代	0	0	0	0	1	1	2	2	4	1	3	4	0	2	2
80代以上	4	0	4	2	3	5	1	3	4	1	4	5	2	2	4
合計	15	29	44	18	46	64	22	55	77	21	39	60	14	41	55

(単位：人)



(4) 傷病程度別

	平成30年中			令和4年中			令和5年中			令和6年中			令和7年 1～8月		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
軽症	11	18	29	12	33	45	13	32	45	13	24	37	8	24	32
中等症	2	4	6	3	5	8	4	12	16	6	4	10	3	9	12
重症	2	7	9	3	8	11	5	11	16	2	11	13	3	8	11
合計	15	29	44人	18	46	64人	22	55	77人	21	39	60人	14	41	55人



(単位：人)

※「軽 症」とは、傷病の程度が入院加療を必要としないもの。

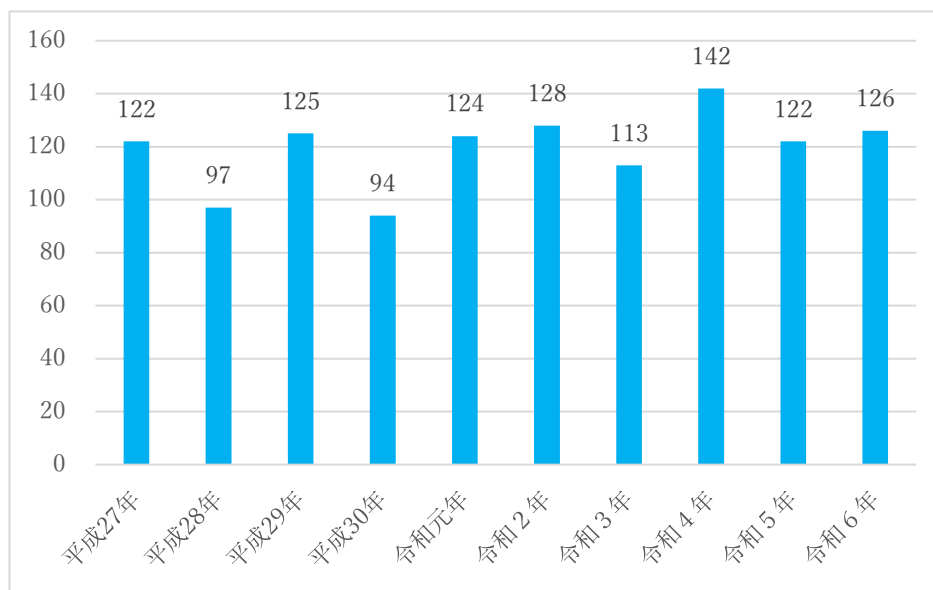
「中等症」とは、傷病の程度が3週間未満の入院加療を必要とするもの。

「重 症」とは、傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの。

3 事故種別が「自損事案」である救急件数

	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中	令和元年／平成31年中
計	122人	97人	125人	94人	124人

	令和2年中	令和3年中	令和4年中	令和5年中	令和6年中
計	128人	113人	142人	122人	126人



(単位：人)

4 関係機関との連携について

(1) 市関係部局との連携について

救急要請があった場合のかかりつけの医療機関や既往歴、家族への連絡先、傷病者の情報共有を必要に応じて連携できる体制を整えている。

(2) 自殺未遂者支援検討会について

ア 参加機関

三重県立総合医療センター

総合心療センターひなが

水沢病院

四日市市教育委員会

四日市市保健所

四日市市消防本部（令和6年度から参加）

イ 開催回数

自殺未遂で三重県立総合医療センターを受診した傷病者に対して、情報共有や検討のために、昨年度は6回開催。

ウ 検討内容

各機関の情報を共有し、多職種の連携をしながら傷病者に対して今後の対応方法を検討している。

エ 情報提供

消防は検討会にて、救急事案で自殺未遂と推定される件数を報告している。

5 委員からの主な意見

- Q. 救急搬送に至る内容によっては有料化すべきではないか。
- A. 選定療養費は医療機関が徴収するものであり、現時点では、四日市地域の医療搬送状況から徴収に向けて動き出す段階にはないと考えている。
- Q. 自殺未遂者支援検討会等では、市内の自殺未遂者数を把握しているのか。国の自殺対策白書の統計データにはタイムラグがあり、リアルタイムで把握できないと、自治体として適切な対応の判断が難しいのではないか。
- A. 警察が不審死等のデータを把握しており、それをもとに国が自殺者数を数値化して自殺対策白書を作成していると考えられる。消防機関では救急現場で対応した状況のみを把握しており、それ以外は把握できない。
- Q. 市販薬のオーバードーズは全国的に増加傾向にあり、違法薬物への入口となる可能性が懸念される。今年度は8月末時点で55件と、過去最多ペースで推移しており、救急搬送データから傾向を把握し、健康福祉部と連携した対策が必要ではないか。
- A. 健康福祉部では薬剤師会やライオンズクラブなどと連携し、市内の小中学校で薬物乱用防止教室を実施しており、市販薬の過剰摂取も薬物乱用に当たることを周知している。
- A. 自殺未遂者支援検討会において、医療機関や消防と情報共有する中でオーバードーズの増加を認識している。保健所では救急医療機関からの情報提供を受け、再発防止に向けた支援を実施しており、保健師が継続的に相談対応を行っている。
- (意見) オーバードーズには、一時的な不安からの逃避を目的とする場合と、自殺を目的とする場合があり、両者は大きく異なる。対策の方向性も異なるため、救急搬送データだけでは区別が難しく、教育委員会や保健部門など関係部署との連携が必要である。
- Q. 市はどのようにオーバードーズが発生したことを把握するのか。救急搬送された場合、必ず保健予防課に情報が行く仕組みになっているのか。
- A. 個人情報の関係もあり、すべての情報が保健所に連絡されるわけではないが、医療機関では、再発リスクが高い方を中心に、保健所の相談窓口などを案内するパンフレットを配布し、相談先の周知を図っていただいている。
- Q. 自殺未遂の判断基準は何か。オーバードーズで搬送された場合、本人の自己申告で判断するのか、医療機関が判断するのか。死ぬ目的での服用と快楽目的での事故的な過剰摂取では扱いが大きく異なるが、どのように区別しているのか確認したい。
- A. 本人への聞き取りなど様々な情報を勘案した上で、診察した医師が判断することになる。
- Q. 医師がオーバードーズと判断した場合、自殺目的かどうか不明であっても、予防の観点から保健所へ情報提供すべきではないか。件数だけでも共有することで、予

防活動に活用できるのではないか。

A. 医療機関へ確認したい。

(意見) オーバードーズのデータを取り寄せる仕組みを作り、予防活動に活用すべきではないか。都市部では急増しており、数年後に本市でも同様の状況になる可能性があるため、早期の対策が必要ではないか。

Q. 消防、保健所、医療機関が連携し、対象者から服用の理由を聞いて、それを分析することで、より効果的な予防対策が可能になると考えるので、救急隊員が対象者に服用の理由を聴取することはできないのか。

A. 傷病者に寄り添うために、対象者が会話できる状態であれば、医療機関を選定している時間などに聞き取ることはあるが、分析できるほど詳細に聞き取るわけではない。

(意見) 得られた情報から、新たな対策方法が見つかるかもしれないので、一度、関係機関で検討してほしい。

Q. 教育機関ではどのように啓発しているか。

A. 市内の小学六年生や中学二年生を対象に、薬物の乱用と健康について学習している。外部の講師を招いた教室も実施しており、市内の全ての小中学校で取り組んでいる。

(意見) 薬物に関する教育は教育機関での実施が重要であり、関係機関と連携を深めて、教育を進めてほしい。

Q. 学校の薬剤師が説明することはあるか。

A. 薬物乱用防止教室の講師として、学校の薬剤師から説明することもある。

Q. 県の教育委員会の所管ではあるが、市内の高校はどうなっているのか。

A. 県と市で協力して薬物乱用防止教室を開いて対応している。

【議員間討議】

- ・自殺や自殺未遂について、本人や家族の名誉・尊厳の問題から、事故として扱ってほしいという声もある。聞き取り調査を行ってデータ化しても、個人に配慮する以上、正確な数字の把握は困難ではないか。
- ・20代がストレス解消のために、SNS等で薬物の過剰摂取の情報を知り、さらに若い10代の若者へ情報が拡散している傾向がある。違法ではないという認識から安易に手を出す若者を守るため、個人の尊厳よりも将来のある世代の生命・安全を優先し、行政と議会がデータを収集して、対策を講じるべきだと考える。
- ・薬物に関する正しい知識の教育が重要ではないか。消防、医療機関、保健所との連携を深めて、早期発見と予防に取り組むべきだ。オーバードーズの事案が増加すれば、消防や医療機関の負担も増大するため、将来的には救急車の有料化も考えるような状況になる可能性もある。部局間の協議を深めてほしい。

6 まとめ

今回の所管事務調査では、消防本部の救急搬送データを基に、近年、社会問題化しつつある市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）について、本市における実態と課題を調査した。

調査の結果、本市においても、救急搬送件数は令和5年をピークに高い水準で推移しており、特に10代、20代の若年層、中でも女性が突出して多いという実態が判明した。

質疑及び議員間討議を通して、救急搬送という入口の情報を消防本部が有している一方で、予防や対策は健康福祉部が担うなど、部局間の情報共有や連携体制が特に重要であることが分かった。この点においては、自殺未遂者支援検討会などへ消防本部が参加するようになったとのことなので、今後の活用に期待したい。

また、個人情報保護の観点や、行為の背景にある多様な要因から、行政として正確な実態を把握し、個々の事案に即した支援を行うことの難しさも明らかとなった。

委員からは、この問題が個人の問題に留まらず、市民の生命と安全に関わる重要な行政課題であるとの認識が示され、部局間の壁を越えた連携体制の構築と、若者を対象とした予防啓発活動の強化を求める意見があった。

当委員会としては、今回の調査で明らかになった実態と課題を整理し、教育民生常任委員会に情報提供を行うこととする。オーバードーズ対策という重要なテーマについては、所管の委員会において、より専門的な観点から、さらに調査、研究が深められることを期待し、本委員会の所管事務調査の報告とする。

[委員会の構成]

委員長	後藤純子
副委員長	樋口博己
委員	川村幸康
委員	早川新平
委員	樋口龍馬
委員	森智子
委員	森川慎
委員	諸岡覚

総務常任委員会

○本市の財政状況について

1 はじめに

本市では、知と交流の拠点施設（新図書館）や大学等拠点施設の整備、四日市ドームの改修といった大規模プロジェクトの実施時期が重なり、市債発行額が増大することが見込まれている。

一方で、現状の「中期財政収支見通し」の想定に対し、昨今の急激な物価高騰や中東情勢の悪化に伴う経済の先行き不透明感から、財源減少や事業費増大など深刻なリスクが懸念されている。また、くすの木パーキングの取得など新たな財政負担を伴う事案において、事前の詳細な費用の精査や市民への説明責任のあり方についても指摘がある状況を踏まえ、持続可能な財政運営に向けた本市の中長期的な将来負担の見通しや経済変動に対するリスク管理体制を検証するとともに、中核市との比較を通じた本市の財政的な位置づけや、今後の大規模事業における課題を明らかにするため、所管事務調査を実施するものである。

2 本市の財政状況について

中期財政収支見通し

(1) 期間及び対象会計

期間：令和8年度から令和13年度まで

対象会計：一般会計

(2) 前提条件

令和8年2月時点において、令和6年度決算額及び令和7年度決算見込額、令和8年度当初予算額をベースに各事業の対象人数等の伸びや決算額の推移等の状況を踏まえ、一般会計の歳入目的別・歳出性質別の将来推計を行った。

将来推計にあたっては、現行の制度が今後も継続するものと想定するとともに、確実と見込まれる国の制度改正等の予定を考慮したほか、本市の推進計画事業についても、将来予定する大規模投資の概算事業費や新規・拡充の主要事業の影響額を可能な限り反映させた。

ただし、令和8年度以降の見込額については、今後の社会経済情勢の変化、国の制度改正や経済対策等に伴って大きく変動する可能性がある。

中期財政収支見通しの作成にあたり、歳入については、税金などほぼ横ばいで推移すると見込む一方、歳出については物件費における物価上昇や、扶助費における対象者の伸びを見込むことなどにより、持続的な財政運営が行うことができるよう、厳しめの条件で見通しを行っている。

(3) 大規模事業の中期財政収支見通しへの計上について

今後、大規模事業の実施にあたり、事業の目的や基本的な方針を明らかにするとともに、事業や施設の規模、必要となる大まかな機能、性能等を定めた基本構想及び基本計画を策定することにより、想定される概算事業費が試算できた段階で、「中期財政収支見通し」に反映させる。

なお、中央通り再編事業については既に事業着手していることから、また、四日市ドーム改修、知と交流の拠点施設整備事業及び大学等拠点施設整備事業については、基本計画を策定していることから、それぞれの事業費及び概算事業費を基に、普通建設事業費等の事業費及び国庫支出金、基金繰入金、市債等の特定財源を試算し、中期財政収支見通しに計上している。

- 3 本市及び中核市の市債残高、基金残高について（令和6年度決算）
 中核市全 62 市に対して市債残高、基金残高に関する照会を実施した。
 4月9日時点で回答のあった47市について集計。

(1)市債残高

	四日市市	中核市平均（47市）
一般会計市債残高	34,644,225千円	124,330,809千円
（人口1人あたり）	113,505円	366,231円
全会計市債残高	131,530,772千円	206,118,198千円
（人口1人あたり）	430,933円	608,285円
※本市と同会計の市債残高	—	196,968,247千円
（人口1人あたり）	—	582,090円

※本市と同会計の市債残高：一般会計、食肉センター食肉市場、水道事業、市立病院事業、下水道事業、農業集落排水事業のうち、該当する会計の市債残高合計
 （参考・近隣の不交付団体の状況）

岡崎市 一般会計 52,419,993千円、本市と同会計 140,812,923千円
 豊田市 一般会計 39,117,818千円、本市と同会計 81,560,290千円

(2)中核市の今後の市債残高の見込み

今後の市債残高の見通しについて、各市に意向調査を実施したところ、約6割の市において、公共施設の整備や改修に伴い市債残高が増加するとの回答が得られた。

増加 29市
 減少 13市
 現状維持 4市

未回答 1市

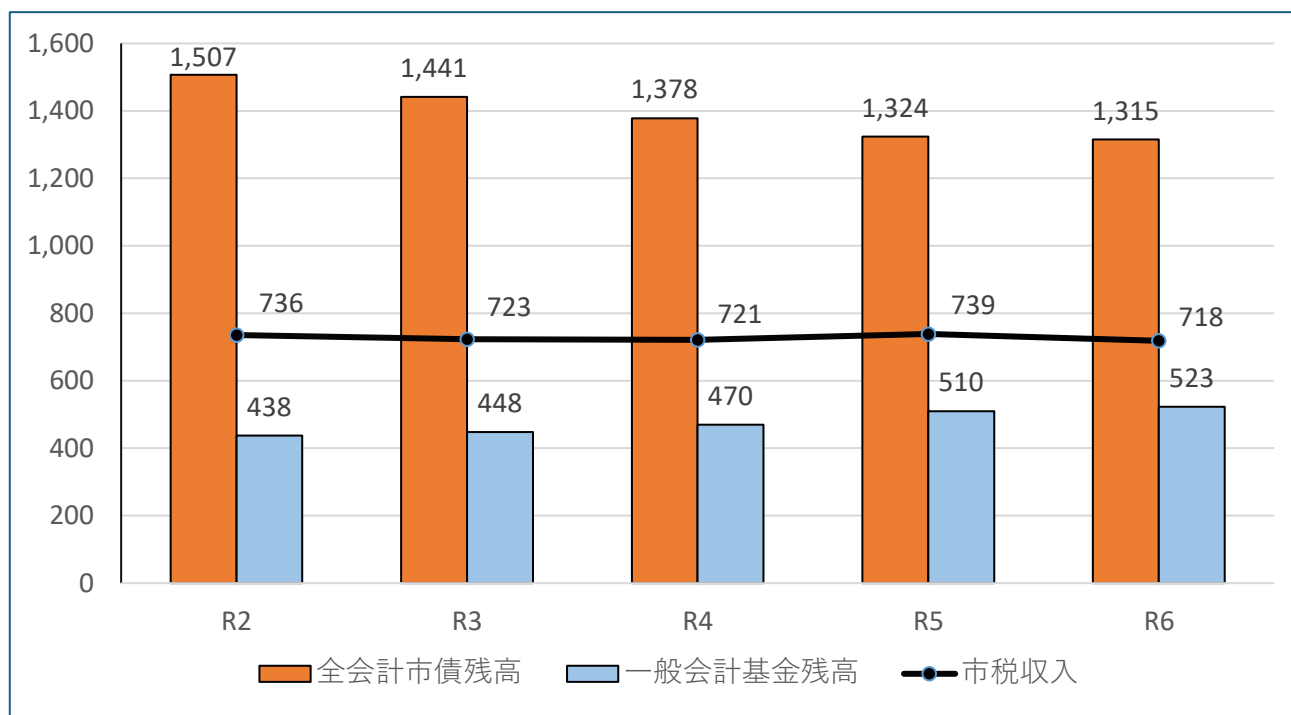
(参考・財政プラン 2026 指標) 令和 11 年度末全会計市債残高 1,900 億円以下

(3) 一般会計基金残高

	四日市市	中核市平均 (47 市)
財政調整基金	15,958,640 千円	11,299,720 千円
(人口 1 人あたり)	52,285 円	31,770 円
その他特定目的別基金	36,342,580 千円	18,670,727 千円
合計	52,301,220 千円	29,970,447 千円
(人口 1 人あたり)	171,354 円	84,265 円

(4) 本市の市税収入、全会計市債残高、一般会計基金残高の決算額 (単位：千円)

	R2	R3	R4	R5	R6
市税収入	73,554,812	72,288,634	72,121,088	73,869,528	71,836,840
全会計市債残高	150,678,254	144,138,280	137,815,904	132,363,436	131,530,772
一般会計基金残高	43,792,683	44,798,986	46,958,945	50,996,900	52,301,220



4 財政健全化法における4指標について

(1) 財政健全化法

平成19年6月 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布

- ・地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を図ろうとするもの

平成20年4月施行 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等を公表

(2) 健全化判断比率について

指標	概要	国からの基準		R1算定	R2算定	R3算定	R4算定	R5算定	R6算定
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村20% 都道府県5%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村11.25% 都道府県3.75%						
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村30% 都道府県15%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村16.25% 都道府県8.75%						
実質公債費比率	全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	35%	4.2%	2.5%	1.9%	2.8%	3.3%	4.0%
		早期健全化基準	25%						
将来負担比率	全会計及び設立法人等を対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	—	— (△11.1%)	— (△18.8%)	— (△21.2%)	— (△10.2%)	— (△10.3%)	— (△11.8%)
		早期健全化基準	市町村350% 都道府県400%						

・実質公債費比率・将来負担比率の全国平均、中核市平均との比較

指標		H29算定	H30算定	R1算定	R2算定	R3算定	R4算定	R5算定	R6算定
実質公債費比率	全国平均	6.4%	6.1%	5.8%	5.7%	5.5%	5.5%	5.6%	—
	中核市平均	6.1%	5.9%	5.7%	5.4%	5.2%	5.2%	5.2%	5.4%
	四日市市	7.8%	6.2%	4.2%	2.5%	1.9%	2.8%	3.3%	4.0%
将来負担比率	全国平均	33.7%	28.9%	27.4%	24.9%	15.4%	8.8%	6.3%	—
	中核市平均	57.1%	57.6%	59.4%	57.8%	50.9%	51.4%	51.2%	52.8%
	四日市市	34.4%	△5.2%	△11.1%	△18.8%	△21.2%	△10.2%	△10.3%	△11.8%

①実質赤字比率

各対象会計が、単年度決算で赤字かどうかを示す

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 標準財政規模：市税、地方譲与税及び交付金、普通交付税、臨時対策債発行可能額の合計で、地方公共団体の一般財源の規模を示す

②連結実質赤字比率

公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で示す

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該を超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

③実質公債費比率

地方公共団体の公債費の大きさを、財政規模に対する割合で示す

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

④将来負担比率

地方公共団体が抱える負債の大きさを、財政規模に対する割合で示す

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

将来負担比率は、一般会計等の地方債現在高、地方公営企業の企業債、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当の負担見込額に加えて、公社や第三セクターへの債務保証なども含んだ本市の債務残高から、借金返済に充てることができる基金残高などを控除した、実質債務残高が標準財政規模に占める割合を表したものである。

将来負担比率には、水道事業、市立四日市病院事業、下水道事業といった企業会計を含む全会計の負債を含んでいるため、本市全体の将来負担の状況を表している。

算定式において、充当可能な基金額を控除することに加え、交付税の基準財政需要額に算入する分を控除することにより、分子がマイナスとなり、実質的な借金がないことを示している。

中期財政収支見直し総括表(一般会計)

財政プランR6～R7まで公表

	決算		決算見込							備考
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度		
市税	718	745	750	746	750	749	744	744	【前提条件等】	
うち 個人市民税	193	213	221	224	228	226	225	223	*物価上昇:R6まで毎年2%上昇、以降横ばい	
うち 法人市民税	54	75	56	60	63	65	66	66	*人件費:R9まで毎年5%増3%、食住ハ→17.7%上昇、以降横ばい	
うち 償却資産	177	159	172	164	159	156	154	153	*市税:R13まで740億円台で推移	
地方譲与税等	141	133	137	136	139	141	144	146		
うち 地方消費税交付金	82	87	90	91	94	96	98	101	*地方消費税交付金:現行制度が継続すると仮定	
地方交付税	5	5	5	4	4	4	4	4		
国・県支出金	341	357	365	345	341	354	342	364		
市債	40	88	122	70	117	210	106	85		
その他	202	216	143	154	152	185	166	149		
うち 財政調整基金繰入金	14	8	7	7				0		
うち 都市基盤・公共施設等整備基金繰入金	5	19	17	7	16	34	21	16		
計(A)	1,447	1,544	1,522	1,455	1,503	1,643	1,506	1,492		
人件費	232	257	262	258	269	258	270	258		
うち 退職手当	13	3	11	3	13	3	13	3		
扶助費	359	368	368	368	370	372	373	375		
うち 補助	291	313	330	331	332	333	335	336		
うち 単独	68	55	38	36	36	36	36	36		
公債費	50	43	43	47	51	55	60	58		
普通建設事業費	191	215	252	199	241	377	232	219		
うち 中央通り再編事業	34	53	53	14			7			
うち 知と交流の拠点施設(新図書館等拠点施設)				9	54	100				
うち 大学等拠点施設				2	5	88	88	88		
うち ドーム改修				5	22	38				
維持補修費	35	31	32	33	33	33	33	33		
補助費等(公営企業等含む)	154	205	171	166	167	167	167	167		
繰出金	99	103	110	109	110	110	110	110		
うち 国民健康保険	20	19	19	18	18	18	18	18		
うち 介護保険	35	38	42	42	42	42	42	42		
うち 後期高齢者医療	38	40	43	44	44	45	45	45		
積立金	35	43	14	18	16	16	15	5		
うち 都市基盤・公共施設等整備基金	1	15	1	1	1	1	1	0		
うち アセットマネジメント基金	10	10	10	10	10	10	9	0	*アセットマネジメント基金はR12に200億円の目標額を積立完了	
その他	241	271	270	252	255	253	251	254		
計(B)	1,396	1,536	1,522	1,450	1,512	1,641	1,511	1,479		
収支差(C)=(A-B)	51	8	0	5	△9	2	△5	13		

5 委員からの主な意見

Q. 市債残高の比較表について、本市と同会計でない市もあるが、市債残高の中核市47市の平均は、どのように算出しているのか。

A. それぞれの市の一般会計以外の水道事業や病院事業など、本市と同様の会計の市債残高を合算し平均を出している。例えば、食肉センター事業のある3市については、これを含めて計算している。

Q. 本市は中核市ではないが、中核市と比較することは適切なのか。

A. 本市は中核市への移行を目指していることに加え、中核市市長会において候補市として名を連ねている。また、中核市との権限の違いには保健所業務や廃棄物関係業務などがあるが、施設整備を伴わないことから市債残高の比較には大きな影響はないと考えており、本市の立ち位置を明確にするためにも中核市を比較対象とした。

Q. 令和11年度の市債発行額が210億円と突出している理由を確認したい。

A. 知と交流の拠点施設(新図書館)や大学等拠点施設の整備、四日市ドームの改修といった大規模プロジェクトの実施時期が重なるためである。

Q. 大型事業に伴う多額の市債発行が予想されるが、市立四日市病院の更新計画は含まれていないのか。

A. 中期財政収支見直しは一般会計を対象としている。施設整備にあたり、必要な規模、建物の性能などは今後の議論や基本計画の策定を経て具体的な概算事業費が示されることに加え、事業費は病院会計で資金を用意する部分もあるため、今回の中期財政収支見直しには含まれない。

- Q. 中期財政収支見通しの前提となっている「物価上昇率 2%」「人件費上昇率 3%」という数字が現状と乖離しているのではないか。
- A. 物価上昇率については、昨夏の策定時点での国の目標値を採用している。人件費上昇率についても、昨夏の人件費上昇率を基に推計している。
- Q. このまま物価上昇していくと、今後の財政の見通しはどうか。
- A. 物価の上昇に伴い、本市が発注する委託業務や物品購入、光熱水費などの物件費については、物価変動を反映させる必要がある。また、普通建設事業費の工事費についても、資材価格や人件費の高騰を踏まえて再度見直すことが求められる。その一方で、歳入では、賃金の上昇などで個人市民税等が増加することも想定される。
- Q. 物価上昇の見込みや人件費増加の状況を十分に反映しておらず、安心できる数字とは言えない。さらに、中東情勢により原油やナフサ関連の製造が滞る可能性もあるため、財源が減少するリスクも考えられる。このような状況を踏まえると、現状の想定は現実的とは言えないのではないか。
- A. 中期財政収支見通しは毎年、その年度の決算の数字を基に推計を行っている。今年の秋頃に作成する見通しについては、最新の条件に合わせて推計する予定である。
- Q. 中期財政収支見通しには、事業所税は含まれるのか。
- A. 事業所税は含まれている。
- Q. 市債について、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて約 34 億円増えているが、この増加額には、くすの木パーキングの取得分が含まれているのか。
- A. くすの木パーキングの取得については、計画の見通しが立っていないため、中期財政収支見通しには反映していない。市債増加の主な要因は、堀川内水対策による借り入れである。また、文化会館の大規模改修の借り入れも市債に反映されている。
- Q. 物価上昇や資材不足、中東情勢によるリスクを考えると、現状の楽観的な見通しは不十分であり、過去のオイルショックの教訓からも今後は慎重に進める必要があるのではないか。自分事として厳しく管理する姿勢を持ち、不透明な状況下では判断を急がず慎重に行うべきではないか。
- A. 本市は、リーマン・ショックの経験を踏まえて、経済変動にも対応できるよう財政調整基金を積み増し、突発的な財政需要に備えている。本市は産業都市であるため、産業活動や税収の動向を常に注視し、適切に対応していく。
- (意見) 本市の財政は現在恵まれた状況にあるが、それ故に経済が悪化した場合の影響が大きくなることを肝に銘じるべきである。また、燃料費の高騰など、経済の先行きに不透明感が強く、今後は税収が減少することも想定されるため、コロナ禍の経済的影響も振り返りつつ、厳格な財政管理が必要である。情報収集も継続しつつ、注意深く対応していくべきである。
- Q. 物価高騰や企業の操業停止といった危機がある中で、財政経営部としてどのような権限を持って対応するのか。

- A. 予算を滞りなく執行できるよう、万が一の事態には財政調整基金の活用や、リーマン・ショック時の減収補填債のような国の制度を柔軟に活用することを検討し、財政的な側面から市を支えることが主な役割である。
- Q. 失業者の増加や工事費用の増加が想定される中、工事の中止など重大な意思決定が必要となった場合には誰が判断するのか。
- A. 社会からの要請に応じて必要な施策を行うため、市でできることを模索しながら、国の制度等も活用し、市全体で判断していくことになる。
- Q. 物価高騰などの非常時に備え、平時の段階から事業の継続や中止を判断するためのルールや仕組みを構築しているのか。
- A. 突発的な経済変動や災害による税収の減少などの備えとして、財政調整基金を積み立てている。現在、標準財政規模の約2割まで積み上がっており、十分な備えができています。
- (意見) 費用が予想以上に増える場合、柔軟かつ現実的な判断が必要である。特に日本が中東からの石油に大きく依存しており、石油の輸送路の危機など深刻なリスクが迫っているため、楽観視できない状況である。
- (意見) 5年先には事業所税約40億円の収入が見込めなくなる可能性を前提に動くべきである。また、こうした社会情勢や財政状況を市長などに進言することが財政経営部の役割ではないか。最悪の事態と平時の両方を念頭に置きつつ、限られた財源の中で市民サービスを維持するために、先を見据えた計画的な対応が必要である。
- Q. くすの木パーキングを市が直接経営する場合の修繕や設備投資にかかる具体的な費用の見込み額はどのくらいか。
- A. 現時点では具体的な費用を完全には把握できていないものの、一定の額が必要になることは認識している。今後、詳細な数字が判明次第、庁内での意思決定を経て、速やかに議会へ報告していく。
- Q. くすの木パーキングを復旧することは中心市街地にとって必要だが、計画段階に入ったら修繕にかかる具体的な費用を把握するとともに、駐車料金の設定や市民利用の計画を立てる必要がある。また、提示されている取得費用に大きな開きがあるため、その点もしつかりと精査して話を進めるべきはないか。
- A. 現在は破産管財人との交渉段階であり、今後、復旧費用の精査を進めていくことになる。くすの木パーキングの復旧は災害対応であることから、財源については、一般施策に影響を及ぼさないよう、財政調整基金を活用するほか、市債や国の補助制度も組み合わせて対応していく。
- Q. 民事訴訟により数年単位で施設が利用できない状態が続けば、事業が大幅に長期化するのではないか。
- A. 財政経営部としては、民事訴訟が今回の事業や交渉にどのような影響を与えるかについては、現時点で把握できていない。

(意見) 時間も重要な判断材料であり、破産管財人との交渉も含めて今後の状況をしっかりと調査して把握するべきである。

Q. 市長による事業発表の際、財政的な裏付けや詳細なコスト精査がどの程度行われているのか。

A. 政策決定は財政的な裏付けや政策効果などを総合的に判断した上で決定している。(意見) くすの木パーキングについて、市営化を突然表明したが、その後の計画は後付けで費用の見通しも不十分だった。図書館や大学誘致などのプロジェクトも同様で、厳しい社会情勢に柔軟に対応できず硬直化していると感じる。

Q. かつての市政運営と比べ、最近では税金を使う理由や議会の問いに答える説明責任の姿勢が希薄になっているのではないかと。必要最低限以上の支出には市民が納得できる明確な説明が不可欠であり、全ての行政の仕事において、この説明責任を再認識すべきではないかと。

A. 市民に対して市の財政状況を示すためにも財政指標を公表することなどにより説明責任を果たしている。また、議会に対しても個々の施策に対し、議員説明会や予算常任委員会の場を通じて説明を尽くしていると認識している。今後も、丁寧な説明に努めていく。

6 まとめ

今回の所管事務調査では、大規模事業の集中や、物価高騰などの経済変動リスクに対する本市の財政運営の実態と課題を調査した。中核市との比較において本市の市債残高や基金は現在比較的恵まれた状況にあるものの、中東情勢等の外部要因による税収の減少や事業費の増大、事業所税の減収の可能性といった深刻なリスクに対し、現状の財政収支見通しは楽観的であるとの懸念が示された。また、事前の財政的な裏付けやコスト精査が不十分なまま政策決定が行われることへの危惧や、市民が納得できる明確な説明責任を求める声が多くあった。

今後は、経済状況の悪化を考慮した厳しい財政管理と、事前に詳細な費用検討を行い透明性のある政策決定を行う視点から、中長期にわたり精度の高い財政運営が行われることを期待し、本委員会の所管事務調査の報告とする。

[委員会の構成]

委員長	後藤純子
副委員長	樋口博己
委員	川村幸康
委員	早川新平
委員	樋口龍馬

委 員 森 智 子
委 員 森 川 慎
委 員 諸 岡 覚

6. 行政視察報告書

令和8年4月2日

四日市市議会

議長 村山 繁生 様

総務常任委員会

委員長 後藤 純子

総務常任委員会行政視察報告

総務常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和8年1月20日（火）～1月22日（木）
2. 視察都市 佐賀県、熊本市、豊前市
3. 参加者 後藤純子 樋口博己 早川新平 樋口龍馬
森 智子 森川 慎 諸岡 覚
(随員) 羽尾祐輝
4. 調査事項 別紙のとおり

【佐賀県】

1. 県勢
- 県制施行 明治 16 年 7 月 1 日
- 人 口 782674 人 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
- 面 積 2441 平方キロメートル
-
2. 財政
- | | |
|-----------------|----------------|
| 令和 7 年度一般会計当初予算 | 5130 億 2100 万円 |
| 令和 7 年度特別会計当初予算 | 1988 億 7100 万円 |
| 令和 6 年度企業会計決算 | 825 億 9800 万円 |
| 合 計 | 7944 億 9000 万円 |
-
3. 議会
- 条例定数 38
- 3 常任委員会 (総務、文教厚生、農林水産商工、地域交流・県土整備)
- 3 特別委員会 (佐賀空港・有明海問題対策等、新幹線・地域交通問題対策等、高等教育機関問題対策等)

4. 視察事項 全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例について

(1) 条例制定の背景

1 条例制定の背景

- ✓ 従前の人権尊重条例の制定から四半世紀が経過。
- ✓ 部落差別(同和問題)をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者などに関する様々な人権問題が依然として発生。
- ✓ これらの問題は情報化の進展等に伴い、複雑多様化。
- ✓ 特に、最近では、インターネット上での不当な差別や、いじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷等が大きな課題。

県内でも

- ✓ 差別を助長する動画や誹謗中傷がインターネット上に掲載される事案が発生。
- ✓ 学校や職場でのいじめ、パートナーへの暴力、児童への虐待など、「人権」に関わる問題が依然として発生。

佐賀県では、世界人権宣言 50 周年の 1998 年に「佐賀県人権の尊重に関する条例」を施行したが、これは理念条例だった。

旧条例制定から 25 年が経過し、障害者差別解消法や部落差別解消推進法などの「差別解消 3 法」が揃い、2023 年には L G B T 理解増進法も成立した。それと同時に、インターネットを利用した人権侵犯事件が急増し、SNS 上の中傷による自殺事案が社会問題化するなど、人権課題は複雑・多様化している。

こうした現状を受け、三重県の条例も参考にしつつ、2023 年 3 月に新たな条例を制定した。制定にあたっては審議会方式をとらず、弁護士や大学教授、経済団体等との個別面談を重ねることで、表現の自由との兼ね合いや実効性について専門的な意見を集中的に聴取した点が特徴である。

(2) 「さがすたいる」について

I 「人権問題」の解決に必要なこと

- ・ 県民一人一人が様々な人権問題を、他人事ではなく、自分の事として考え、自ら行動していくこと。
- ・ お互いの人権を共に認め合い、支えあう社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていく決意。

人権問題の解決に向けた想いを、条例の前文に明記

佐賀県には、年齢、性別、国籍、障害の有無など、色々な個性があり色々な想いをもった 80 万人の県民が暮らしています。県では、県民みんながお互いを認め合い、支え合う、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広める取組を進めています。佐賀県「1-1177」宣言制度、UD 出前講座、さがすたいるのびりけ、「みんなの森」設置(県立図書館)等

高齢者や障害者が過ごしやすい環境づくりのためにユニバーサルデザインを推進し

ていたが、2018年に妊婦や子育て世帯、外国籍の方、性的マイノリティの方など、多様な住民も含めて、お互いを認め合い優しさに支え合う「さがすたいる」として既存の取組をリニューアルした。多様な方々が自分らしく輝ける未来を目指し、心のバリアフリーを意識したソフト面の取り組みへと拡充されたものである。新条例が目指す「ともに認め合い支え合う社会」とこの理念は共通しているため、条例のコンセプトとして前文に明記された。

(3) 条例制定の目的

2 条例制定のねらい

- 人権侵害行為は許さないという県の姿勢を明確に提示。
- 本条例の制定をきっかけに、県民の皆様に様々な人権問題を自分事として改めて考えていただきたい。

条例制定の大きな目的は、県が「人権侵害行為を許さない」という決意を明確に示すことで、県民や事業者など立場が異なるすべての方に同じ方向性を持ってもらうことである。現代社会では、意図の有無に関わらず誰もが加害者にも被害者にもなり得る。人権問題を他人事ではなく「自分事」として意識してもらうことで、一人一人の具体的な行動変容につなげていくことを期待している。

(3) 新しい人権条例のポイントについて

3 新しい人権条例のポイント

- (解決に向けた県の姿勢を示すため)
I 人権問題の解決に向けた想いを条例前文に明記。
(オール佐賀県で取り組むため)
- II 県、市町、県民の責務に加えて、事業者の責務を追加。
(より具体的な教育啓発を行っていくため)
- III 「してはならない行為」を具体的に規定。※不当な差別、いじめ、誹謗中傷等
(人権侵害の被害に合われた方に寄り添うため)
- IV 相談者への助言等を行う相談体制の整備について規定。
(対話による問題解決を図るため)
- V 必要に応じて、解決に向けた助言、説示、あっせん、勧告等を行うことを規定。
(近年、社会問題化しているインターネット上の誹謗中傷等に対応するため)
- VI 必要と認める場合には、プロバイダ等に削除要請を行うことを規定。

新しい条例のポイントは大きく6点である。具体的には、①条例前文への解決に向けた決意の明記、②関係者の責務への「事業者の責務」の追加、③「してはならない行為」の具体的な規定、④相談体制の整備、⑤行政指導（助言・説示・あっせん等）の規定、⑥インターネット上の削除要請に関する規定である。

II 関係者の責務

県	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発をはじめとした人権施策の実施 ・国、市町、関係機関等との連携協力
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた人権施策の実施 ・県の人権施策への連携協力
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識 ・自らの人権意識の高揚に努めるとともに、お互いの人権を尊重
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識 ・自らの人権意識の高揚に努めるとともに、従業員等の人権を尊重 ・従業員の人権意識の高揚を図る等、事業活動の中で人権尊重の視点に立って取り組む

特に今回の条例では、県・市町・県民の責務に加え、新たに「事業者の責務」を追加した。条例制定前から実施している事業者向けの研修講師派遣事業において、制定前は年間平均8件程度であった申し込み数が、制定後は平均20件へと大幅に増加した。このことから、事業者における人権への関心は着実に高まっていると考えられる。

III してはならない行為

⚠ 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為を「人権侵害行為」として禁止。

<p>◎民法、刑法その他の人権に関わる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為のほか、公権力等による侵害行為が該当します。</p> <p>〔(憲法) 不当な差別、プライバシーの侵害 (刑法) 誹謗中傷 (名誉毀損、侮辱等) (いじめ防止対策推進法) いじめ (児童虐待防止法、障害者虐待防止法) 虐待 等〕</p> <p>◎「不当な差別」とは、特定の属性（人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地、性的指向、性自認、障害、感染症等の疾病等）を理由とした、次のような行為が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由なく、経済的・社会的サービスの機会等の提供を拒否したり、提供に当たって場所・時間帯などを制限したり、当該属性を持たない者に対しては付さない条件を付けたりすること ・特定の属性を持つ者に対して、当該属性を理由として、著しく侮辱したり、地域社会から排除すること、あるいはそれを扇動する言動を行うこと等 <p>◎上記にはインターネットを通じて行われるものも含まれます。</p>
--

教育啓発の観点から、不当な差別やいじめ、虐待、プライバシーの侵害といった人権侵害行為を「してはならない行為」として具体的に規定しており、インターネットを通じて行われる行為も含まれることが明記されている。

IV 相談体制の整備

県における総合的な人権相談の窓口

人権啓発センターさが

(令和2年4月、佐賀県庁内に設置)



- 人権侵害行為だけでなく、幅広く、様々な人権に関する問題に対応します。
 - 対話による問題解決に向けて、まずは、相談者の話を丁寧に傾聴し、相談者がどのような問題や悩みを抱えているのか、その解決に向けてどのような対応を望まれているのか把握に努めます。
 - その結果、問題解決のために、それぞれの事案に応じた専門的な対応を行うことができる関係機関がある場合には、円滑に解決が図られるよう、当該機関をご紹介します。
- ※令和6年4月から、弁護士による無料相談会（1回/月）を開催。（要予約）

2020年4月に県庁内へ設置された「人権啓発センターさが」には、3名の専任職員が配置されている。センターでは相談者の不安や不満を受け止めることに注力し、必要に応じて専門機関への橋渡しを行っている。2024年度からは月1回の弁護士による無料相談会も開始した。相談件数は開設初年度の152件から、昨年度は538件へと3.5倍に増加しており、その約7割が個人的な悩みや困りごとである。

V 助言、説示、あっせん等の行政指導

人権侵害行為に該当する行為であって、相談対応だけでは解決が困難、必要があると認められた場合は、問題解決のための助言、説示、あっせん等の行政指導を行います。※対話を重視した問題解決を図ります。

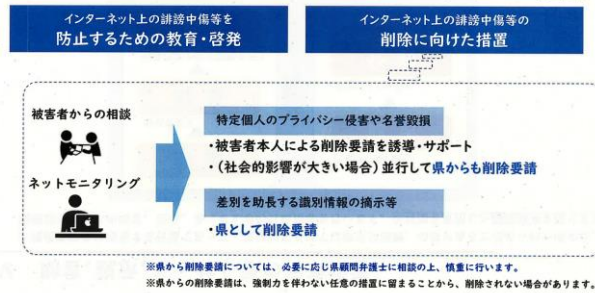


※ 必要性の判断に際しては、単で事実関係を確認した上で「佐賀県人権施策推進委員会」の意見をお聞きします。
 ※ 「勧告」は法的拘束力があるものではなく、強制力を伴わない行政指導になります。「勧告」に従わなかったことをもって罰則等を科すものではありません。
 ※ 「公表」は制裁的手段としてではなく、どのような行為が人権侵害行為に当たったのか等の情報を提供することで今後の人権侵害行為の発生を防止につなげるために行うものです。

相談対応だけでは解決が難しい事案については、有識者である調査委員の意見を聴いた上で、必要に応じて助言、説示、あっせんといった行政指導を行う。対象者が特定される情報を除いた上での「公表」も規定されているが、これは制裁ではなく、具体的な事例を周知することで、人権侵害の再発防止を図る教育啓発が目的である。なお、条例施行後に説示等の行政指導に至った事案は、視察時点では発生していない。

VI プロバイダ等への削除要請

近年、大きな課題となっているインターネット上の誹謗中傷等を防止するため、以下のことに取り組みます。



インターネット上の人権侵害に対し、県が削除要請を行う仕組みを規定している。個人からの相談については、基本的には本人による削除要請をサポートするが、人権侵害の程度が深刻な場合や、社会的に影響が大きい場合は、県が相談者とともに削除要請を行うなど柔軟に対応する。削除要請の適否については、表現の自由へ配慮し、顧問弁護士に相談しながら慎重に判断している。

◎ネットモニタリングの強化

対象	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別（同和問題）に関する人権侵害情報等 その他の人権侵害情報等 ※特定の掲示板等のサイト ※特定のキーワード
場所	人権啓発センターさが
頻度	週1回1時間（開庁日） 強化 毎日1時間（開庁日）
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 「人権侵犯事件に関する処理要領」（法務省）に照らして判断（名誉毀損、プライバシーの侵害、不当な差別的言動、識別情報の掲示）
人権侵害情報を発見した場合	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて県顧問弁護士の意見を聞いた上でプロバイダ等へ削除要請 合わせて人権擁護機関（法務局）に対しても削除要請を依頼

相談窓口の職員が、開庁日に毎日1時間、特定のキーワードを定めてネットモニタリングを実施している。主な対象は掲示板サイトであり、「佐賀県 部落」といったキーワードを検索して監視している。

◎ネットリテラシー教育の推進

・令和3年度に、ネットリテラシーに関する小学校用、中学校用、高等学校用教材(CD-R)を作成
 ・令和4年4月に、国立・私学を含む県内全ての学校へ配布

学 年	タ イ ト ル
小学校低学年	・インターネットのしくみをしろう ・気持ちが変わるメッセージ(メール)を書こう
小学校中学年	・印象(イメージ)の持つ方について考えよう ・「とく名」って何だろう?
小学校高学年	・ニュースの見方を考えてみよう ・個人情報を守ろう
中学校	・SNSについて知ろう ・著作権について考えよう ・情報社会と人権(法律)について考えてみよう
高 校	・インターネット上のトラブル「物の売買」について考えよう ・インターネット上のトラブル「インターネットを悪用した犯罪」について考えよう ・インターネット上のトラブル「動画」について考えよう

14

インターネット上の誹謗中傷を防止するため、教育委員会が主体となり、学年に応じた教材を用いて児童生徒向けの教育啓発を実施している。これと並行して、人権・同和対策課の相談員が、学校から要請があれば出前授業も展開している。

(4) 委員からの主な質疑

Q. 相談体制の整備部分について、3名の職員がモニタリング業務を担っているのか。

A. 3名の職員が交代で毎日1時間のネットモニタリングを実施しており、差別にあたる情報を探している。情報を発見した場合は、事務局内で削除基準にあたるかを判断した上で、該当すれば削除要請を行うという手順で運用している。

Q. 3人の職員は何か資格を持っているのか。

A. 資格は求めておらず、採用後の研修で資質の向上を図っている。令和2年の開設から務めている職員は、さまざまな知見を持っている。職員が交代する時も経験者の指導や継続研修を通じて、相談業務に必要な専門性と体制の質を維持、向上させている。

Q. それらの職員は県職員なのか。または、外部から採用した人なのか。

A. 1人は県の再任用職員であり、総括をしている。ほかの2人は会計年度任用職員である。資格は不問だが、相談業務等の経験を重視して採用しており、2人の会計年度任用職員のうち1人は、NPOで子供の支援の実務経験がある。

Q. 電話での相談を受けるために、常にこの3人のうち1人は事務所にいるのか。どのような勤務体制か。

A. 交代制のため常時3名がそろってわけではない。相談のほかネット監視や学校への講師派遣等も兼務し外出も生じるが、窓口には必ず1名を配置する運用を基本とし、相談体制の空白が生じないように努めている。

Q. 9ページ記載の佐賀県人権施策推進審議会の委員5名について、弁護士などの外部

専門家で構成されているのか、その内訳や属性を確認したい。

A. 審議会は総勢 21 名で構成されており、個別事案を検討する際は、内容に応じて弁護士や大学教授等から 5 名を選定して専門部会を開いている。行政指導の要否について、この個別の専門部会で委員から意見を聞いている。選定基準に決まりはないが、専門分野だけではなく、広い視点を持っている大学教授や弁護士の委員には、どの専門部会でもメンバーに入ってもらっている。

Q. 専門部会の開催頻度を確認したい。

A. 定期開催ではなく、個別の事案が発生した場合に開いている。条例施行前には説示を出す案件もあったが、条例施行後にはそのような事案は発生していない。以前は政策全般の意見を伺う懇談会のみだったが、条例制定後は助言や説示、あっせん等の行政指導を行う際、審議会委員へ意見を伺う仕組みを明文化して、具体的な事案への対応として位置づけを明確化した。

Q. 外部審査会による客観的判断の重要性を踏まえ、勧告後の「公表」の具体的内容を確認したい。人権侵害の事案の公表がどのような抑制効果を持つのか、また具体的な公表対象や啓発、再発防止の意図について確認したい。

A. 個人を特定しない形で事案を公表しており、何が人権侵害に該当するかを周知し、再発防止を図ることが目的である。制裁目的ではなく、事例の共有を通じた啓発により、同様の行為を抑制することを目指すものである。

Q. 21 人の審議会委員に対する費用弁償は、出席の度に支払われるのか。また、学識経験者などの立場によって支給額に差はあるのか。

A. 県の規定に基づき、委員 1 人あたり 9500 円を支払っている。※追加資料より

Q. 県が包括的な条例を運用する中、各市町が独自の人権条例を策定すると、内容の差によって、住民に迷いが出て不便に感じるのではないか。類似する条例が制定されることに対して、広域自治体としてどう考えるか。

A. 同様の意見は県内の市町からも聞いている。県の条例は広域的な一律の基準であり、地域特有の課題への対応には限界がある。そのため、県の条例をベースとしつつ、各市町が地域の実情に即した独自の条例を策定し、施策を推進してほしいと考えている。(意見) 県と市で重複する条例が並立すれば住民の混乱を招く。県の条例を基本とし、市町は地域の実情に即した補足的な規定を定めるに留めるべきである。内容が完全に重複するならば、独自の条例の制定は不要であると考えており、今後の参考としたい。

Q. 令和 2 年の条例制定を受けて、県内市町で独自の条例を策定する動きは広がっているのか。現在の策定数や具体的な検討状況など、県内自治体における条例化の状況を

確認したい。

- A. 条例が施行した令和5年8月以降では、唐津市と伊万里市の2市と太良町の1町が、県の条例に準じた形で、同様の人権条例を制定している。
- Q. その2市1町は、条例制定により相談体制を充実させているか。
- A. 唐津市は相談体制をとっていると聞いている。
- Q. ネットモニタリングをして、該当の投稿が削除された件数を確認したい。
- A. 昨年度は24件の削除要請を行い、8件の削除を確認した。
- Q. 削除要請の件数は年々増加しているのか。
- A. 令和5年度はほとんどなかったが、令和6年の発見件数は86件で、令和7年度は46件である。
- Q. インターネットでの誹謗中傷が深刻化する中、県が主導して、市町の対応から漏れる事案にどう向き合うのか。監視の目が届かない「死角」が生じる懸念に対して、県としてどう考えるか。
- A. 県単独の監視には限界があるため、市町との連携を重視する。研修や他県での事例を共有することを通じて、各市町が地域の実情に応じたキーワード設定で主体的にモニタリングを行う体制を、県が後押ししていく考えである。
- Q. 誹謗中傷が深刻化する中、罰則のない理念条例では、勧告や公表に従わない相手への対応に限界がある。性善説に基づく運用だけでは実効性の確保が難しく、居直る対象への対応が、今後の大きな課題となるのではないか。
- A. 自治体の対応には限界があるため、知事会等を通じて国へ法の改善を要望している。国レベルでの解決を働きかけつつ、県として現行の法制度で可能な対策を行い、実効性の向上を図っていくことが重要であると考えている。
- Q. 同和問題の解消には、話題を避けずに、正しい教育を行うことが不可欠である。四日市市でも条例制定の動きがある中で、御県の本条例に基づき、県が教育委員会と連携して取り組む具体的施策などはあるか。
- A. 事案発生時の情報共有や啓発で協力している。児童生徒への教育は教育委員会が担っているが、対象外の範囲や個別要望には当課が対応するなど、役割分担を明確にして、相互に補完し合う連携体制を構築している。
- Q. 条例を制定したことで予算は増えたのか。
- A. 当課の予算は直接的には増えていないが、庁内の各課では当該条例に基づく事業があれば予算を確保してもらっている。また、各課からは、各年度で取組の進捗を報告してもらっており、指摘する部分があれば、当課から対象課へ指摘している。

Q. 進捗管理をするための基準があるのか。

A. 条例とは別に基本方針を定めており、それに基づいて実施されている事業の進捗を確認している。事業の執行予算額を確認しているというよりは、事業の進め方などを確認している。

【熊本市】

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 735509 人 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
面 積 390.44 平方キロメートル
2. 財政 令和 7 年度一般会計当初予算 4193 億 0000 万円
令和 7 年度特別会計当初予算 2468 億 3121 万円
令和 7 年度企業会計当初予算 902 億 7143 万円
合 計 7564 億 0264 万円
3. 議会 条例定数 48
7 常任委員会
(予算決算、総務、教育市民、厚生、環境水道、経済、都市整備)
3 特別委員会
(庁舎整備に関する、大都市行財政に関する、地方公共交通に関する)
4. 視察事項 台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング・カンパニー熊本工場誘致に関する市の取り組みについて

TSMCに関する熊本市の対応について



熊本市 経済観光局 産業部 企業立地推進課

1. TSMC-JASMの概要、地域経済への影響等

(1) JASM工場の概要

第一工場

- 建設場所: 熊本県菊池郡菊陽町原水 (セミコンテックパーク隣接地)
- 敷地面積: 約 21.3万㎡ ■ 建築面積: 約 7.2万㎡
- 生産開始: 2024年12月
- 雇用予定者数: 約1,700名
※約400名は台湾からの駐在員
- 設備投資額: 約86億\$



第二工場

- 建設場所: 第一工場の隣接地
- 敷地面積: 約 32.1万㎡ ■ 建築面積: 約 6.9万㎡
- 生産開始: 2027年までに開始
- 雇用予定者数: 約1,700名 ※500名は駐在員
- 設備投資額: 約139億\$



(1) T S M C ・ J A S M の概要、地域経済への影響等

T S M C の子会社である J A S M の第一工場は、敷地面積 21.3 万㎡、建築面積 7.2 万㎡で菊陽町に立地し、稼働している。雇用予定者数は 1700 人であり、そのうち約 400 人が台湾からの駐在員である。設備投資額は約 86 億ドルに達する。また、第一工場の隣接地には第二工場の建設が計画されており、敷地面積は第一工場を上回る 32.1 万㎡となる見込みである。第二工場については、令和 7 年の秋に建設開始が正式発表されたが、現在は、顧客ニーズに合わせた計画の見直しの検討が進められている。

1. TSMC・JASMの概要、地域経済への影響等

(2) TSMCの進出に係る経済効果

九州フィナンシャルグループによる発表（2024年9月）

2022年～2031年の10年間で約 **11.2兆円** ※第2工場等を含む

- 県内への新たな進出・投資企業 約 **171社**
- 県内総生産額の押し上げ(10年累計) 約 **5.6兆円**

- 県内総生産額(2021年):6.4兆円
- 2026年の押し上げ効果(推計):0.7兆円 ⇒ **7兆円台に到達する見込み**

【参考】 駐在員とその家族の合計 約 **750人**
そのうち、**熊本市への居住者は、約 6割**

※また、不動産業界との意見交換等により、日本人を含む従業員全体でも、概ね6割の方が熊本市に居住されているものと想定

3

1. TSMC・JASMの概要、地域経済への影響等

(3) その他の影響や効果

阿蘇くまもと空港と台湾の直行便

■ 熊本～台北

チャイナエアライン	スターラックス航空
就航日: 令和5年(2023年)9月18日	就航日: 令和5年(2023年)9月1日
便数: 週5往復	便数: 毎日運航
※令和5年12月・令和6年2月に増便	

■ 熊本～高雄

チャイナエアライン	タイガーエア
運航再開: 令和7年(2025年)2月3日	就航日: 令和7年(2025年)12月23日
便数: 週3往復	便数: 週2往復

■ 熊本～台南

タイガーエア
就航日: 令和7年(2025年)12月23日
便数: 週2往復

4

九州フィナンシャルグループの試算によると、2022年からの10年間で約11.2兆円の経済波及効果が見込まれている。これには、県内への約171社の新たな企業の進出や投資、県内の総生産の約5.6兆円の押し上げ効果が含まれている。また、駐在員とその家族約750人のうち、約6割が熊本市内に住んでいる。

阿蘇くまもと空港のリニューアルとT S M C の進出を受け、台湾との直行便が活発化している。チャイナエアラインやスターラックス航空が台北便を運航しており、ビジネス利用に加え、台湾からの観光客によるインバウンド効果も顕著である。また、高雄便についても昨年末から新たに就航している。

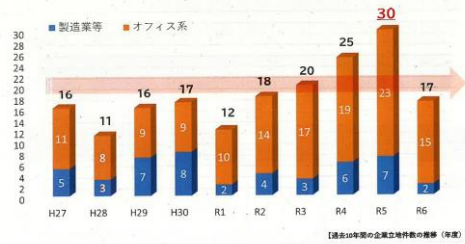
1. TSMC・JASMの概要、地域経済への影響等

(4) その他の影響や効果 教育機関による環境整備

<p>熊本大学 【大学】 2024年4月 半導体デバイス工学課程 設置 【大学院】 2025年4月 半導体・情報数理専攻 設置</p>	<p>熊本県立水俣高校 2025年4月 半導体情報科 設置</p>
<p>熊本県立大学 2025年9月 半導体学部(仮称)設置構想案の発表</p>	<p>学校法人開新学園 開新高校 2025年4月 電気情報科半導体情報コース 設置</p>
<p>熊本県立技術短期大学校 2024年4月 半導体技術科 設置</p>	<p>Kumamoto International School 中学部 2023年4月開校 高等部 2025年4月開校</p>
<p>熊本高等専門学校 2022年 半導体人材育成事業 拠点校指定</p>	<p>九州ルーテル学院 インターナショナルスクール小学部 小学部 2024年4月開校</p>

(参考) 熊本市内の企業立地件数の推移(直近10年度分)

- 令和5年度は、過去最高の30件を記録
- 直近の令和6年度は、一服したものの、高水準を維持



半導体産業を担う高度人材の育成に向け、県内の教育機関で新たな動きがある。熊本大学では、国内初となる半導体に特化した「半導体デバイス工学課程」等が設置され、水俣高校でも専門学科が新設された。熊本県立大学においても、2027年4月の開設を目指して半導体学部の新設が発表されている。

熊本市への企業立地件数はTSMCの進出発表後、右肩上がりで増加している。令和5年度には過去最高の30件を記録した。製造業だけでなく、市内の再開発による新しいオフィスビルの誕生や知名度の向上を背景に、IT系やアニメ・ゲーム等のコンテンツ系企業の進出も伸びている。

(参考) 県内における新たな投資の動き

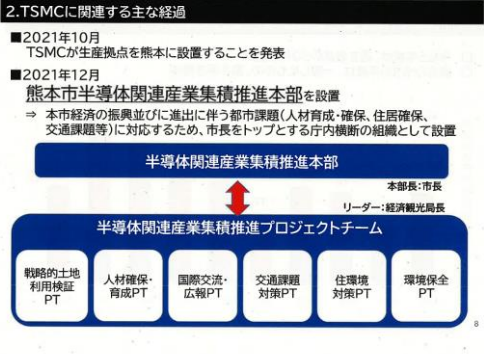
TSMCの熊本県への進出を受けて、半導体関連産業の県内への進出や新たな投資の動きが加速

■主な投資案件

事業者名	本社所在地	立地・投資場所	投資額(億円)	完成時期(見込含む)
日本マーテック種	愛知県	熊本市	10	2023年10月
新フェロテックマテリアルテクノロジーズ	東京都	大津町	48	2024年6月
梅原製作所	東京都	南関町	非公表	2024年12月
株JCU	東京都	益城町	84	2025年4月
東京エレクトロン九州株	熊本県	合志市	430	2025年10月
東京応化工業株	神奈川県	菊池市	130	2024年6月
三菱電機株	東京都	菊池市	1,000	2025年度
ソニーグループ	東京都	合志市	非公表 ※	不明

※ 約27haの工場用地の取得を発表

(出典)地方経済総合研究所「地方経済情報」No.138(ボートⅡ)より抜粋



半導体関連産業の県内進出や追加投資が加速している。熊本市内への日本マーテック株式会社の進出をはじめ、周辺自治体でも東京エレクトロンによる研究棟の新設、ソニーグループや三菱電機による新工場の建設など、民間投資が広がっている。

(2) T S M Cに関連する主な経過

2021年12月、市長をトップとする「熊本市半導体関連産業集積推進本部」を設置した。本部の下には部局横断のプロジェクトチームが組織されており、「戦略的土地利用」「人材確保・育成」「国際交流・広報」「交通課題対策」「住環境対策」「環境保全」の6つのチームで各課題の検討・対応にあたっている。

2. TSMCに関連する主な経過

- 2022年7月～8月
国内の半導体関連企業による投資意向等の調査
- 2022年10月
市営楠団地跡地の売却方針を発表
(半導体関連企業の従業員向け住宅の確保支援策)
- 2022年12月
・半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備方針の策定
・市営楠団地旧棟の跡地を売却
- 2023年3月
産業用地整備事業の企画提案に係る公募を開始
- 2023年9月
・産業用地整備を行う3事業者グループと協定を締結
・市営楠団地跡地における集合住宅の建設工事が完了
※第1期工事が完了した8月以降、順次、企業従業員等が入居

3. 産業用地整備の方針、取組等

(1) 産業用地整備事業(令和5年度開始分)

令和5年9月、整備事業の企画提案を審査した後、3つの事業者グループと市との間で協定を締結

■協定締結事業者

1. 林倉庫

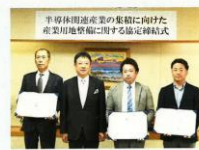
整備エリア：一宮南道橋本空港線沿線エリア
整備面積：約21ha
構成事業者：株式会社パークレー、株式会社、鉄建建設㈱
株式会社、白馬物流、株式会社、和久田建設㈱

2. ジョイント

整備エリア：国道443号沿線エリア
整備面積：約8ha
構成事業者：㈱アスク工業

3. 福岡地所㈱

整備エリア：北郷本スマートインターチェンジ周辺エリア
整備面積：約16ha
構成事業者：NPO法人健康生活応援くまもとプロジェクト
㈱サンゲイル、㈱都市開発、㈱田建設工業㈱



2022年以降、具体的な土地確保や住宅対策に着手している。2022年7月の企業投資意向調査をはじめとして、同年12月には、産業用地の整備方針を決定した。2023年3月からは民間デベロッパーによる企画提案の公募を開始し、同年9月に3つの事業者グループと協定を締結した。

(3) 産業用地整備の方針、取組等

従来の公共事業による開発ではなく、民間と連携した手法で産業用地の整備を進めている。具体的には、株式会社林倉庫（約21ha）、株式会社ジョイント（約8ha）、福岡地所株式会社（約16ha）の3グループが、それぞれの整備エリアにおいて開発に取り組んでいる。

3. 産業用地整備の方針、取組等



(参考) 県内における新たな工業団地等

現在、県内の工業団地の空き区画はほとんど無く、熊本県や近隣自治体において新たな工業団地造成が計画されている。

自治体名	想定面積 (ha)	場所 (概要)	分譲開始予定時期
熊本県	約 25	菊池テクノパークの西側 (菊池市旭志川辺、渡水町永)	2026年度
	約 25	中九州横断道沿い (合志市)	2026年度以降
	約 25	八代インターチェンジの北東部 (八代市)	2028年度
熊本市	約 21	熊本市東区戸島町(一般県道熊本空港線沿線エリア)	開発事業の進捗に応じて決定
	約 8	熊本市東区戸島町(国道443号沿線エリア)	2025年5月開発許可を取得し、本年度に整備始
	約 16	熊本市北区改修町(北熊本スマートインターチェンジ周辺エリア)	開発事業の進捗に応じて決定
西原村	約 8	島子地区 新工業団地(仮称)	2024年7月～購入申込の受け付け開始
益城町	約 9	グランメッセ熊本北側付近	2025年6月
合志市	約 11	セミコンテックパーク西側付近	2025年度
大津町	約 10	セミコンテックパークの北東部	2027年度
菊陽町	約 25	セミコンテックパーク(JASM工場)の南側	2031年度

(出典) 各自治体の公表情報をもとに本庁が作成

整備部分は J A S M工場の近接地に集中している。株式会社ジョイント社 (事業B) は 2024 年 5 月に開発許可を得て、現在、造成中であり、2027 年頃の整備完了を見込んでいる。株式会社林倉庫 (事業A) は地域説明会を開催するなど手続きを進めている。

県内の工業団地は既存の区画がほぼ完売状態にあるため、熊本県や周辺町村でも新たな用地確保が早急に進められている。熊本県は県内 3 か所で 2026 年度から 2028 年度にかけて分譲を開始することを目指して整備中である。

3. 産業用地整備の方針、取組等
 新たな産業用地整備事業の推進（令和5年度事業に加えて実施するもの）

- 令和5年度(2023年度)
 「土地利用方針検討委員会」で、産業用地整備事業の対象区域等を議論
 ※ 都市マスタープランにおける土地利用方針を議論する附属機関
- 令和6年(2024年)8月
 「都市計画審議会」に対し、産業立地型地区計画の基準等を報告
- 令和6年(2024年)9月
 「市街化調整区域における産業立地型地区計画の運用基準」の施行
 → 「産業ゾーン」へ引き継ぐ対象区域(6地区)等を設定
- 令和7年(2025年)2月
 新たな産業用地整備事業の対応や道路整備の方針等を発表
 → 官民連携による用地整備事業

産業用地の開発に向けた相談対応や支援の開始(随時受付)

3. 産業用地整備の方針、取組等
 産業用地整備事業の対象地区(産業ゾーン)

新たな産業用地整備事業で
2地区を追加

今後の用地確保に向けて、市街化調整区域における開発手法を整理した。2024年8月に「産業立地型地区計画」の基準を策定し、同年9月より運用している。これにより、農地が多い調整区域においても、一定の基準のもとでゾーニングを行い、計画的な産業立地を可能にしている。

産業用地開発の対象エリアとして、高速道路のインターチェンジ沿いや、空港周辺をゾーニングしている。具体的には、植木IC、北熊本スマートIC、城南スマートICの周辺に加え、新たに下硯川IC、和泉ICの周辺および熊本空港周辺を対象地区として設定した。

3. 産業用地整備の方針、取組等

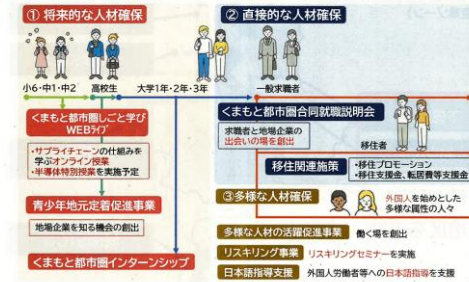
【参考】産業用地整備事業の対象地区(産業ゾーン)

赤字=R5事業からの追加エリアや範囲

特別基準 (R5公算適用)		R6改定後基準 (通常)	
エリア・地区名	範囲の概況	エリア・地区名	範囲の概況 (※)
1 植木IC	概ね1km内	1 植木IC	概ね1km内 ・国道3号沿線
2 北熊本SIC	概ね1km内	2 北熊本SIC	概ね1km内 ・熊2田町改善町第1号線沿線
3 城南SIC	概ね1km内	3 城南SIC	概ね1km内 ・主要地方道宇土甲佐線及び 小川原高橋の沿線
		4 下観川IC	概ね1km内
		5 和泉IC	概ね1km内
4 戸島エリア		6 熊本空港周辺	概ね5km内かつ①～⑤の沿線
①一般県道熊本空港線 沿線		①一般県道熊本空港線	
②国道443号 沿線		②国道443号	
		③一般県道益城高尾線	
		④熊鷹瀬野小山町7丁目第1号線 (国体道路と空港線の間の市道)	
		⑤小山町平山町第1号線 (国体道路)	

4. 本市の主な取組

(1) 人材確保・育成支援



(4) 市の主な取組

教育委員会と連携し、小中学生を対象とした「くまもと都市圏しごと学びWEBライブ」に半導体企業の講座を組み込むなど、早期からの啓発を行っている。また、合同就職説明会において、半導体企業と求職者のマッチング機会を作っている。

4. 本市の主な取組

(2) 台湾との交流、連携等

令和6年1月、大西市長をトップとする代表団が高雄市・台南市・新竹市等と交流



令和6年4月、台湾の玉山フィナンシャルホールディングと経済・観光・スポーツ分野での交流等に関する協定を締結

〔玉山フィナンシャルホールディング 概要〕
・2002年設立、本社は台湾の台北市
・玉山銀行が、2022年7月に肥後銀行・鹿児島銀行と連携協定を締結



4. 本市の主な取組

(3) 台湾からの転入者受入環境の整備

台湾の主要都市との交流を強化しており、2024年1月には市長が高雄市、台南市、新

竹市を訪問した。また、同年4月には台湾の玉山フィナンシャルホールディングと包括連携協定を締結し、経済・観光・スポーツ分野での交流促進を図っている。

台湾からの駐在員やその家族の生活を支援するため、市のホームページ等で行政手続きやごみの分別方法などを多言語で案内している。



慢性的な渋滞の解消に向け、「10分・20分構想」を掲げている。これは中心部から高速道路ICまでを10分、熊本空港までを20分で結ぶ高規格道路を整備する計画であり、国や県と連携して長期的に取り組んでいく方針である。

(5) 今後の主な課題

第二工場の稼働に向けた課題として、民間による産業用地整備への伴走型支援の継続、慢性的な渋滞対策の深化、地場企業の人材確保支援、住宅需要や教育ニーズの変化への対応を挙げている。特に台湾人コミュニティの形成に伴う生活支援の充実が求められている。

(6) 委員からの主な質疑

Q. SEMICON Japan には市が自主的に出展したのではなく、熊本県がブースを出したから、市がそこに参画したという認識でよいか。

A. 県がブースを出展することは事前に知っており、参加は各自治体の判断に委ねられて

いた。本市は企業誘致を行う部署が市内への企業の進出を呼び掛けるために、営業に行ったという認識である。

Q. 県がブースを出さなかったとしても、市として出展していたか。

A. 県がブースを出さなかったとしても、SEMICON J a p a n 2026に出展しているブースを回って、本市の誘致活動をしていたと考える。また、一昨年にはSEMICON T a i w a nに県と一緒に出展し、本市への誘致活動を行った。

Q. 半導体関係産業集積推進本部の設置は、TSMCの進出確定後になされたものか、当初から計画されていたのか。

A. TSMCの進出をきっかけに設置し、想定される都市課題に対応するプロジェクトチームを編成した。庁内を横断する体制で、環境対策や国際交流、サプライヤー誘致に向けた産業用地整備等に総合的に取り組んでいる。

Q. 企業が進出してくる機会があっても工業用地がないこともあり、用地不足を解消するための用途変更などの手続には、県と市の緊密な連携とスピード感が不可欠だと考える。熊本県と熊本市はどのように連携したのか。

A. 県市で方向性を共有して、スピード重視で民間主導の開発を推進している。農地転用のハードルが高い調整区域に対しては、県が認定主体となる「地域未来投資促進法」を活用して連携し、許認可の手続を円滑化する仕組みを構築した。人事交流も活発で、職員の相互派遣や県からの課長補佐級職員を受け入れることにより、密接な情報共有と調整の迅速化を図っている。

Q. 地域未来投資促進法に基づく農振除外は、通常の5年に1回の定期見直しを待たずに適宜実施することが可能なのか。当該の法律を活用した際の手続きの柔軟性や、迅速な用地確保に向けた運用の詳細について確認したい。

A. 本法に基づく計画が認定されれば、産業用地として整備するエリアに限定して限定的に除外が可能となる。

Q. 産業用地整備は定期見直しを待たず、計画に基づき随時進める形と理解したが、民間が開発する3つの地区のうちBが先行しているが、AとC地区で進捗に差が出ている要因や現在直面している課題を確認したい。

A. 3地区一齐に着手を開始したが、B地区は規模の小ささから先行している。A地区は大規模なため時間を要しているが、今年度中の開発許可を目指している。C地区は埋蔵文化財が発掘されたため対応が必要となり、進捗に遅れが生じている。

Q. C地区の近くには高速道路のインターチェンジがあり、その建設工事の際に、周辺に埋蔵文化財があるということが予想できたのではないか。

- A. 事業者は埋蔵文化財の存在を承知して参画しているが、遺構を避けるための建物配置や技術的な検討に多大な時間を要している。
- Q. この3地区の民間開発は、用地選定から民間が主導していることから、行政としての連携というのは、許認可等の手続きの面で連携しているという認識で良いか。
- A. 協定に基づいて役割を分担している。民間は用地取得や工事、分譲を担い、市は地区計画等の基準見直しや許認可支援を行う。民間の機動力と行政の制度設計を組み合わせ、一体となって誘致を加速させていると考える。
- Q. 地域未来投資促進法の活用にあたり、行政が広域的なエリアを指定した上で、民間が具体的な場所を選定したということか。
- A. 民間事業者が場所を選定し、地権者の合意を得た後に市へ相談する。行政はそれを受け、地域未来投資促進法に基づくゾーニングや国への申請を行う。
- Q. 民間が候補地を決めて、それに後追いで行政が支援に入っているのか。また、行政の支援というのは人的支援ということになるのか。
- A. 法の要件に合う場所を選定した後に、市が伴走支援として各部門との橋渡しを行う。複雑な制度ではあるが、担当課がマンパワーを駆使して、農業や土木等の関係課と調整し、事業者がスムーズに進められるよう強く支援している。
- Q. 民間企業だけで地権者に開発の交渉しに行くよりも、行政が支援している方が、地権者としても安心できる印象があるが、その点で何か取り組みをしているのか。
- A. 地元説明会に市職員が同席し、事業の意義を直接説明することで地権者の信頼を確保している。価格交渉には関与しないが、個別訪問への同行などを通じて行政の姿勢を明示し、民間の交渉を強力に支援している。
- (意見) 地権者からすると、開発後の環境の変化など不安に思うこともあると考えるが、行政が伴走で支援してもらえると、何かあっても行政がきちんと面倒を見てくれるという安心感につながるので、すばらしい取組だと考える。
- Q. 農地転用を伴うゾーニングを行う際に、農業振興を優先すべき区域と開発を認める区域の線引きや優先順位をどう考えているのか。
- A. 交通利便性の高い高速道路周辺や、T SMCが立地する北東部を重点エリアに選定した。無秩序に開発が進むことは避けたいと考え、庁内の都市計画や農業担当の部署と協議を重ねて、農業への影響に配慮しつつ戦略的な区分けを行っている。
- Q. 深刻な交通渋滞の説明があったが、市内は公共交通がかなり発達しているように見受けられる。郊外や不便な地域への移動は自動車に頼らざるを得ないということなのか。
- A. 熊本市は車社会で、それに伴う渋滞を最優先課題と捉え、県と市のトップが連携して

対策を推進している。交差点の改良や高規格道路の整備といったハード面と、時差出勤や公共交通への転換を促すソフト面の両面から、渋滞の解消に全力を注いでいる。

Q. 隣接する菊陽町にTSMCが進出した際に、熊本市内への誘致も検討されたと考えますが、好条件がそろう中で熊本市外へ進出することになった背景には、市内の工業用地不足という課題があったのか、当時のいきさつや真意を確認したい。

A. TSMCが立地する場所は、セミコンテックパークという既に半導体企業が集まっている場所で、東京エレクトロンやソニー等の拠点が立地しているところである。TSMCの進出も、県がこれらの既存企業との経済合理性を重視しつつ主導し、集積地への立地が決定した。結果として、菊陽町が地方交付税の不交付団体になるような莫大な税収を得る一方で、就業者の6割が熊本市内に居住し、インバウンド需要や住環境面で市も大きな恩恵を受けている。市としては、都市機能を充実させ、更なる集積の呼び水となる「都市の役割」を全うすることで、地域全体の共栄を目指していく。

Q. TSMCの進出によって土地バブルとメディアに取り上げられるほど地価などの価格が上がったと聞いているが、それは県の予想外の規模だったのか。

A. TSMC周辺の菊陽町などは地価や家賃が熊本市内中心部並みに急騰し、市場が過熱しているが、熊本市内への直接的な影響は周辺部ほどではない。立地場所に近いエリアで顕著な価格上昇が起きている。

Q. 熊本市として人口や税収の増加という直接的な恩恵はないのか。

A. 人口は微減傾向だが、台湾出身の住民数は進出前と比較して3倍超に急増した。固定資産税増加など直接的なものはないが、インバウンド等を通じた間接的な税収への好影響を実感している。

Q. TSMCの進出に伴うPFAS等の環境汚染や排水への懸念について、市民からの反対運動や不安の声はあるか。

A. 市民の関心は高く、県と連携して水質・地下水量の監視を強化している。検査回数を増やしたり、地下水の水位をリアルタイムに公開するなど、データの「見える化」を徹底し、丁寧な情報発信により住民の不安解消に努めている。

Q. 異常値が検出されたときには、TSMCへ是正や情報開示を求める権限や協定はあるか。

A. 環境部門を担当していないため詳細は把握していないが、JASM以外にも多くの工場があるため、異常時は、まず詳細な分析が必要だと考える。市として高い関心を持って注視しており、必要があれば行政として適切に指導を行い、対策を講じる。

Q. 県も含めて、企業と直接意見交換を行う会議体はあるか。

A. 特にはない。

Q. 菊陽町や県と広域的に連携するような取り組みではなく、各自治体が個別に対応している状況なのか。

A. 環境対策は県全体の課題として、J A S Mの進出を機に県が設置した対策本部を中心に全面的に取り組んでいる。市としても県と密に情報共有を図り、環境部局間で緊密に連携しながら対応を進めている。

Q. 雇用確保について、大手企業は本社一括採用が多く、地元採用に限られる中で、市としてどのような対策をしているのか。また、具体的に要望活動を行っているのか。

A. 大規模製造業は本社採用が主で市への支援要請は少ない。現状は人材確保に苦勞しているITやコンテンツ系のオフィス企業を対象とし、専門学校や大学との橋渡しを支援しており、製造業への直接的な雇用促進は今後の課題である。

Q. 次世代の半導体への投資が加速する中で、人口増やインフラ負荷等の諸課題がさらに深刻化する懸念がある。市として、これらを見据えた将来推計や具体的なデータ、今後の対策の展望はあるか。

A. 第2工場の着工や新製品計画は把握しているが、企業の機密情報やグローバルな投資判断のため、行政でもメディアから情報を得ている状態であり予測は困難である。第3工場の構想も当初はあったが現在は停滞しており、先行きは不透明な状況である。

Q. 熊本大学や高専等で手厚く専門人材を育成する体制を整えているが、数年後に卒業生が輩出され始めたとしても、専門人材の不足は解消されないと考えているのか。

A. 高度な経営・技術人材は現状でも不足しており、供給が追いついていない。県は台湾の産学連携をモデルに、九州一体で連携する構想を練っているが、まだ取り組みは半ばだと考えている。

Q. 専門人材の育成は、卒業生を地元に残める縛りのような考えではなく、広く全国へ優れた人材を輩出するという、より大きな視点での取り組みと捉えてよいか。

A. 市は小中学校を所管する基礎自治体のため、高等教育の進路詳細は把握していない。制度的な縛りはないが、本音としては熊本で育った人材が地元に着し、地域の力となってほしいという強い期待がある。

Q. 大卒に限らず、工場現場での地元採用枠や、高卒、専門学校卒などの技能職の採用実態はあるか。

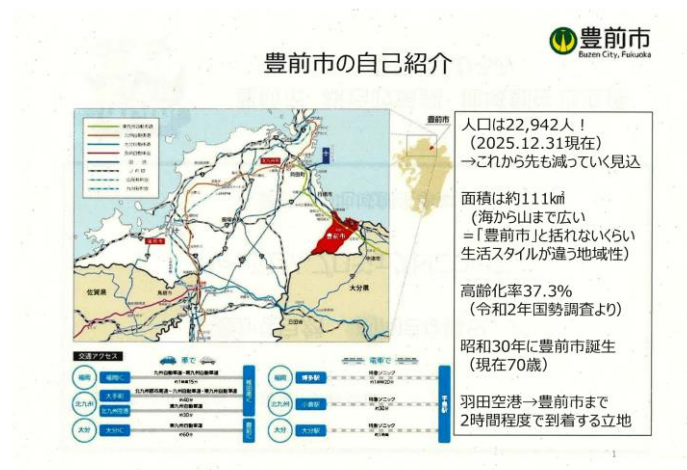
A. 部門によって異なるが、工場での従事者や機器のコントロールをする従業員であれば、地元採用が考えられる。

【豊前市】

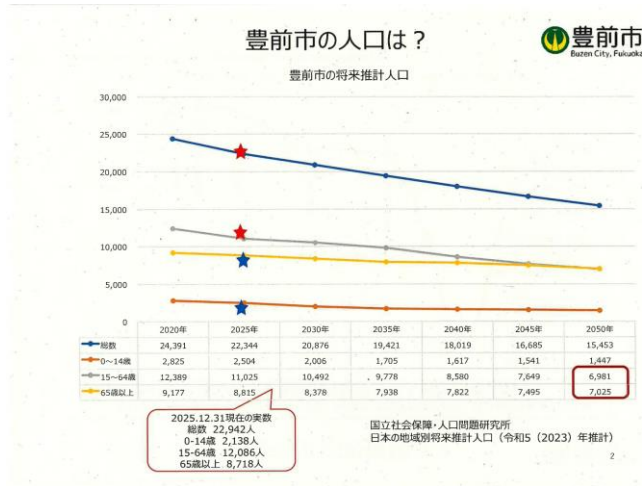
1. 市勢 市制施行 昭和 30 年 4 月 14 日
人 口 23131 人 (令和 7 年 4 月 1 日現在)
面 積 111.1 平方キロメートル
2. 財政 令和 7 年度一般会計当初予算 168 億 7700 万円
令和 7 年度特別会計当初予算 35 億 5721 万円
令和 7 年度企業会計当初予算 19 億 7221 万円
合 計 223 億 2942 万円
3. 議会 条例定数 13
3 常任委員会 (総務、文教厚生、産業建設)
2 特別委員会
(企業誘致、豊前開発環境エネルギー株式会社)

4. 視察事項 Re : ぶぜんプロジェクトについて

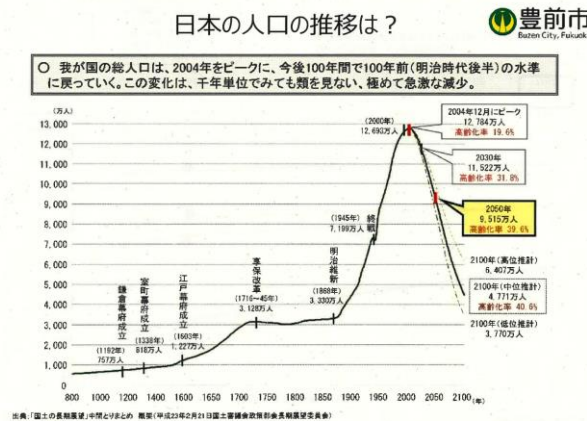
(1) 豊前市の概要



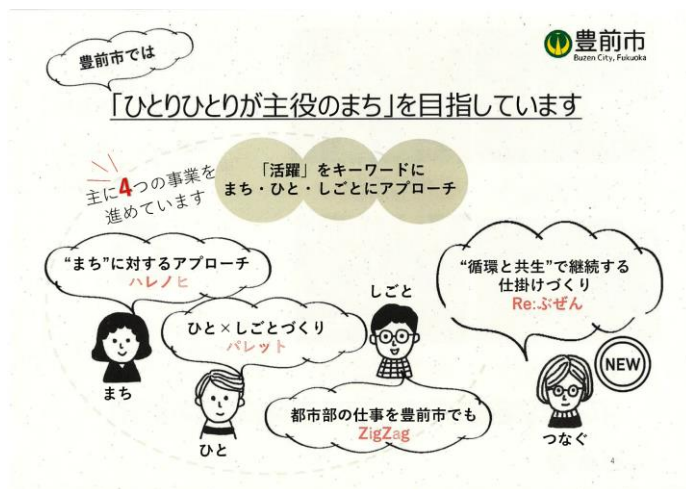
豊前市の人口は 2025 年末時点で 2 万 2940 人。説明者が入庁した約 7 年前と比較して、約 5000 人減少しており、急激な人口減少に直面している。市制施行 70 周年を迎える歴史ある街であり、海、山、川という豊かな自然環境と、製造業の工場が集積する第二次産業の側面を併せ持つ。関東圏からも北九州空港を経由して約 2 時間でアクセス可能であり、その立地の良さを活かした展開を模索している。



将来人口推計のグラフと比較すると、現状の生産年齢人口（15～64歳）は想定よりも多く推移している。これは市内の工場で働く外国人住民の増加が要因であるが、外国人を除いた日本人住民のみのデータで見れば、減少のスピードは極めて速い。2050年には生産年齢人口が65歳以上の人口を下回ることが予測されており、「1人が1人を支える」という現在の社会構造すら維持できなくなるという強い危機感がある。この深刻な未来に対し、いかに挑戦していくかが本プロジェクトの核心である。



日本の総人口は2004年をピークに、過去に例を見ないほどの急角度で減少している。このジェットコースターのような降下を経験した人類は過去におらず、誰も正解を持っていない。そのため、本プロジェクトも「成功事例」として提示するものではなく、暗中模索の中で試行錯誤を繰り返している「挑戦の過程」である。できない理由を探すのではなく、一歩ずつ進むしかないフェーズにあると考える。

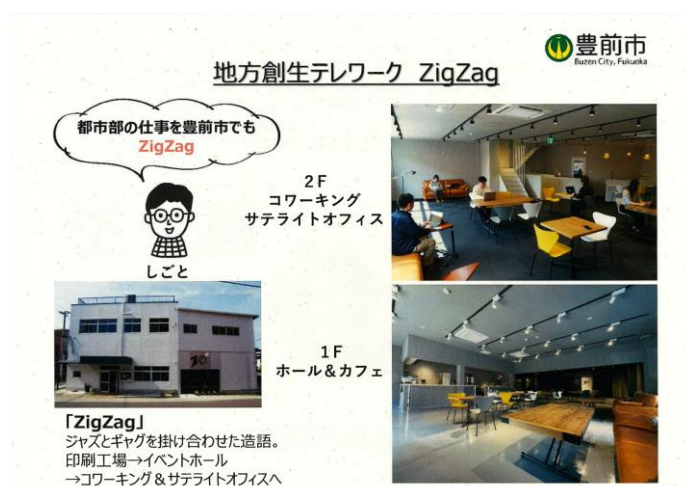


国が主導する地方創生を単に受け入れるのではなく、地域が主体となる地域創生を目指している。市民一人一人が自分のなりたい姿を体現できる「主役のまち」を実現するため、外の組織や人と繋がり、活躍できる仕組みを構築している。厳しい財政状況を鑑み、単独の市予算に頼るのではなく、国の補助金や民間資金を積極的に獲得する「営業」の動きを強化している。その具体策として、「ハレノヒ」「ZigZag」「おしごとパレット」「Re:ぶぜん」の4つのプロジェクトを連携させている。

(2) ひとりひとりが主役の豊前市「ハレノヒ」実現プロジェクト

「ハレノヒ」とは、個人が満足感や充実感を得られる特別な時間を指す。ここでは、定住人口や関係人口という枠を超えて、豊前市に関わるすべての人を「活躍人口」と再定義している。具体的な施策として、宇島駅周辺の賑わい拠点の整備、民間企業と連携した森林セラピーや高齢者などのデジタルデバイドを解消する学びの場の提供、そしてボランティア活動の支援など、多角的なアプローチによって活躍の場を創出している。

(3) 地方創生テレワーク ZigZag (ジグザグ)



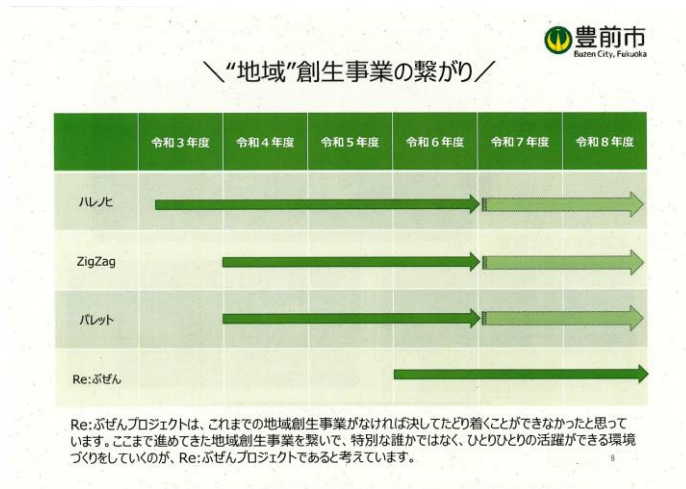
使われなくなった元印刷工場をリノベーションし、コワーキングスペースとサテライトオフィスを兼ね備えた施設「Z i g Z a g」(ジグザグ)を開設した。1階はカフェやイベントが可能なホール、2階はコワーキングスペースとして活用されている。ここには、ふるさと納税の業務代行を行う企業や、地域貢献に意欲のある土木会社が入居しており、単なるオフィスビルではなく、地域と企業が交差する拠点としての役割を担っている。

(4) おしごとパレットプロジェクト



人手不足の先にある「人手不在」の時代への対策として、短時間・単発のワークショップを推進している。働きたい意欲はあるが、介護や育児でフルタイム勤務が難しい層をターゲットとし、業務を細分化してマッチングを行う。この事業は、行政が直接行うのではなく、一般社団法人が厚生労働省の委託を受けて運営することで、行政の枠組みにとらわれない柔軟でスピード感のある展開を可能にしている。

(5) 地域創生事業の繋がり



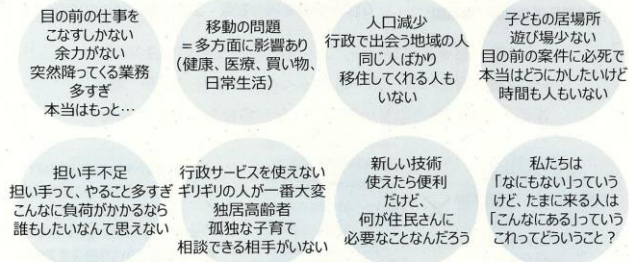
令和3年度からスタートした各事業は、それぞれが独立しているのではなく、共通のビジョンに基づき一貫した文脈で繋がっている。これらの地道な積み重ねが土台となり、現在のRe:ぶぜんプロジェクトへと発展している。プロジェクトの立ち上げにあたっては、いきなり事業を開始するのではなく、庁内横断のワーキンググループによる入念な準備期間を設けた。

(6) 庁内横断のワーキング



従来の行政の縦割りを打破するため、若手、中堅職員を中心とした部局横断のワーキングを実施した。テーマは「10年後の暮らしたい豊前市の未来」とした。専門性が高まりすぎたゆえに部局間で課題を押し付け合うのではなく、できない理由を挙げる前に「どうすればできるか」を共に考える、庁内の仲間づくりから着手した。

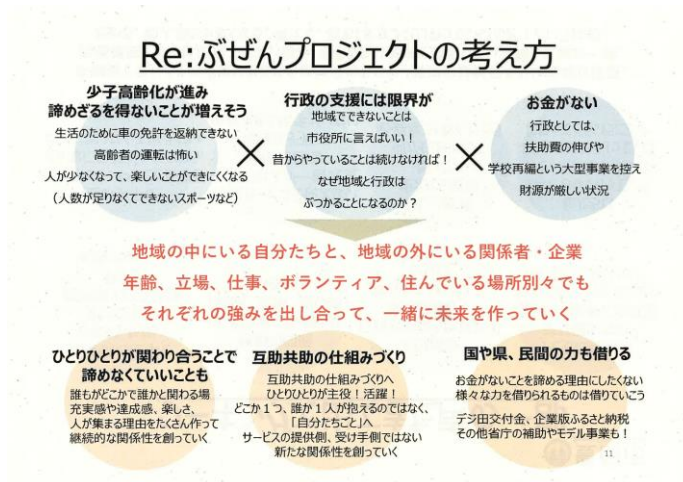
ワーキングで出てきた声の一部



各職場で感じるその根底にあるものは共通のもので、解決方法が見えない複雑な課題。担当業務だけでは解決できない悩み。暮らしたい未来を実現したい気持ちは誰も一緒。だから、他人事じゃなくなる。考える。私も「まちづくり」やっていいんだ！という体感。

ワーキングを通じて、行政内部からは「突発的な業務に追われ、未来を考える余裕がない」「考える力が失われている」といった声が上がった。また地域側でも、移動手段の確保、活動担手の固定化、子供の遊び場の不足といった複合的な問題が浮き彫りになった。これらは特定の課だけで解決できるものではなく、分野横断的な対応が不可欠であるという認識を共有した。

(7) Re:ぶぜんプロジェクトの考え方



人口減少による諦めムードを、地域との共創によって前向きな力に変えることを目指している。行政を「サービス提供者」、市民を「消費者」とする従来の関係を脱却し、双方がパートナーとして共に街を作る仕組みを再構築する。また、挑戦に伴う財源不足については、国の交付金や企業版ふるさと納税などの外部資金を戦略的に獲得することで解決を図っている。

組み合わせて活用する横断的な施策展開を実現している。



公民館を中心とした「小さな拠点 2.0」の構築を目指している。将来的な学校再編を見据え、地域のコミュニティ機能を維持するための仕掛けである。具体的には、資源回収 (MEGURU STATION) をフックに人が集まる場を作り、そこで得た収益を地域活動の財源に還元する。移動支援や荷物預かり、多世代が交流できるお茶の間のような機能を日常の動線上に配置し、住民が自然と集まる仕組みを構想している。

(9) これまで進めてきたこと (分野横断&官民横断)

The infographic, titled "What we have achieved so far" (これまで進めてきたこと), focuses on "Cross-sector and Cross-government collaboration" (分野横断&官民横断の関係づくり). It features three photos: a group of people in a meeting, a group of people working at computers, and a group of people in a meeting. A text box states: "With the same goal of 'Re:busen Project's goal: Future = Heartfelt Future Realization', we are facing a big challenge as we overcome internal bureaucratic divisions and go beyond government boundaries." (同じ目的「Re:busenプロジェクトの目指す未来＝心豊かな未来の実現」に向け、行政内部の縦割りも、官民の枠も超えていくことが大きな挑戦となっています)

豊前市を想うひとたちとつながることができることの重ね合わせを進めています

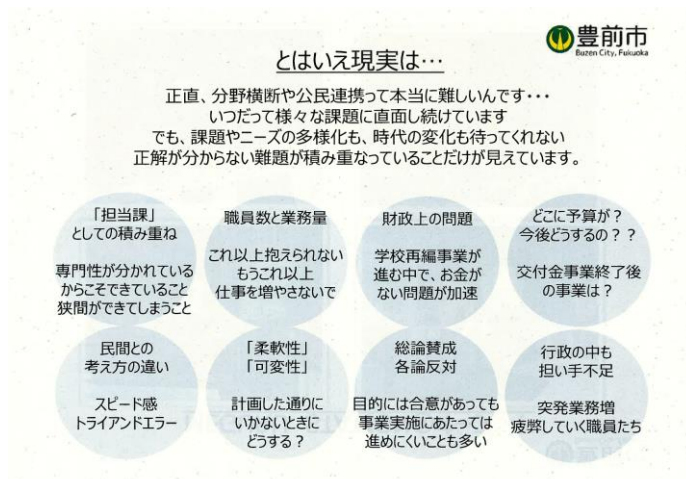
行政内部の連携に加え、市内外の民間企業、専門家、Uターンした若者、地域住民など、多様なステークホルダーとの対話を重視してきた。行政が正解を提示するのではなく、共感の輪を広げることで、自発的に手助けをしてくれる協力者を増やす取り組みを続けている。

(10) これまで進めてきたこと (分野横断&官民横断)



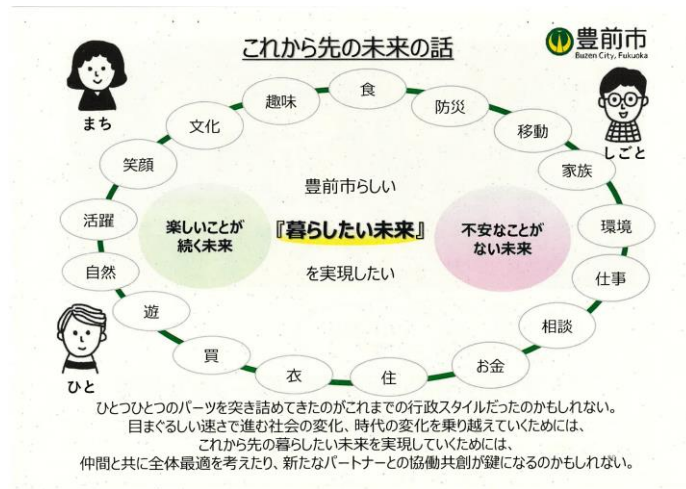
ゴミの減量化とコミュニティ活性化を同時に図る施策として、資源回収ボックスを設置した。単なるゴミ捨て場ではなく、回収資源の売却益で無料のコーヒーを提供したり、子供に駄菓子を配ったりすることで、交流のきっかけを作っている。これにより、公民館長への負担を軽減しつつ、住民が楽しみながら地域課題解決に貢献できる仕組みをつくっている。

(11) 現実とは…



プロジェクトを進める上での現実的な障壁も多い。組織の縦割りや専門性の壁、これまでの歴史的経緯を乗り越えるのは簡単ではない。職員は目の前の定型業務（短距離走）で手一杯であり、長期的な地域創生（マラソン）に注力しにくい現状がある。また、ゴミ減量化の事業一つとっても、短期的な費用対効果を求める声と、10年後のビジョンを重視する考えとの間で激しい議論や葛藤が生じている。

(12) これから先の未来の話



「なりたい未来」から逆算して今やるべきことを決める「バックキャストिंग」の手法を採用している。防災、教育、移動、介護といった個別の課題を「点」で捉えるのではなく、全体最適の視点で「線」として繋ぎ、楽しい未来と安心できる未来の両立を目指す。これには行政の力だけでは限界があり、志を同じくする新たなパートナーとの協働が不可欠である。

(13) 豊前市で変化し始めたこと





こんなことを進めている豊前市で起こり始めたこと②

人が集まる場所が増えました！笑顔が増えてきました！

プロジェクトの進展に伴い、市外の団体や企業が豊前市の取り組みを支援してくれるケースが目に見えて増えている。市内でも物理的な拠点が増え、地域住民の笑顔や、今まで出会わなかった人同士の交流という数値化しにくいポジティブな変化が生まれている。こうした小さな成功の積み重ねが、地域の空気を少しずつ変え始めている。

(14) 豊前市の営業活動の成果



こんなことを進めている豊前市で起こり始めたこと③

ご注目いただくことが増えました！
豊前市のことをご紹介します機会も増えました！

今日のご視察も！

取り組みが評価され、外部からの登壇依頼が増えている。東京でのシンポジウムでは200人の聴衆を前に豊前市の宣伝を行い、大阪のイベントや内閣府の報告会でもプレゼンを行った。また、専門誌への寄稿などを通じて、豊前市の取り組みを全国に発信している。これらはすべて、将来的な投資や協力者を呼び込むための営業として戦略的に行っているものである。

(15) 今後挑戦していきたいのは心地よい協働のカタチ



Re : ぶぜんプロジェクトを一時的な流行で終わらせず、持続可能なシステムとして定着させることが今後の課題である。異なる立場の人々が、互いの専門性や想いを尊重しながら、共通の目的に向かって歩み寄る心地よい協働の形を模索し続ける。

(16) 委員からの主な質疑

Q. 地域活性化企業人材制度の活用は（株）ニコン日総プライムとつながる地域づくり研究所の2社か。

A. ニコン日総プライムとつながる地域づくり研究所と三者協定を締結しており、ニコン日総プライムの1人に依頼している。ニコン日総プライムが従業員の定年退職後も社会貢献を志す人材の活用を考えていたときに、つながる地域づくり研究所が市の抱える課題とマッチングをしてくれたことがきっかけである。当初から制度利用を目的としたわけではなく、対話の中で解決策の最適解として導き出された。民間の知見を地域支援に繋げ、シニア層の活躍と地域活性化を両立したい。

Q. 地域おこし協力隊も関わっているのか。

A. この取り組みには関わっていないが、「ハレノヒ」プロジェクトは豊前市観光まちづくり協会が主体となり、駅前の賑わい創出や環境整備を推進している。協会には複数の地域おこし協力隊が所属しており、実質的な協働体制が構築されている。プロジェクトの活気に惹かれて協力隊を志望する者が現れるなど、事業の展開と人材確保が相乗効果を生んでいる。

Q. 年間の人件費はいくらか。

A. 総務省の地域活性化企業人材制度を活用し、経験豊富なシニア人材を確保している。市は約650万円の負担金を支払う一方で、企業側も企業版ふるさと納税等を通じてRe : ぶぜんプロジェクトを支援するなどの相互関係を構築している。単なる一方的な支援では

なく、双方が対等に切磋琢磨する独自の運用を実現している。制度枠に留まらない、民間知見の活用と地域貢献を両立させた連携体制である。

Q. 人口増加が困難な現状において、人口増を目指すのではなく、減少している中でいかに地域をソフトランディングさせて持続させるかという豊前市の姿勢には共感する。国交省のデータに基づき、減少社会を前提とした地域の維持管理や将来像に関する市の基本的な理念及び持続可能な地域づくりへの考え方を聞きたい。

A. 議会などの公の場では人口維持を掲げつつも、内部の企画段階では減少を前提に動いている。近隣自治体と人を奪い合うのではなく、今いる一人一人の住民を大切に作る姿勢を重視する。数値目標に固執せず、住民が居心地よく過ごせる環境を整えることで、無理のない地域の持続を目指していく。

Q. その考えは全庁的に共有されている考え方なのか。

A. 全庁的な意識共有には大きな壁がある。企画部門は人口減少を直視しているが、現場の各部署では既存計画の遂行が優先され、部局間の連携に苦慮しているのが実情である。また、近隣と人を奪い合うのではなく、例えば、四日市市のような遠方の自治体と考えを共有し、連携を図っていくことも手段の一つだと考える。

Q. 市長はどのように考えているか。

A. 令和7年4月に市長が交代したため、新市長がこの取り組みをどこまで理解しているかは分からない。前市長は全体像を認めた上で自由に活動させてくれる姿勢だったが、現在は、対外的な説明や議員への説明が十分ではない状態である。そのため施策の推進に障壁が生じやすい状態にあり、周囲の協力をいかに得るかが今後の課題となっている。

Q. 人口減少を「止める」という建前で説明すると、議会から実績やデータを厳しく追求される懸念があり、むしろ人口減少を認めた上での街づくりの施策であると、正直に議会へ伝えた方が、政策の意図が伝わりやすいのではないか。その上で、実際の議会で人口増減などの実績を求める厳しい声は上がっていないのか。

A. 現在の議会では人口減少の推移よりも、個別の予算執行状況や委託事業の内容に関する質疑が中心となっている。しかし、ご指摘のとおり「人口減少を止める」という説明を続けると、将来的に実績を厳しく問われるリスクがある。この視点に立ち、今後は説明の仕方や政策のスタンスを改めて再検討していきたい。

Q. 対外的に人口増を目標として掲げているが、本音では人口増加は不可能であると認識した上で、現実的な施策に取り組んでいるように見て取れるが、この姿勢が活動の根底にある考え方という認識でよいか。

A. 人口の数そのものを追い求めるのではなく、住民一人一人の生活の質（QOL）やウ

エルピーイングを高めることに注力すべきだと考えている。数値を目標にするよりも、生活の幸福度を向上させる施策に舵を切る方が、結果として地域にとってより効果的であると考える。

Q. 人口減少は避けられないことは多くの住民が理解していると認識しているが、そんな周知の事実を、なぜ公言できないのか。

A. 発言の責任を負う役職者は議会や地域への説明に慎重にならざるを得ないと考える。

Q. 大都市が人口を増やす中で他都市と比較され、誰もが内心では不可能だと理解しつつも、地方が無理に人口増を掲げ続けなければならない政治的、社会的な葛藤をどう考えているか。

A. 現在は正解のない過渡期であり、大都市の模倣ではない「その街らしさ」の追求が重要だと考えている。豊前市にはチェーン店がないが、それを欠点とせず、独自の価値として捉え直す視点が必要である。職員一人一人が地域の魅力を自分事として体感し、愛着を持って取り組むことが、人口減少社会における持続可能なまちづくりの鍵となる。

Q. イベントに参加するだけの住民と、主体的に関わる側との間にある温度差が大きいと感じており、こうした意識の乖離をどのように解消し、住民を活動に巻き込んでいったのか。

A. 参加と参画の温度差を埋めるため、お仕事パレットプロジェクトを通じて仕事という面から無関心層を活動に誘い出している。実体験者の声が拡散されて周囲に広がることを期待して、小さな成果の積み重ねによる変化を待っている。

(意見) 単なる参加に留まりたい人も多く、責任ある参画へと無理に誘うと人が離れてしまう恐れがある。組織をうまく動かすには、参加のみを希望する層をそのまま受け入れる視点も必要であり、多様な関わり方を認め、人の出入りがある現実を柔軟に捉えることが、結果として安定した組織運営に繋がるように思う。

Q. 地域コミュニティを構築する際の基礎的な単位として、公民館を一つの基準としているのか。

A. コミュニティ形成には二つの柱があり、一つは公民館を拠点とした地縁組織で、学校再編後の住民の拠り所となるよう整備を進めている。もう一つは、既存の組織には参加しにくい層に向けた、市全域を対象とする新しい居場所である。これら性質の異なる二つのコミュニティを相互に連携させていくことが重要だと考えている。

Q. 旧町村が合併して豊前市になったと説明されたが、公民館を単位とすると、その旧町村の区割りよりも小さい区分になるのか。

A. 公民館の単位は、かつての旧町村に相当するエリアであり、市内には計 11 の拠点が

ある。さらにその下の単位として「行政区」が存在し、各区が独自の集会所を多数保有している。公民館単位で地域づくり協議会が活動しているが、参加者が特定の高齢層や活動的な住民に固定化されている点が課題である。普段、あまり活動に参加しない層は発言しにくく、意見を反映させる機会が失われている。

Q. 特定の場所に縛られないコミュニティについて、市内外から誰でも参加できる「指とまれ」形式だと考えたが、地縁に基づかない自由な繋がりに対して、市がどのようなサポートを行っているのか。

A. 市内での資金循環を目指し、Re：ぶぜんプロジェクトを通じて中間支援組織を育成したいと考えている。現在は、外部委託による市外への資金流出が課題だが、市内に中間支援を担う法人を設立、育成することで、経済の地産地消を狙う。「お仕事パレットプロジェクト」でその担い手を募り、自律的な支援体制の構築を目指している。

Q. 公民館の館長の成り手がいないと説明があったが、館長はどのような立場の住民が就いているのか。

A. 公民館館長は会計年度任用職員（週 29 時間）として、施設管理と地域づくり協議会の事務局機能を兼務している。この過重な役割が「業務過多」を招き、次期のなり手が見つからないという深刻な後継者不足の要因となっている。

Q. 地域からの推薦で任命するのか、市の独自の人選なのか。

A. 公民館の館長を推薦する会議体が地域にあり、そこで決まった方を地区から推薦してもらう。

Ⅲ. 各視察都市の所感

視察終了後の令和8年1月26日（月）に総務常任委員会を開催し、各委員がそれぞれの視察先について所感を述べて、委員会内で各委員の意見を共有した。

(1) 佐賀県

- ・差別解消3法などの制定背景にあるとおり、人権問題の複雑多様化と困難さを改めて理解した。人権侵害を許さないという全国的な動きについて、それぞれの団体や個人がどう向き合うべきか再認識している。人権問題は決まった結論が出るものではなく、個々の意識や、差別を受けた側の捉え方次第で事態が180度変わる性質を持つ。そのため、自身の意識や言葉の受け取られ方に細心の注意を払う必要があると考える。
- ・当日に委員のひとりから「佐賀県としては県の条例がある状況で、市町にどんな役割を期待するのか。住民にとっては二重のルールがある状況ではないか」という質疑があったが、それに対して、佐賀県は「市町のそれぞれの特性に合った施策を市町に期待している」と答弁していた。本市の「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」の条例改正では、本市が市民に何を求めるのか、条例の目的や考えを明確に落とし込んでいかなければならないと再認識した。
- ・佐賀県が駅等に分かりやすいパンフレットを設置し、条例に基づき積極的に取り組んでいると感じた。特別な資格のない相談員が現場を支える実情については、もっと深く質問したかった。その上で、相談体制を設けることの重要性を認識した。
- ・佐賀県は三重県の条例を参考に、外部有識者による第三者機関で差別の客観的判断を行っていた。相談窓口の充実も重要だが、解決に向けた次の段階では客観的な裏付けが不可欠となる。県との役割分担や地域性を踏まえると、本市においても独自の視点で判断を下す第三者機関の設置が必要であると再認識した。
- ・相談体制や第三者機関の整備についての議論が今後は重要であると感じた。

(2) 熊本市

- ・学生の地元定着に向け、企業が奨学金返済を支援する制度など、企業側に担ってもらう役割の重要性を学んだ。施策を市税のみで賄うのではなく、企業との連携や役割分担を明確にすべきである。特に産業誘致においては、県との協力体制が強力な効果を発揮することを改めて実感した。本市としても県との連携をより一層深め、

産業振興や人材確保に向けた実効性のある施策を打ち出す必要があると再認識した。

- ・本市にあるキオクシアと熊本県のTSMCとは規模が違うので、一概に比較することはできないものの、人材不足や用地確保といった課題の共通性を確認した。企業の機密であるために、企業と行政の情報共有が困難な側面もあるが、PFAS等の環境リスクに対して、市民の理解を得るための密な連携体制が不可欠である。今後は、企業との信頼関係構築に努めるとともに、熊本市や菊陽町などの類似の企業が立地している自治体と情報交換することも、今後の方向性のひとつとして考えられるのではないか。
- ・教育機関の整備状況や適切なゾーニングによる産業誘導など、地域一体となって半導体産業を支えるという強い意志を感じた。また、工場の進出に伴う交通渋滞という課題に対して、県と市が連携した道路整備等のハード対策が不可欠であることを学んだ。本市においても、産業発展に向けた人材育成や計画的な土地利用、インフラ整備のあり方を検討しなければならないと再認識した。
- ・本市ではキオクシア周辺の渋滞対策が課題となる中、工場の増設を見据えた早期の交通網整備の重要性を再認識した。本市の「工業用地の考え方」は具体的なニーズや規模の明確さに欠けるが、熊本市では民間主導で具体的な協議が進められていた点は学ぶことがあったと思う。

(3) 豊前市

- ・人口減少が進む中で存続に必死に取り組む自治体の強い危機感を学んだ。本市も人口が30万人を切ると事業所税がなくなり、大幅な減収となるが、人口が拡大していくことを前提とした施策を組む本市の執行部は危機感が乏しいと感じた。かつての成長モデルはもはや通用せず、今後は人口減少という現実に対応した持続可能なまちづくりの視点を明確に落とし込んでいかなければならない。行政の意識改革を促し、将来を見据えた現実的な議論を深める必要があると再認識した。
- ・インフラ面では本市は豊前市よりもかなり優位にあるが、そのような規模の異なる自治体を視察したことで、人口増加か個人の満足度かというまちづくりの根本的な方向性を考え直すきっかけになった。単体での施策展開には限界があり、近隣自治体との協働やリーダーシップの発揮による広域連携の重要性を改めて実感した。本市の政策を進める上でも、将来のあり方を整理しつつ、周辺市町との緊密な協力体制を明確に落とし込んでいかなければならないと感じた。

- 行政が自らの課題を認識し、周囲を巻き込んで事業を実施していく姿勢こそが、本プロジェクトの一番重要な部分だと感じた。本市においても、地域課題を的確に見極めながら、できることから着実に取り組んでいかなければならないと考える。
- 都市規模は異なるが、豊前市では目指すべき方向性が具体的な事業として可視化されていた。本市は総合計画以外で将来像が見えにくい現状にあり、ハード整備だけでなく 30 年後などの少し先の将来を見据えた街のあり方を市民に示す重要性を感じた。
- 全国的に人口減少が進む中、都市部で増える「地域に関わらない人口」の増加について危機感を持った。豊前市の事例を通じて、単なる人口数ではなく、地域を支える当事者意識を持つ関係人口を増やす重要性を感じた。本市も都市化によりつながりが薄くなりつつある。明日明後日にすぐに人口が急減少するわけではないが、今すぐ対策を講じておかなければならないと思った。

7. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○富田地区の交通安全対策に取り組んでほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○北大谷斎場の改修や公園の維持管理について、費用対効果を把握したうえで審査しているのか。また、過去3か年の公園施設管理費の㎡単価を知りたい。

⇒議員 北大谷斎場の改修工事は金額に加え、事業者から実施手法等の提案を比較した上で事業者を決定している。また、公園施設管理経費については後日回答する。

○議会報告について、ポイントを絞った説明をしてほしい。また、報告に対する質問は各常任委員会の報告後に行ってはどうか。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○ごみを持ち込む人でクリーンセンターが混雑することがあるが、対策を講じるべきではないか。

⇒議員 持ち込まれたごみの分別に時間を要している。インターネットで公開しているライブカメラの映像から、クリーンセンターの混雑状況を確認できることを周知していきたい。

○羽津地区に住んでいるが、南海トラフ地震に備え、浸水対策を強化すべきでないか。

⇒議員 ハザードマップでは国道1号付近まで浸水が発生するとされている。津波が発生した際は、沿岸部からなるべく遠く、高い場所へ避難してもらいたい。

○物価高騰で栄養バランスの取れた食事ができない人が増えていると感じる。日々の食事に困っている人へ生鮮食品などを届ける手段はないのか。

⇒議員 社会福祉協議会で余っている食品の寄付を受け、必要とする人へ提供する取り組み

みを行っている。生鮮食品の取り扱いについても検討していると聞いているので、社会福祉協議会のホームページを確認してもらいたい。

○費用対効果の視点を持って政策を判断すべきでないか。

⇒議員 議会としても、費用対効果の視点は重要と考えている。

○近鉄霞ヶ浦駅に線路の西側からも駅構内に入れるよう改札口を新たに設けてほしい。

⇒議員 鉄道事業者は対応する予定はないが、鉄道事業者に頼らない方法で改札口を設置できないか地域で議論をしている。

○空き家問題について、市はどのように対応しているのか。

⇒議員 空き家の所有者が対応すべき問題であるため、市で対応するのには限界がある。

空き家問題への対応については「空き家の手引き」という冊子にまとめ、市ホームページで公開しているので参考にしてほしい。

○外国人市民の児童及び保護者に対する日本語教育の機会を設けるべきではないか。

⇒議員 日本語教育を受けられる環境を整える必要があると考える。

○さまざまな事情がある子どもたちの居場所が不足していると感じる。大人が子どもの権利について理解を深めるための啓発が必要ではないか。

⇒議員 市も子どもの居場所づくりに取り組んでいる。すぐに解決する問題ではないが、市が策定した「こども計画」の実効性を議会としても高めていくことが重要と考えている。

○PFASの問題について対策を進めてほしい。

⇒ご意見として承る。

○高齢者の免許返納を後押しする施策を充実させるべきではないか。

⇒議員 5000円分の交通系ICカードを支給する市独自の取り組みを実施している。このほか、公共交通機関の交通網の整備を進めることも重要と考える

○本庁舎に市民の憩いの場となるようなスペースがほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○くすの木パーキングなどの地下施設は災害で大きな被害を受ける可能性があるのではないか。また、9月12日の大雨により、くすの木パーキングで水没した車両に対して補償を行うべきではないか。

⇒議員 今後、市から災害復旧や治水対策について説明を受けた後、議会でも議論していきたい。

○市長が中国の天津を訪問する予定があるが、災害復旧への支援を要請してはどうか。

⇒議員 ご意見として承る。

8. 高校生議会意見書

令和7年度高校生議会からの意見書のうち、
「魅力あるまちづくりについて」の意見を抜粋

A グループ

1. 年代によって集りたい場所の種類が違うので、利便性のいい場所に銭湯とカフェ、図書館、フリースペースのような、どの世代も利用しやすい施設を作ること。
2. SNSで映えるスポットがある、学生も行きやすいカフェをつくること。
3. 新しい図書館を作ることや中央通りの整備など、市がやっていることを高校生が知らないなので、もっとSNSを利用して効果的に宣伝すること。
4. 大四日市祭をもっとにぎやかなイベントにすること。大四日市祭に人は多いが、諏訪神社の四日市祭は人が少なく、四日市市の伝統を学ぶ機会ないので増やすこと。
5. 公共交通を充実させること。三岐鉄道や近鉄湯の山線は本数が少なく不便なので、使い勝手のいいように本数を増加させる。また、三岐鉄道はICカードの運用することと、他にも自転車が走りやすい安全な道をつくること。

B グループ

1. 空き地、空き家の活用
 - ①市が買い取り、駐車場や市営住宅として活用すること。
 - ②ホールやジムなどを作り、部活の大会や演奏会などの県単位のイベントを四日市市で開催すること。
 - ③ユネスコ無形文化遺産に登録されている鯨船行事の知名度を上げるために、鯨船を保管する場所として活用すること。
2. 四日市市の知名度を上げる
 - ①ご当地映画やドラマ、音楽を作ること。
 - ②官民連携して、コンビナートで大きなイベントを開催すること。
 - ③四日市ドームでフリーマーケットを開催すること。

C グループ

1. J R 四日市駅前に関して、余った空間を利用し様々な人が活用できるフリースペースを開設すること。また、各地区にも同様の施設を整備し地域の活性化を目指すこと。
2. イベントに関して、新たなイベントを設立し、イベントの大小にかかわらず市の SNS や各高校の高校生と連携した広報活動を行うこと。
3. 観光に関して、SNS を用いた広報活動やお茶を用いたスイーツ等をつくることで名産品であるお茶の知名度を上げ、四日市コンビナートの夜景等、四日市といえば、というものを増やすこと。